

第1章 基本方針

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ的確に展開するため、市やその他の防災関係機関の緊急時の組織体制を敷くとともに、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うなど、システム等を活用し、正確な情報の収集・伝達体制を確立し、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2節 円滑な応急活動の実施

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性の確保も考慮しつつ、対策内容を点検、整備の上、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	職員防災マニュアルに基づく非常配備体制により活動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策(警戒)本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・伝達体制 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度以降)	平時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る。 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・市外からの支援受入態勢整備 ・土木施設応急復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度以降)	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織及び職員の動員等

1 基本方針

風水害や地震により市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、兵庫県災害対策本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と緊密な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。ただし、災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生した場合にあっては、危機管理課で警戒体制をとり、平時における組織をもって対処する。

また、災害に対して警戒を強化する必要があると判断したとき、災害警戒本部を設置する。

組織及び事務分掌については、相生市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）及び相生市災害対策本部設置要綱（昭和38年訓令第6号）に定めるところによる。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）警戒体制の確立
		（2）災害警戒本部の設置
		（3）災害対策本部の設置
		（4）組織図
		（5）分掌業務
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	

3 取組み内容

（1）警戒体制の確立

ア 設置基準

防災監は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるとき、及び災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生したときは、危機管理課に警戒体制を敷くことができる。災害に対する応急活動体制が必要な場合で、本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は防災監が行う。

イ 構成

防災監は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等並びに小災害の対応、処理を行う必要があるときは、関係職員を指名し招集する。

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集及び共有
- (イ) 災害警戒本部設置の検討
- (ウ) その他防災監が必要と認める業務

エ 報告

防災監は、必要な事項を副市長に報告する。

オ 解散

防災監は、次の場合に、警戒体制を解散する。

- (ア) 災害警戒本部が設置されたとき。
- (イ) 災害発生のおそれが無くなったとき。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 設置基準

副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

- (ア) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき。
- (イ) 暴風、大雨、火災、洪水又は高潮の警報のいずれかが発表され、かつ、被害の生じるおそれがあるとき。
- (ウ) 上記の警報が発表され、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域において危険な状態が予想される時。また、前兆現象が確認されたとき。
- (エ) 風水害等により小規模の災害が発生したとき。
- (オ) その他、副市長が本部を設置し、応急対策を実施する必要があると認めたとき。

イ 構成

次に掲げる構成員は、召集された時は速やかに参集し、所掌業務を行う。なお、本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じ災害対策本部の動員計画（第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」）に準じた関係職員を配備することができる。

なお、西はりま消防組合相生消防署長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化の観点から、特別に当該本部の構成員とする。

本部長	副本部長	本部員	
副市長	防災監	教育長 各部長 会計管理者 議会事務局長	市民病院事務局長 教育次長 部長相当職 西はりま消防組合相生消防署長

ウ 所掌事務

本部員は、次の事項を所掌するとともに、適宜、本部長に報告を行う。

- (ア) 被害情報の収集及び分析
- (イ) 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
- (ウ) 初期応急対策及び配備体制の検討
- (エ) その他、本部長が必要と認める業務

エ 報告

本部長は、必要な事項を市長に報告する。

オ 解散

本部長は、次の場合に、災害警戒本部を解散する。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 災害発生のおそれが無くなったとき。

カ 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置～

災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。

市長は、市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置し、体制を配備する。内閣府による自治体等への災害応援支援として、ISUT（（アイサット）災害時情報集約支援チーム）による情報の「収集・集約」「地図化」「共有」で災害対応に係る全人員へ、本部と同じ情報の共有化を図ることを検討する。

（3）災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- (ア) 暴風、大雨又は高潮の特別警報のいずれかが発表されたとき。
- (イ) 暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。
- (ウ) 震度5強以上の地震を観測したとき。
- (エ) 震度5弱以下の地震を観測し、災害応急対策を実施するため必要があると認められるとき。
- (オ) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波警報を発表したとき。
- (カ) 大規模地震特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、かなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。
- (キ) 大規模な被害が生じ、更に被害が拡大するおそれがあるとき。
- (ク) 消防庁の火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。

- (ケ) 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。
- (コ) その他市長が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。
 消防庁の火災・災害等速報要領の速報基準は、相生市地域防災計画（資料編）第12節を参照

イ 開設場所

災害対策本部は、市庁舎1号館2階の会議室1に設置する。ただし、市庁舎が被災する等何らかの理由で市庁舎1号館2階の会議室1が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第1順位	第2順位
総合福祉会館	災害の種類に応じて活用可能な施設を災害対策本部長が指定する

ウ 廃止

本部長（市長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

エ 設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

オ 市長の職務代理

災害対策本部の総括指揮者は本部長（市長）であるが、不在の場合は次の順序による。

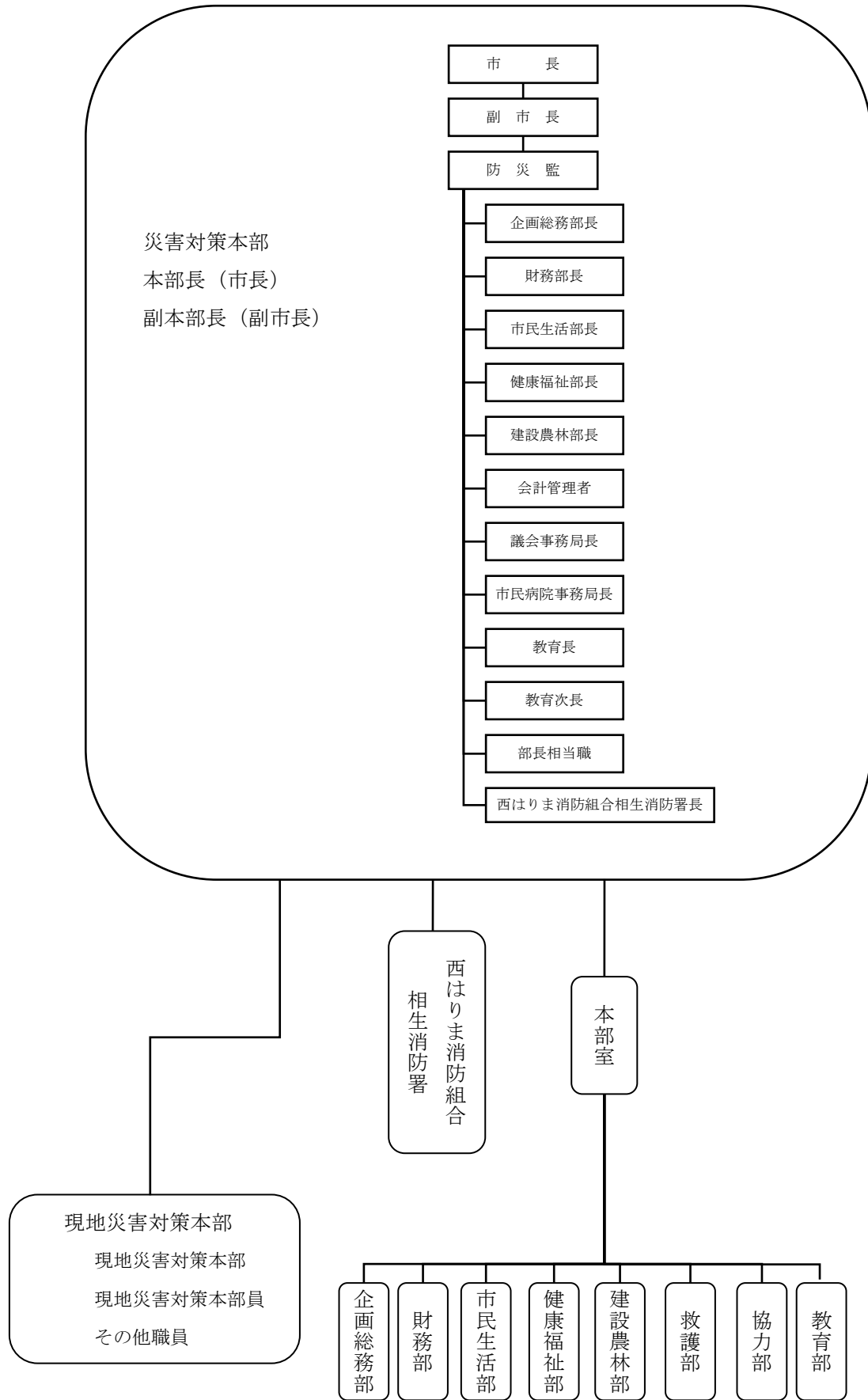
第1順位	第2順位
副市長	防災監

カ 複合災害発生時の体制

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。

必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。

(4) 組織図



* 現地災害対策本部は、災害対策本部長が被災現地の状況を把握し、応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要と判断した場合に設置する。

室名・部名	室長・部長	副室長・副部長	班名	班長
本部室	防災監	危機管理課長	防災班	総務課長
企画総務部	企画総務部長	企画広報課長	企画総務班	企画広報課長
財務部	財務部長	会計管理者	財政班 調査班 出納班	財政課長 税務課長 出納室長
市民生活部	市民生活部長	市民課長	市民生活総務班 地域振興班 環境班	市民課長 地域振興課長 環境課長
健康福祉部	健康福祉部長	社会福祉課長	健康福祉総務班 長寿福祉班 看護専門学校班	社会福祉課長 長寿福祉室長 看護専門学校事務長
建設農林部	建設農林部長	都市整備課長	建設農林総務班 下水道班 農林水産班	都市整備課長 下水道課長 農林水産課長
救護部	市民病院長	市民病院事務局 長	救護総務班 救護班	市民病院総務課長 市民病院副院長
協力部	議会事務局長	選挙管理委員会 事務局長	第1協力班 第2協力班	議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長
教育部	教育長	教育次長	庶務班 学校教育班 生涯学習班 体育振興班 人権教育推進班 市立学校班 市立幼稚園班	管理課長 学校教育課長 生涯学習課長 体育振興課長 人権教育推進室長 市立各学校長 市立幼稚園長
西はりま 消防組合 相生消防署	相生消防署長	相生消防署副署 長		

(5) 分掌業務

本部室各担当班の分掌業務は次のとおりとする。

本部室又は部名 本部室長及び副本部 室長又は部長及び副 部長並びに担当職	班名 班長担当職及び 担当課名	分掌概要
本部室 〔室長 防災監 副室長 危機管理課長〕	防災班 〔総務課長 危機管理課 総務課〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 被害状況及び被害応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 4 配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関する事。 5 自衛隊その他関係機関への要請に関する事。 6 災害救助法の適用申請に関する事。 7 市議会及び県への報告に関する事。 8 防災会議に関する事。 9 災害用電話連絡の確保に関する事。 10 現地災害対策本部に関する事。 11 災害関連総合相談窓口に関する事。 12 隣保館及び地域施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関する事。 13 地域にかかる情報の収集及び連絡に関する事。 14 その他災害応急対策全般の調整に関する事。 15 水防活動に関する事。 16 消防団に関する事。
企画総務部 〔部長 企画総務部長 副部長 企画広報課長〕	企画総務班 〔企画広報課長 企画広報課 定住促進室〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 外国人対策に関する事。 4 西播磨水道企業団との連絡調整に関する事。 5 西はりま消防組合との連絡調整に関する事。 6 国、県関係災害視察者等の連絡に関する事。 7 本部長及び副本部長の被災地視察に関する事。 8 災害功労者のほう賞に関する事。 9 一般見舞客の応接に関する事。 10 応急避難及び警報の伝達に関する事。 11 災害情報の収集及び伝達に関する事。 12 報道機関との連絡及び広報活動に関する事。 13 国県等災害陳情に関する事。 14 部長の特命事項に関する事。
財務部 〔部長 財務部長 副部長 会計管理者〕	財政班 〔財政課長 財政課〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 市有財産の被害調査に関する事。 4 工事箇所の防災及び応急対策の指示に関する事。 5 災害用公用自動車の配車及び運行に関する事。 6 災害救助用車両の運行経路に関する事。 7 災害救助用物品の調達に関する事。 8 災害関係費の予算措置に関する事。
	調査班 〔税務課長 税務課 徴収対策室〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地及び家屋の被害調査に関する事。 2 被災者台帳及び被災証明に関する事。 3 災害に関する市税の減免に関する事。
	出納班 〔出納室長 出納室〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 見舞金及び義援金の収入に関する事。 2 災害費支出の審査及び支払いに関する事。 3 災害対策用物資の検収に関する事。

市民生活部 〔部長 市民生活部長 副部長 市民課長〕	市民生活総務班 〔市民課長 市民課〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りま とめに関する事 3 応急救助用食糧の調達及びあっせんに関する事 4 主食配給の特別措置に関する事 5 炊き出し箇所の指定及び炊き出し従事者の出動要請 その他炊き出しに関する事 6 災害に伴う市民の実態把握に関する事 7 災害に伴う死体埋火葬許認可に関する事 8 部長の特命事項に関する事
	地域振興班 〔地域振興課長 地域振興課〕	1 災害にかかわる市民からの申出の受付と内外に対す る連絡に関する事 2 中小企業者の災害特別融資に関する事 3 商工業の被害調査及び応急対策に関する事
	環境班 〔環境課長 環境課〕	1 死体の措置に関する事 2 災害時における清掃に関する事 3 災害時の防疫に関する事 4 衛生施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関す る事
健康福祉部 〔部長 健康福祉部長 副部長 社会福祉課長〕	健康福祉総務班 〔社会福祉課長 社会福祉課〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りま とめに関する事 3 被災者に対する生活保護に関する事 4 被災者に対する生業資金、世帯厚生資金等の貸与に 関する事 5 救護活動要員の確保に関する事 6 部長の特命事項に関する事
	長寿福祉班 〔長寿福祉室長 長寿福祉室 子育て元気課〕	1 災害救援物資及び援護金の配布に関する事 2 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 医療施設の被害、調査及び応急対策に関する事 4 災害弱者対策に関する事 5 災害対策用医薬品及び衛生材料の調達及び配布に関 する事 6 健康に係る巡回相談に関する事 7 災害時における傷病者の看護に関する事
	看護専門学校班 〔看護専門学校事務長 看護専門学校〕	1 看護専門学校の被害調査及び災害応急対策の実施に 関する事 2 看護専門学校が避難所に指定された場合の管理及び 連絡に関する事
建設農林部 〔部長 建設農林部長 副部長 都市整備課長〕	建設農林総務班 〔都市整備課長 都市整備課〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りま とめに関する事 3 道路及び橋梁に関する応急対策並びに被害調査に関 する事 4 河川に関する応急対策及び被害調査に関する事 5 砂防及び地すべりに関する応急対策及び被害調査に 関する事 6 港湾及び海岸に関する応急対策並びに被害調査に関 する事 7 被害時の道路の交通規制及び交通の確保に関する事 8 被災住宅に対する災害特別融資に関する事 9 非常災害区域内における仮設建築物に関する事 10 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関する事 11 被災公営住宅の復旧工事に関する事

第3編 災害応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第1節 組織及び職員の動員等

		12 公園及び街路に関する応急対策及び被害調査に関すること。 13 部長の特命事項に関すること。
	下水道班 〔下水道課長 下水道課〕	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	農林水産班 〔農林水産課長 農林水産課 農業委員会事務局〕	1 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被害農家に対する自作農維持資金の融資及び農業保険金の支払いに関すること。 3 水産及び漁業関係災害の被害調査及び応急対策に関すること。
救護部 〔部長 市民病院長 副部長 市民病院事務局長〕	救護総務班 〔市民病院総務課長 市民病院事務部門〕	1 本部との連絡および部内の連絡調節に関すること。 2 部内の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 3 部長の特命事項に関すること。
	救護班 〔市民病院副院長 市民病院診療部門・ 看護部門〕	1 災害時における傷病者の応急施療及び看護に関すること。
協力部 〔部長 議会事務局長 副部長 選挙管理委員会 事務局長〕	第1 協力班 〔議会事務局次長 議会事務局〕	1 入浴施設対策に関すること。 2 本部長の特命事項に関すること。
	第2 協力班 〔選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局 監査事務局長 監査事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局〕	
教育部 〔部長 教育長 副部長 教育次長〕	庶務班 〔管理課長 管理課員〕	1 教育部本部及び事務局の設置及び閉鎖に関すること。 2 配備態勢その他本部命令の下达に関すること。 3 気象情報の受信及び伝達に関すること。 4 災害情報の受信及び応急対策の指示に関すること。 5 被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 6 本部及び拡販の連絡調整に関すること。 7 市本部及び関係機関への連絡、並びに要請に関すること。 8 災害に関する予算措置に関すること。 9 教育施設の被害状況調査及び応急対策並びに災害復旧に関すること。 10 教育施設を市民の避難場所に提供する県に関すること。 11 その他災害応急対策全般の調節に関すること。
	学校教育班 〔学校教育課長 指導主事〕	1 応急教育の実施の予定場所、方法等に関すること。 2 教科書、教材、学用品等被害状況の調査調達及び配給に関すること。

	学校教育課員]	3 児童、生徒の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 4 学校給食物資の被害状況調査及び応急対策に関する こと。 5 災害時における学校(幼稚園)の防疫に関する こと。 6 被害教職員の調査及び応急対策に関する こと。 7 教職員の公務災害に関する こと。 8 その他教職員の被害に関する こと。
	生涯学習班 〔生涯学習課長 生涯学習課員 公民館職員 歴史民俗資料館職員〕	1 社会教育施設の被害状況調査に関する こと。 2 文化財の被害調査及び応急措置に関する こと。 3 避難所に指定された場合の管理及び連絡に 関する こと。
	体育振興班 〔体育振興課長 体育振興課員〕	1 社会体育施設の被害状況調査に関する こと。 2 避難所に指定された場合の管理及び連絡に 関する こと。
	人権教育推進班 〔人権教育推進室長 人権教育推進室員〕	1 教育集会所の被害状況の調査並びに本部 への連絡に 関する こと。 2 避難所に指定された場合の管理及び連絡に 関する こと。
	市立学校班 〔市立各学校長 市立各学校教職員〕	1 児童、生徒の安全対策に関する こと。 2 市立学校校舎の保全並びに応急対策に 関する こと。 3 自校の被害状況の調査並びに本部への 連絡に 関する こと。
	市立幼稚園班 〔市立幼稚園長 市立幼稚園教職員〕	4 児童、生徒の被害並びに応急対策に 関する こと。 5 教職員の被害並びに応急対策に 関する こと。 6 避難所の管理及び連絡に 関する こと。

第2節 動員計画

1 基本方針

災害対策本部を設置する場合及び設置後の職員動員計画を定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 動員の方法
		(2) 配備体制（一般災害時）
		(3) 配備体制（地震災害時）
		(4) 配備の命令を受けた市職員の行動

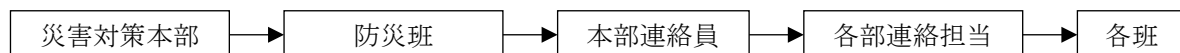
3 取組み内容

(1) 動員の方法

詳細は、職員防災マニュアルを参照する。

ア 勤務時間内の場合

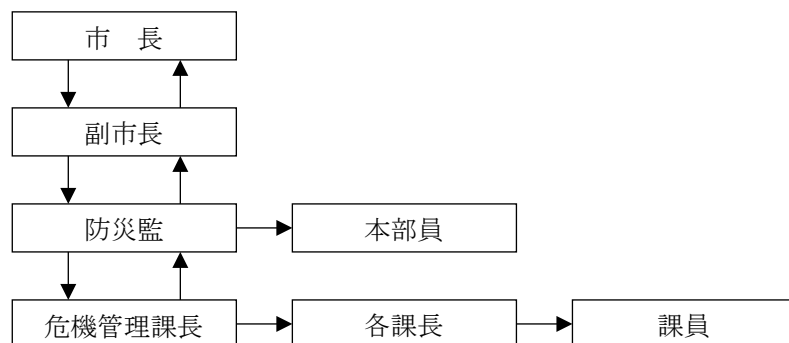
災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応することとする。



(注) 上記の伝達方法は、庁内放送をもつて行うことがある。

イ 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は、電話、携帯電話、メール等最も速やかに行える方法による。

(2) 配備体制（一般災害時）

災害本部における配備体制は、次のとおりとする。

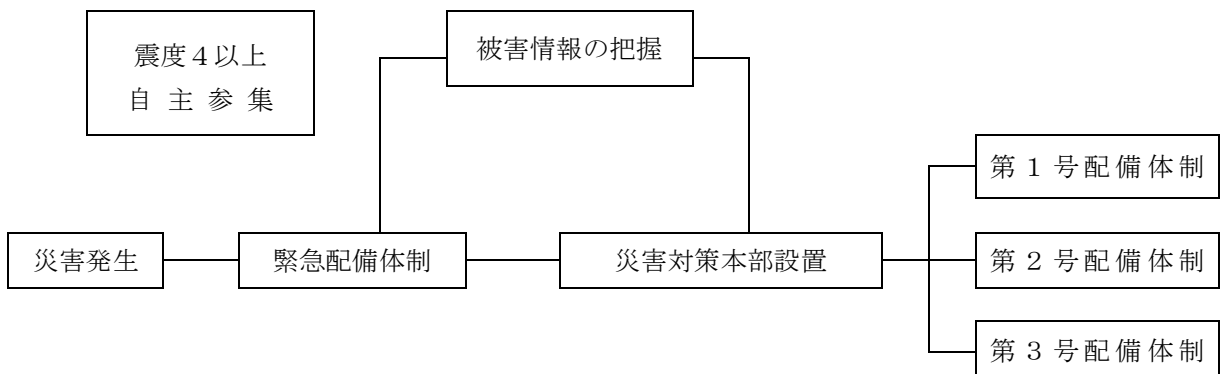
配備体制	配備内容	災害の状況
第1号配備体制	少数（概ね2割以内）の人数を配備し主として情報連絡に当たる体制	1 暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じるおそれがあるとき 2 小規模の災害が発生した場合
第2号配備体制	所属人員の2割から5割までの人員を配備し、防災活動に当たる体制	1 暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき 2 中規模の災害が発生した場合
第3号配備体制	所属人員全員を配備し、防災活動の万全を期する体制	1 大規模な災害が予想される気象情報が発表され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき 2 大規模の災害が発生した場合

(3) 配備体制（地震災害時）

職員の動員体制は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部が未設置のとき

- (ア) 勤務時間中は、平常勤務体制で対応することとする。
- (イ) 勤務時間外において、震度3以下の震度を観測し被害が生じるおそれがあるときは、以下のとおり対応することとする。
 - a 危機管理課職員は登庁し、直ちに被害情報の収集に当たり、必要に応じてこれらの状況を防災監に報告することとする。
 - b 防災監は、直ちに副市長に状況を報告するとともに、災害対策本部の設置及び職員の配備体制等について市長に指示を仰ぐものとする。
 - c 災害対策本部及び関係職員は動員体制に基づいて、速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。
- (ウ) 勤務時間外において、震度4以上の震度を観測し、被害が生じるおそれがあるときは、以下のとおり対応することとする。



第1号緊急配備体制	市域で震度4を観測した場合、防災班、企画総務班、調査班、建設農林総務班の各職員は配備につき、被害状況調査を行うとともに、災害対策本部設置及び第1号配備体制への準備を行う。
第2号緊急配備体制	市域で震度5弱を観測した場合、防災班、企画総務班、調査班、建設農林総務班の各職員及びその他の班の係長以上職員は配備につき、第2号配備体制への準備を行う。
第3号緊急配備体制	市域で震度6弱以上を観測した場合、全職員が配備につき、第3号配備体制への準備を行う。

(エ) 動員配備

震度4以上の場合、緊急配備体制基準に従い、自主参集する。

(オ) 初期の防災活動の実施

緊急配備要員は、災害対策本部の開設準備、被害状況の把握、避難誘導等の任務を行う。

(カ) 緊急配備体制の解除

災害対策本部の設置により緊急配備体制を解除し、必要な判断を行った後に、それぞれの配備体制に移行する。

イ 災害対策本部が設置されたとき

災害本部における配備体制は、次のとおりとする。

区分	配備内容	災害の状況
第1号 配備体制	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を設置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、市内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 市内で震度5弱以下の震度を観測し、又は市内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき
第2号 配備体制	所属人員のうちからあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	① 市内で震度5弱以下の地震を観測し、又は市内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 市内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき ③ 「大津波」の被害警報が発表されたとき等、市内に大規模な津波の発生が予想される時
第3号 配備体制	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	① 市内で地震を観測し、又は市内に津波が発生し、大規模な被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 市内で震度6強以上の地震を観測したとき

(4) 配備の命令を受けた市職員の行動

- (ア) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くこととする。
- (イ) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近市民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡することとする。
- (ウ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。
- (エ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災班要員については、この限りでない。
- (オ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事することとする。
 - a 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。
 - b 前記の措置が不可能な場合は、最寄の市施設、指定避難所等に参集することとする。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災班要員については、この限りでない。
- (カ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、防災班に連絡することとする。

第3節 情報の収集・伝達

1 基本方針

災害による被害の軽減を図るため、気象情報等の収集や予警報の迅速かつ確実な伝達を行う。

また、災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害情報の的確な把握に努める。

地震災害は他の自然災害と異なり、あらかじめその発生を予測することが困難であるため、特に災害の発生直後には情報の不足を生ずることが多い。また、大規模な災害発生による通信手段の障害も予想されるが、そのような状態の下で情報は各種応急対策の最も基礎的な資料として、その重要性が極めて高い。したがって、各関係機関は平素から情報・通信体制の習熟に努めるとともに、災害発生時には、その弾力的な運用に努める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各班 〔取りまとめ〕 防災班（危機管理課、総務課）	(1) 情報収集計画
		(2) 災害情報の収集、報告等
		(3) 災害時の通信手段の確保
		(4) 被災者支援のための情報の収集・活用
関係機関	防災関係機関	被害情報等の情報交換

3 取組み内容

(1) 情報収集計画

気象予警報、火災警報、地震・津波警報等の発表、伝達、周知徹底及び異常現象発見時の措置については、本計画の定めるところによる。

ア 気象予警報

(ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令され

た場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(イ) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。	
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）	
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
		大雨警報（土砂災害）基準 大雨警報（浸水害）基準	土壌雨量指数基準：135 表面雨量指数基準：17
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
		洪水警報基準	矢野川 流域雨量指数基準：14.2
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		12時間降雪の深さ	平地 10cm 山地 20cm
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		
	有義波高	3.0m	
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
	高潮警報基準	1.8m	

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
		大雨注意報基準	土壌雨量指数基準：103 表面雨量指数基準：9
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
		洪水注意報基準	矢野川 流域雨量指数基準：11.3
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		12時間降雪の深さ	平地 5cm 山地 10cm
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
		平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		
	有義波高	1.5m	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
	高潮注意報基準	1.2m	

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和7年1月9日現在）
注意報	濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>陸上 100m 海上 500m</p>
	雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。</p> <p>落雷等により被害が予想される場合</p>
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。</p> <p>最小湿度 40%で実効湿度 60%</p>
	なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>1 積雪の深さ 70 cm以上あり降雪の深さ 20 cm以上 2 積雪の深さ 50 cm以上あり最高気温が 9℃以上または 24 時間雨量 10mm以上</p>
	着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>
	着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</p> <p>24 時間降雪の深さ 20 cm以上で気温 2℃以下</p>
	融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>
	霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</p> <p>晩霜期 最低気温 2℃以下</p>
	低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。</p> <p>最低気温 - 4℃以下</p>

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその報告事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在

発表官署 神戸地方気象台

相生市	府県予報区		兵庫県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		播磨南西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135	
	洪水	流域雨量指数基準		矢野川流域=14.2	
		複合基準*1		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速		陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪	平均風速		陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		平地	12時間降雪の深さ10cm
				山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		3.0m	
高潮	潮位		1.8m*2		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		9	
		土壌雨量指数基準		103	
	洪水	流域雨量指数基準		矢野川流域=11.3	
		複合基準*1		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	強風	平均風速		陸上	12m/s
				海上	15m/s
	風雪	平均風速		陸上	12m/s 雪を伴う
				海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		平地	12時間降雪の深さ5cm
		山地	12時間降雪の深さ10cm		

注 意 報	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	1.2m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			
	なだれ	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上*3			
	低温	最低気温-4℃以下*4			
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下			
	着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：2℃以下				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

- *1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
- *2 兵庫県が定める基準水位観測所(東二見、室津)における高潮特別警戒水位(2.3m、2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。
- *3 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。
- *4 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

(ウ) 気象予警報の地域細分

一次細分 区域	市町を まとめた地域	担当 気象官署	二次細分区域(市町)
北部	但馬北部	神戸地方 気象台	豊岡市、香美町、新温泉町
	但馬南部		養父市、朝来市
南部	北播丹波		西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可町
	播磨北西部		宍粟市、神河町、市川町、福崎町、佐用町
	阪神		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	播磨南東部		明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
	播磨南西部		姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町
	淡路島		洲本市、南あわじ市、淡路市

警報・注意報発表基準一覧表

最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo.html>

(エ) 注意報の本文中で警報に関する言及

台風の接近や冬型気圧配置が強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、警報に切り替える可能性があることを注意報の本文に盛り込む（ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。）。

(オ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位^{*}で神戸地方気象台が発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

イ 気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合に発表する。気象情報には、大雨に関する情報、顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。

(ア) 記録的短時間大雨情報

短時間に記録的な大雨が観測された時には、一層の注意を喚起するために記録的短時間大雨情報が発表される。年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として、神戸地方気象台が発表する。兵庫県の基準は、次のとおりである。

兵庫県南部…1時間 110mm 以上
兵庫県北部…1時間 100mm 以上

(イ) 線状降水帯情報

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、長さ 50～300km 程度、幅 20～50km 程度の線状に伸びる強い降水域を線状降水帯といい、長く続く顕著な大雨によって甚大な被害が発生するため、気象庁では顕著な大雨に関する気象情報として、線状降水帯の情報を発表している。

ウ 火災に関する警報等

(ア) 神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第 22 条第 1 項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

a 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。

b 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに西はりま消防組合管理者に通報することとする。

(イ) 西はりま消防組合管理者は、消防法第 22 条第 3 項に基づき、火災に関する警報等を発することができる。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。

a 火災警報基準

実効湿度が 60%以下で最低湿度が 40%以下であり、かつ平均風速が 12m/s 以上となると予想され、西はりま消防組合管理者が必要と認めたとき。

b 林野火災注意報基準

以下のいずれかに該当したとき。

(a) 前 3 日間の合計降水量が 1 mm以下、かつ前 30 日間の合計降水量が 30 mm以下のとき。

(b) 前 3 日間の合計降水量が 1 mm以下、かつ乾燥注意報が発表されているとき。

c 林野火災警報基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されているとき。

エ 避難指示等の判断材料となる情報の提供

(ア) 水害に関する情報

a 大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	<p>【5段階：必要とされる行動等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。 ・「注意」（黄）：各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。 ・「今後の情報等に注意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>【5段階：必要とされる行動等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

b 河川水位（対象：水位周知河川）

国、県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や特別警戒水位到達情報の通知及び周知等を行う。

水位	内 容
氾濫危険水位	市長が避難指示等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）
避難判断水位	市長が高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

c 洪水予報（対象：洪水予報河川）

(a) 国の機関が行う洪水予報

国土交通大臣は、大雨等による洪水で国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、知事及び関係市町長に通知する。

(b) 知事が行う洪水予報

知事は、大雨等による洪水で相当な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

(c) 洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種 類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 	新たに氾濫が及ぶ区域の市民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇がみこまれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ） ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 	

※ 河川・気象情報の改善に関する検証報告書（令和2年3月）に基づき、気象庁と国土交通省が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、県気象情報として発表する。

d 水防警報

国土交通大臣または知事は、洪水、津波又は高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防警報を発する。

e 国の機関が行う水位情報の通知及び周知

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第1項に基づき指定した河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

f 知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第2項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

このほか、水防法第13条第2項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。

また、知事は、高潮により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第3項に基づき指定した海岸の水位が、高潮特別警戒水位に達したときは、高潮氾濫発生情報（高潮特別警戒水位到達情報）を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する（レベル5相当情報）。

(イ) 土砂災害に関する情報

a 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当

警戒対象地域	尼崎市、播磨町を除く兵庫県内の全市町	
発表単位	市町単位	
発表基準	警戒基準	実施要領により定める
	警戒解除基準	実施要領により定める

b 地域別土砂災害危険度

県が、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュごとに色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難指示地区の絞り込みや、市民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示する。

c 箇所別土砂災害危険度

県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市町に対して、順次、情報提供する。

箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域ごとに、地形、地質

情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。斜面を10mメッシュごとに色分けして危険度を表示する。

d 危険度を色分けした時系列

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって危険度を色分けした時系列を提供する。注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間の3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

e 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>【5段階：必要とされる行動等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意

オ 津波警報等と津波予報の発表

(ア) 津波警報等の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、大津波警報、津波警報又は津波注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		

津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(イ) 津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報と内容)

種類	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき [※]	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき [※]	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※ 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE 41）で発表される。

- 注) 1 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 津波予報区

相生市の予報区は、兵庫県瀬戸内海沿岸である。

カ 地震及び津波に関する情報

通常の場合の地震及び津波に関する情報発表は気象庁本庁を主体とするもので、大阪管区気象台の連絡報に基づき神戸地方気象台は、県内の一般公衆の利便を増進すると判断した場合に情報を作成・発表する。ただし、通信回線の障害等によって大阪管区気象台の連絡報が受けられない場合や、地震発生後30分以内に県内の沿岸に津波の襲来が予想されるような緊急の場合には、神戸地方気象台は独自に情報を発表することがある。

情報の種類・内容は次表のとおりである。

(地震情報・種類と発表基準及び内容)

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地震ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

(津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(最大波の観測値の発表内容)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点))

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

キ 緊急地震速報(警報)の実施および実施基準等

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。相生市は、兵庫県南西部で発表される。

(注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。ただし、解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

震度階級表

計測震度	階級	参考事項
0.5	0	人は揺れを感じない。
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
1.5	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目覚めます。 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
2.5		
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。 棚にある食器類が、音を立てることがある。 電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5 弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。耐震性の低い木造住宅では、壁や柱が破損するものがある。安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電する家庭もある。軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5	5 強	非常に恐怖を感じ、多くの人が行動に支障を感じる。棚にある食器類の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンス等重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる。一部の戸が外れる。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。耐震性の低い木造住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
6.0	6 弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い鉄筋コンクリート造建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い木造住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い鉄筋コンクリート造建物でも、壁、柱が破壊するものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。地割れや山崩れなどが発生することがある。
	7	揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。耐震性の高い木造建物、鉄筋コンクリート建物でも大きく破損するものがある。広い地域で電気、水道の供給が停止する。大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

(平成 21 年 3 月実施気象庁震度階級表)

ク 伝達系統

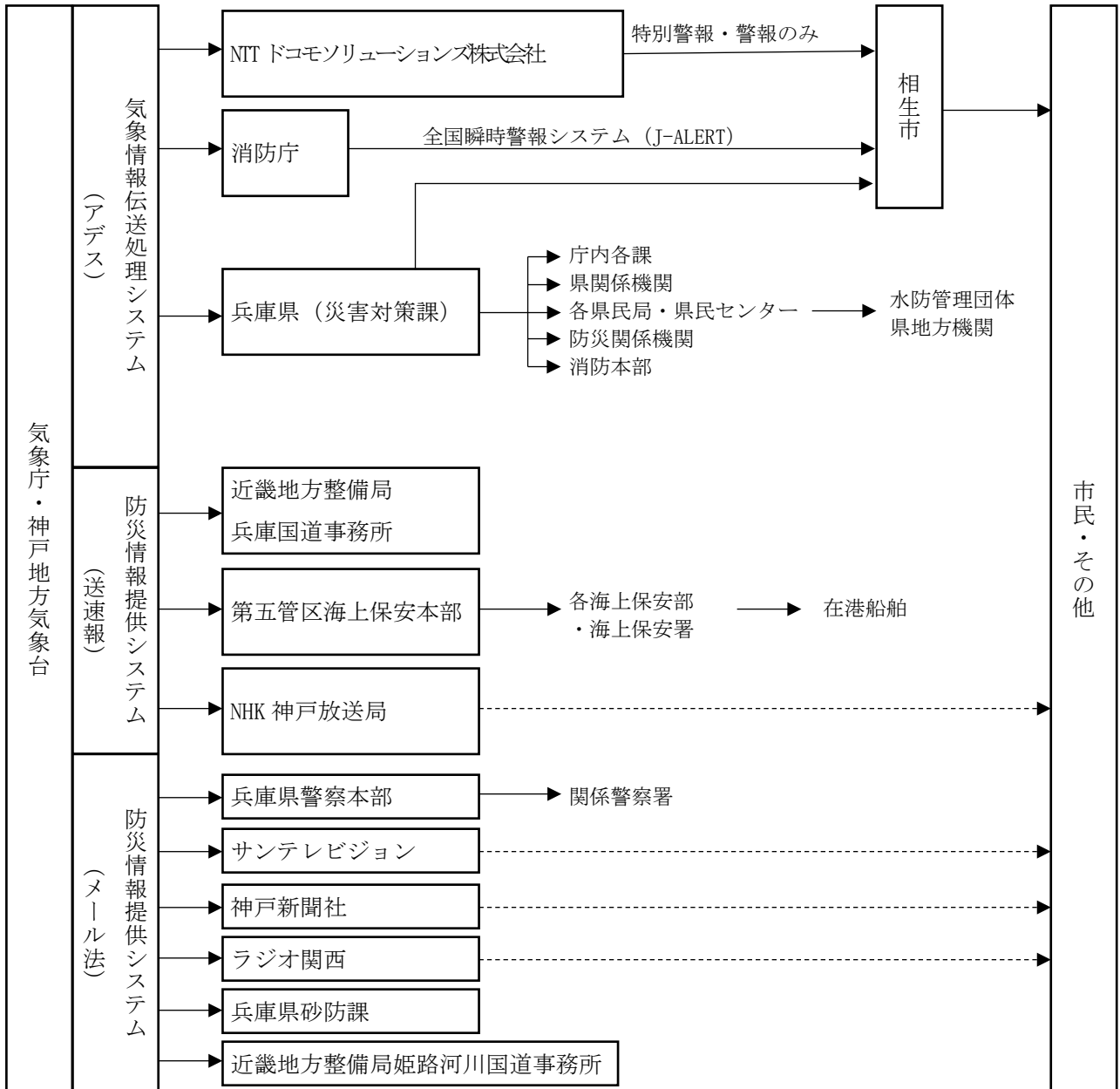
(ア) 気象予警報

気象予警報の伝達及び周知徹底は、概ね次の系統図により行うものとする。

なお、通信途絶時に備えて携帯ラジオを配備し、気象予警報の収集に努めるものとする。

休日、夜間等時間外の災害情報の収集、伝達については本部室が収集するとともに速やかに関係各部へ伝達する。情報を受けた関係各部の職員は直ちに参集し、気象情報等の収集、伝達等に当たる。

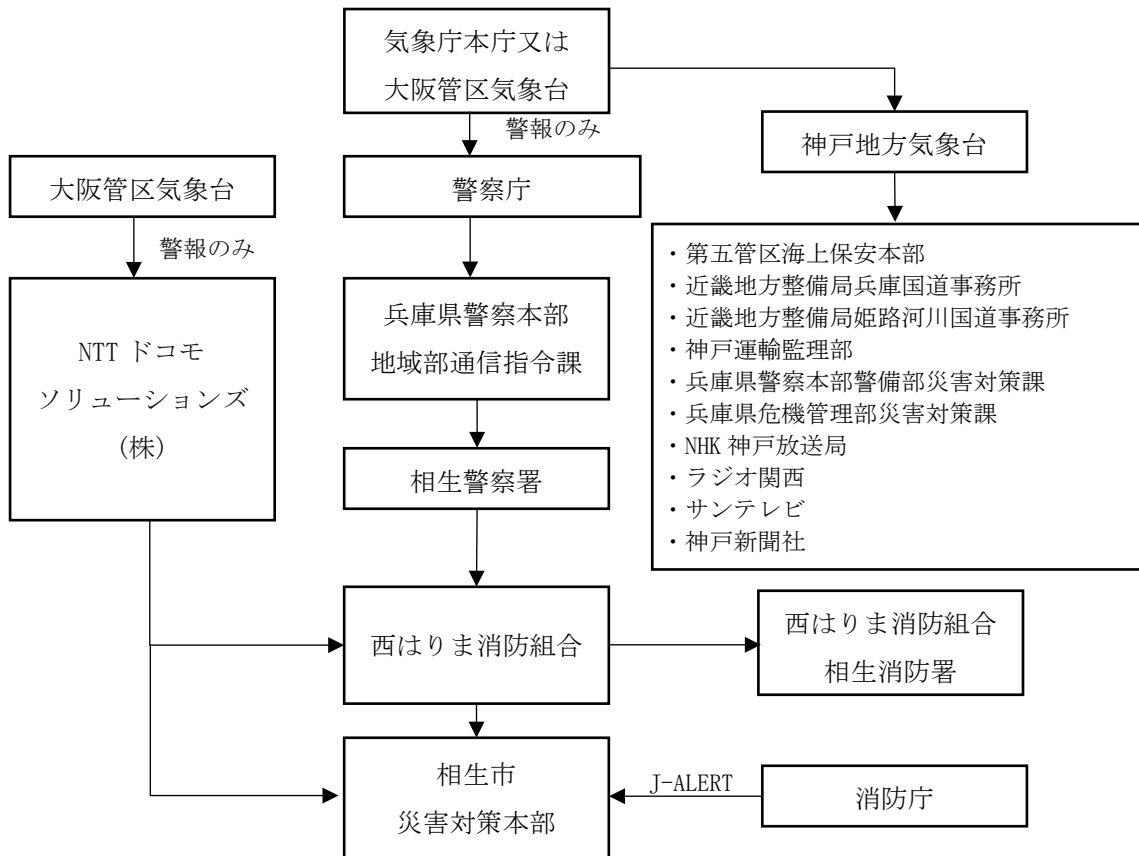
関係機関は、気象情報等を速やかに市民に周知徹底することとする。



(イ) 津波予報の伝達と津波監視

休日、夜間等時間外の地震情報の収集、伝達については本部室が収集するとともに速やかに関係各部へ伝達する。情報を受けた関係各部の職員は直ちに参集し、地震情報等の収集、伝達等に当たる。

a 津波警報・注意報の伝達系統

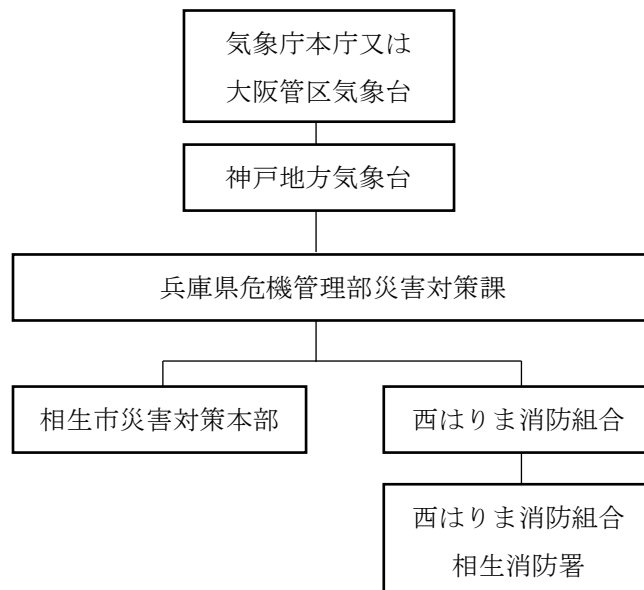


b 津波の監視

気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、直ちに次の措置をとる。

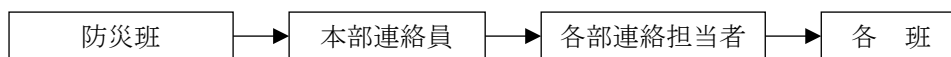
- (a) 市においては、地震及び津波に関する情報をテレビ・ラジオ等報道機関を通じて入手する。
- (b) 消防団（第1分団、第2分団、第3分団、第7分団及び第8分団）においては、海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難し、海面の監視を行う。

(ウ) 地震及び津波に関する情報伝達系統
 地震及び津波に関する情報は、次の経路で伝達される。

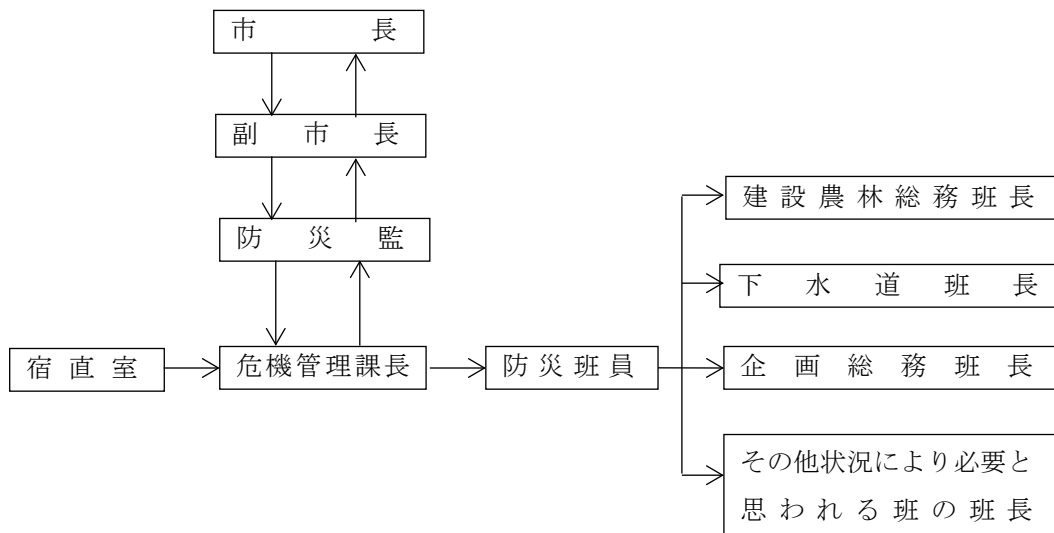


(エ) 内部の伝達系統

a 勤務時間内の場合



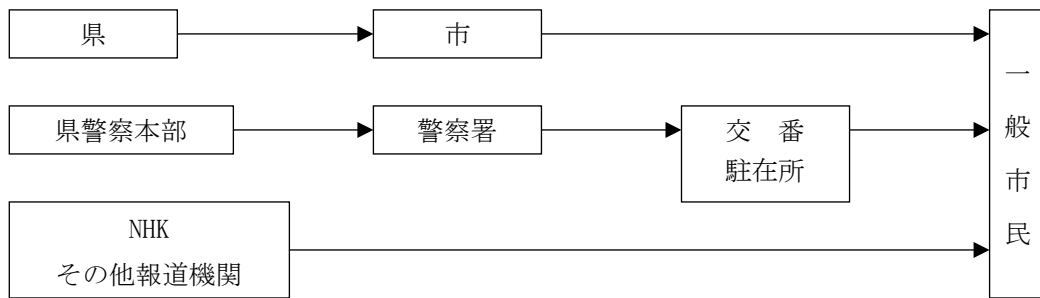
b 勤務時間外の場合



- ※1 津波に関する情報の場合、「津波警報」が発表された場合に、上記系統により伝達するものとする。
- 2 防災班員から連絡を受けた各班長は、各部長に報告するとともに、必要に応じて所属班員に連絡するものとする。

(オ) 市民への周知徹底

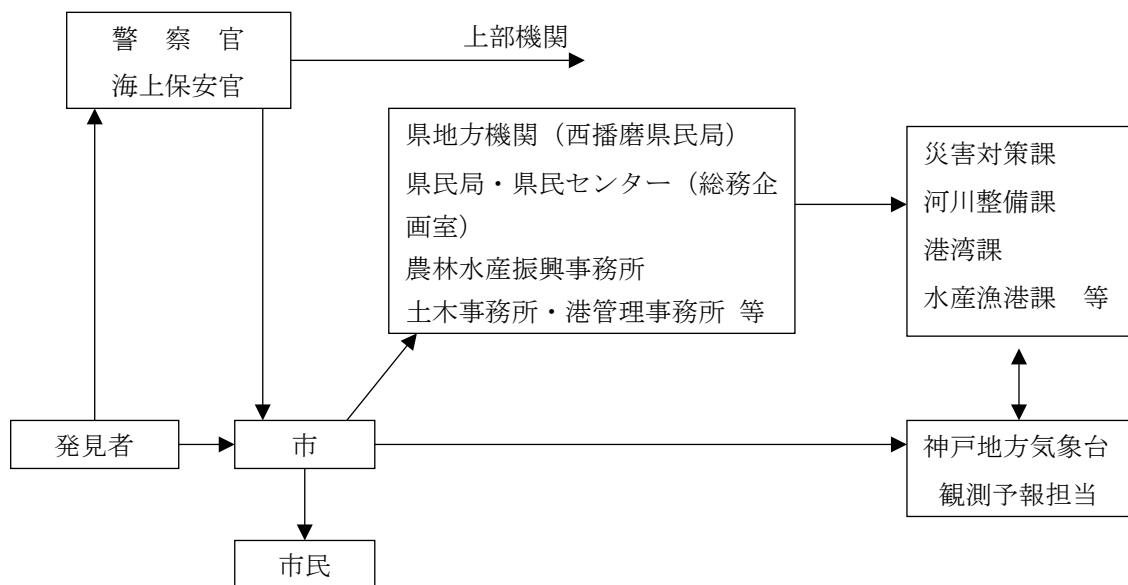
市は、防災行政無線、携帯電話、ホームページ等あらゆる手段を用いて、災害が発生するおそれがある場合も含め、気象予警報の伝達を徹底する。



ケ 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（津波、異常潮位等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報することとする。

- (ア) 発見者の通報
 異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- (イ) 警察官、海上保安官等の通報
 通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市に通報する。
- (ウ) 市の通報
 (ア) (イ) により通報を受けた市は、直ちに神戸地方気象台及び県地方機関に通報するとともに、市民に対し周知徹底を図る。
- (エ) 県地方機関の通報
 (ウ) により通報を受けた県（地方機関）は、直ちに県（本庁関係各課）に通報する。



(2) 災害情報の収集、報告等

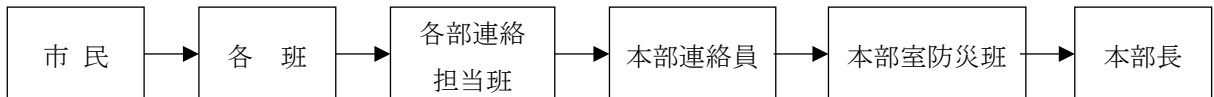
ア 被害状況の収集

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備し、収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにそ

の規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の収集に努める。

また、指定公共機関、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県、市による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。



イ 各部における調査事項及び調査（報告）系統

部	調査事項	調査（報告）系統
本部室	取りまとめ	防災班 — 各部総務班 — 各班
企画総務部	1 防災関係機関の被害調査	企画総務班 — 関係機関
財務部	1 市有財産の被害調査 2 人、住家の被害調査	財政班 調査班 / 市民
市民生活部	1 市民の被害状況調査 2 商工関係の被害調査 3 環境衛生施設の被害調査	市民生活総務班 / 市民 調査班 地域振興班 / 市民 商工施設 環境班 / 民間施設 市立施設
健康福祉部	1 社会福祉施設の被害調査 2 医療施設の被害調査	長寿福祉班 / 社会福祉施設 市内病院・診療所
建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班 / 市民 調査班 市民 下水道班 / 市立施設 民間施設 農林水産班 / 市民 市立施設 民間施設
救護部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 — 市民病院
教育部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班 / 各幼稚園 各学校 社会教育施設
西はりま 消防組合 相生消防署	1 救急救助に関する被害調査 2 火災に関する被害調査 3 行方不明に関する被害調査	相生消防署 — 西はりま消防本部

ウ 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (イ) 災害対策本部を設置した災害
- (ウ) 市域の被害は軽微であっても、隣接する他市町で大きな被害を生じている災害
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (カ) (ア) 又は (イ) に定める災害になるおそれのある災害

エ 被害状況の調査及び報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれ次第、県に対して報告することとする。

なお、被害状況の調査、要領、様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第4節 様式』を参照

市は、次のような内容の情報について、担当部と協力して迅速かつ的確な情報把握に努める。

No	情報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1	消防情報	本部室 企画総務部	各消防団、西はりま消防組合相生消防署	浸水状況、がけ崩れ、危険物漏洩、火災・延焼、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、消防無線
2	警察情報	本部室	兵庫県警察本部、各警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、警察無線
		建設農林部		道路交通規制状況	
3	ヘリコプター情報	本部室	兵庫県危機管理部災害対策課、兵庫県警察本部、陸上自衛隊	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、自衛隊無線

第3編 災害応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第3節 情報の収集・伝達

No	情報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
4	道路河川等情報	建設農林部	近畿地方整備局、光都土木事務所	道路・橋りょう・河川等の被害状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
5	職員参集時情報	本部室	各参集場所（市役所、出先機関、避難所）	浸水状況、がけ崩れ、倒壊建物・火災被害、避難等の市民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話
6	UAV（ドローン）調査情報	本部室	市職員（UAV（ドローン）操縦担当者）	被災状況の概要全般	電話、携帯電話
7	出先機関情報	関係各部	出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話
8	学校関係情報	教育部	各小学校、中学校	児童、生徒の安全と避難	電話、携帯電話
9	ライフライン情報	本部室	関西電力送配電（株） NTT西日本（株）	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
		企画総務部 建設農林部	西播磨水道企業団 下水道課	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
10	交通機関情報	本部室	西日本旅客鉄道（株） （株）ウイング神姫	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
11	タクシー無線情報	本部室		走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話
12	情報部の集約情報	本部室	関係各部	被害状況全般	電話、携帯電話
13	本庁舎	財務部	関係各部	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
14	福祉情報	健康福祉部	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
15	商工情報	市民生活部	商工会、商工団体等	商工業・観光関係被害	電話、携帯電話
16	農林業情報	建設農林部	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

オ 災害情報の伝達手段

- (ア) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。
- (イ) 市は、災害情報を報告する際に、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリ等も活用する。
- (ウ) 有線が途絶した場合は、中央防災無線網、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- (エ) 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

カ 防災関係機関との連携

市は、消防、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

- (ア) 主な情報交換事項
 - a 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
 - b 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
 - c 犯罪の防止に関し、講じた措置

キ 災害対策本部における取りまとめ

災害対策本部本部室における被害状況の取りまとめについては、規模等により異なるが概ね次により取りまとめるものとする。

- (ア) 被害状況
 - a 取りまとめの時期及び回数
原則として災害対策本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）取りまとめる。
 - b 取りまとめ事項の内容
被害状況報告様式により、取りまとめる。
- (イ) 災害速報
 - a 速報を行う場合
災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害速報を行うものとする。
 - b 速報を行う時点
災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行うものとする。
 - c 速報事項
別紙の様式により行うものとする。（ただし、その内容が重要と判断されるときは、把握できた範囲から逐次連絡する。）
様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第4節 様式』を参照

ク 報告内容

(ア) 緊急報告

原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告することとする。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えないこととする。

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(イ) 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(ウ) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

(エ) 災害確定報告

市は、応急措置完了後、速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

(オ) その他

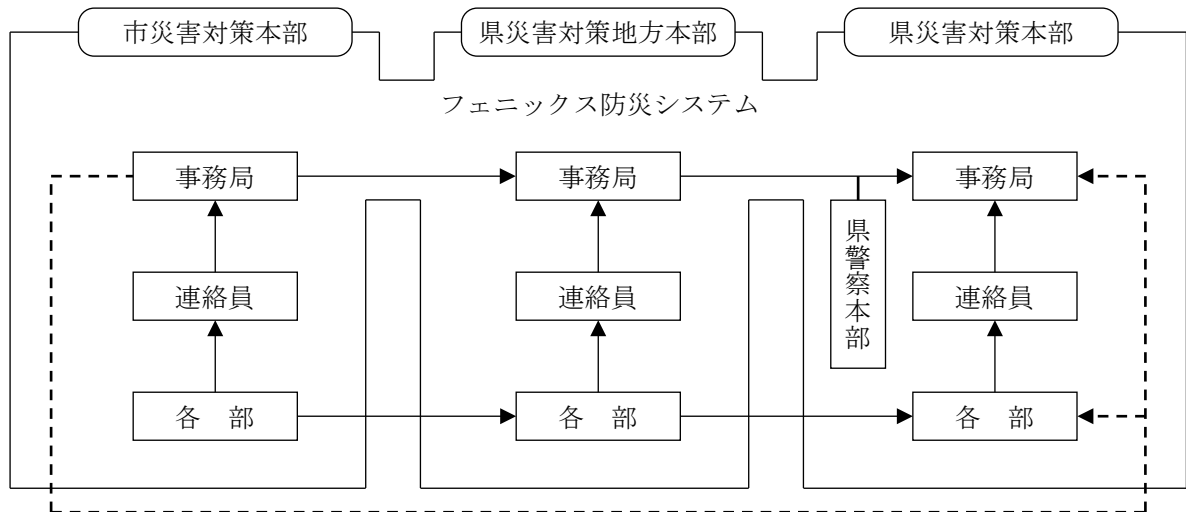
本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行うこととする。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第12節を参照

ケ 報告ルート

(ア) 県に対する報告

災害情報の報告は、災害の発生を覚知したときに、速やかにフェニックス防災システムへの入力により行う。状況により有線、無線、ファクシミリ、テレビ電話等で、最も迅速かつ確実な手段を使用する。有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。



- (注) 1 緊急を要する場合には……線の伝達経路によることがある。
 2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
 3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

県の報告先	危機管理部 災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140 FAX 発信特番 7-151-6380
	西播磨県民局 総務企画室	NTT 回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-2328 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-189-1124 FAX 発信特番 7-189-630

(イ) 国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県間の通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と

県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰するものとする。

国の報告先	開庁時間内 (平日 8:30~18:15) 消防庁 応急対策室	NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線 TEL 9-90-49013 FAX 9-90-49033 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-43422 FAX 87-048-500-90-49033
	開庁時間外 (上記時間以外) 消防庁 危機管理センター	NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線 TEL 9-90-49102 FAX 9-90-49036 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-49102 FAX 87-048-500-90-49036

コ 非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

サ 応急対策実施状況の収集等

- (ア) 災害発生に伴う応急対策実施状況の収集は、「ア 被害状況の収集」の方法により行うものとする。
- (イ) 応急対策等の指示伝達及び調整
 災害発生に伴う応急対策に関する必要な指示伝達は、「ア 被害状況の収集」のシステムにより行うものとする。ただし、各部の間において連絡調整を行う必要が生じたときは、直ちに本部会議を開催し、その決定に基づき、市長（本部長）から関係機関に指示伝達を行うものとする。

シ 通信回線障害時の対応

大規模な地震災害の発生に際しては通信回線の障害や 119 番通報の殺到等により、被災情報の報告・連絡が困難になることが予想される。そのような場合に、市災害対策本部は、次の手段により積極的に状況の把握に努めるものとする。

- (ア) NTT 西日本の協力を求め、一般加入電話の輻輳時には非常電話・緊急電話の活用を図ることにより、防災関係機関との連絡の確保を図る。なお、災害対策本部において非常電話・緊急電話として登録する電話番号は、23-7126~23-7130 までの 5 回線とする。
- (イ) 無線通信網を設置している各機関の協力を求めて被災状況等の把握に努める。
- (ウ) 市災害対策本部からの職員の派遣

ス 支援要請

市は、大規模な被害により単独に応急活動あるいは行政事務を実施することが困難になった場合、西播磨応援協定等により要請を行う。

(3) 災害時の通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、県に支障が生じた施設の復旧を要請することとする。

ア フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN専用回線、衛星回線で結んでいるほか、市町・消防本部との間をISDN、衛星回線で二重化する等の対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。

イ 兵庫衛星通信ネットワーク

(ア) 衛星系

市は、被災、119番通報の殺到による輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保する。

(イ) 地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図る。

ウ 通信事業者回線等

市は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用等により、輻輳の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図る。

(ア) 災害時優先電話

市は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

(イ) 非常通話、緊急通話

市は、必要により、応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先電話を利用し、非常・緊急通話手段を確保する。

(ウ) 携帯電話の活用

市は、応急復旧等により携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

エ 無線系通信の利用

(ア) NTT西日本無線通信設備等

市は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図る。

a 防災相互無線の活用

市は県と協力し、防災関係機関に防災相互無線局の整備を図る。

b 移動無線局の活用

市は県とともに、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図る。

オ 非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長は、次に掲げる者の協力を得て、その通信施設を利用する。

(ア) 警察事務を行う者

(相生警察署・兵庫県警察本部間無線通信施設)

(イ) 消防事務を行う者

(西はりま消防組合相生消防署間無線通信施設)

(消防団広域通信機器)

(ウ) 水防事務を行う者

(兵庫県光都土木事務所・県庁間無線通信施設)

(エ) 鉄道事業を行う者

(相生駅・元町駅間有線通信施設)

(オ) 公衆電気通信事業を行う者

(無線機器による臨時公衆電話の設置)

(カ) 各タクシー会社の無線通信設備

(4) 被災者支援のための情報の収集・活用

市は、円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用を行う。

ア 市民からの問合せに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

イ 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるこ

ととする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討する。

【被災者台帳に記載する事項】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居住
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ・援護の実施状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯構成
- ・り災証明書の交付状況
- ・市長が台帳情報を当市以外の者に提供することに、被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及び日時
- ・被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ り災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施する。その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者が参加可能となるよう、実施方法の工夫に努めることとする。

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第4節 自衛隊への派遣要請

1 基本方針

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、自衛隊に対し、速やかに応援を要請し、市民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続、応援部隊の受入れを次により実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）自衛隊災害派遣要請計画
関係機関	防災関係機関	各種の応援協力

3 取組み内容

（1）自衛隊災害派遣要請計画

ア 自衛隊派遣要請

市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、西播磨県民局長、相生警察署長と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするように求めることができる。

- （ア） 災害の状況及び派遣を要請する理由
- （イ） 派遣を希望する期間
- （ウ） 派遣を希望する区域及び活動内容
- （エ） その他参考となるべき事項
 - a 要請責任者の職氏名
 - b 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - c 派遣地への最適経路
 - d 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

派遣要請に係る依頼様式については、相生市地域防災計画（資料編）『第8節 自衛隊の災害派遣要請』を参照

イ 自衛隊への直接連絡

市長は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊派遣の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

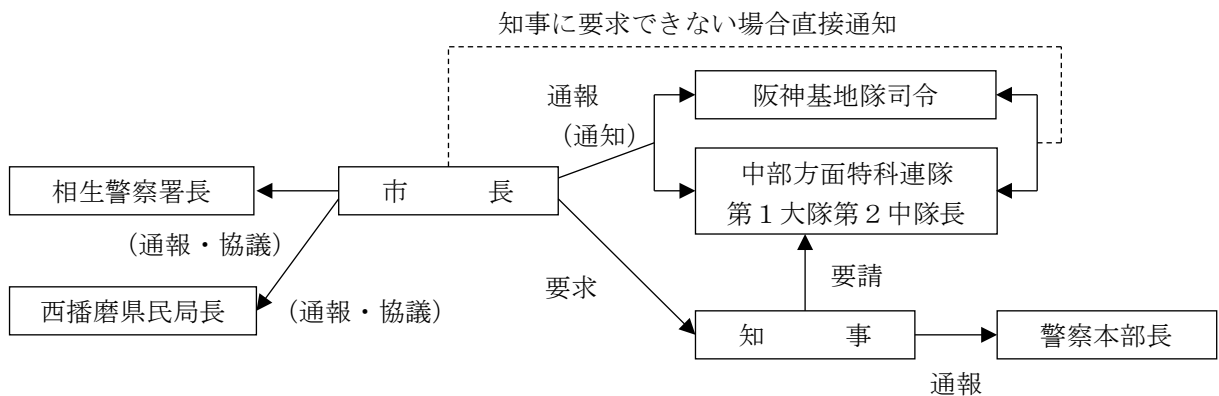
ウ 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとることとする。

エ 知事への通知

市長は、イの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

オ 派遣要請系統図



カ 連絡先

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078) 362-9900 (時間内外とも) FAX (078) 362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078) 362-9988 FAX (078) 362-9911~9912	(078) 362-9900 FAX (078) 362-9911~9912
自 衛 隊	第 3 師 団 (第 3 部 防 衛 班)	(072) 781-0021 内線 3734、3735 F A X 3724	(072) 781-0021 内線 3301 (司令部当直) F A X 3301
	中 部 方 面 特 科 連 隊 (第 3 科)	(079) 222-4001 内線 650、238 F A X 239	(079) 222-4001 内線 302 (当直司令) F A X 398
	阪 神 基 地 隊 (警 備 科)	(078) 441-1001 内線 230 F A X 239	(078) 441-1001 内線 220 (当直司令) F A X 389

キ 市の任務

- (ア) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (イ) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- (エ) ヘリコプター緊急離着陸場の確保

ク 撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなると認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請するものとする。連絡方法は、災害派遣要請の方法に準じる。

ケ 活動内容

- (ア) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (イ) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (ウ) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
- (エ) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (オ) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (カ) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (キ) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）
- (ク) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (ケ) 給食、給水及び入浴支援
給食、給水及び入浴支援
※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要
- (コ) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
- (サ) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (シ) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

コ 災害派遣部隊の受入れ態勢

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- (ア) 他の防災関係機関との競合重複の排除
市長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

(イ) 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業実施に必要な図面
- d 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- e 派遣部隊との連絡窓口の一本化
- f 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

(ウ) 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- a 自衛隊事務室
- b ヘリコプター緊急離着陸場
- c 駐車場
- d 宿营地等

(エ) 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

- a 市長からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- b 市町相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- c 市長の事務の代行（市が事務を出来ない状態にある場合）

サ 経費の負担分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (エ) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

第5節 防災関係機関等との連携

1 基本方針

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合、市は近隣市町・県・国をはじめ、防災関係機関・団体等に対し速やかに応援を要請し、市民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続、応援部隊の受入れを次により実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）要請に関する事項
		（2）関係機関の連携強化
		（3）法律に基づく相互応援協力要請
		（4）県消防防災ヘリコプター要請計画
関係機関	防災関係機関	各種の応援協力

3 取組み内容

（1）要請に関する事項

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- （ア） 被害の状況
- （イ） 援助を必要とする理由
- （ウ） 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- （エ） 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- （オ） その他要請措置内容、要請場所、期間等

ア その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、内閣総理大臣のあつせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。

- （ア） 県に対する応援要請
 - a 市長からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
 - b 市町相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
 - c 市長の事務の代行（市が事務を出来ない状態にある場合）

【県への応援要請手続き】

要 請 先	県災害対策課、西播磨県民局	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話・無線で行い、事後文書送付）	
応 援 の 要 請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職 員 派 遣 あ っ せ ん 要 請	<input type="checkbox"/> 派遣を要請・あっせんを求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

(イ) 近畿2府7県に対する応援要請（近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定）

被災府県独自では十分に被災者に対する応急措置が実施できない場合に、円滑に応援活動が遂行できるよう必要な事項について相互に協定しており、市は県を通じて応援を要請する。

(ウ) 被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の派遣

市は、総務省が行う被災市区町村応援職員確保システムに基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。

(エ) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項及び地方自治法第252条の17の規定による。

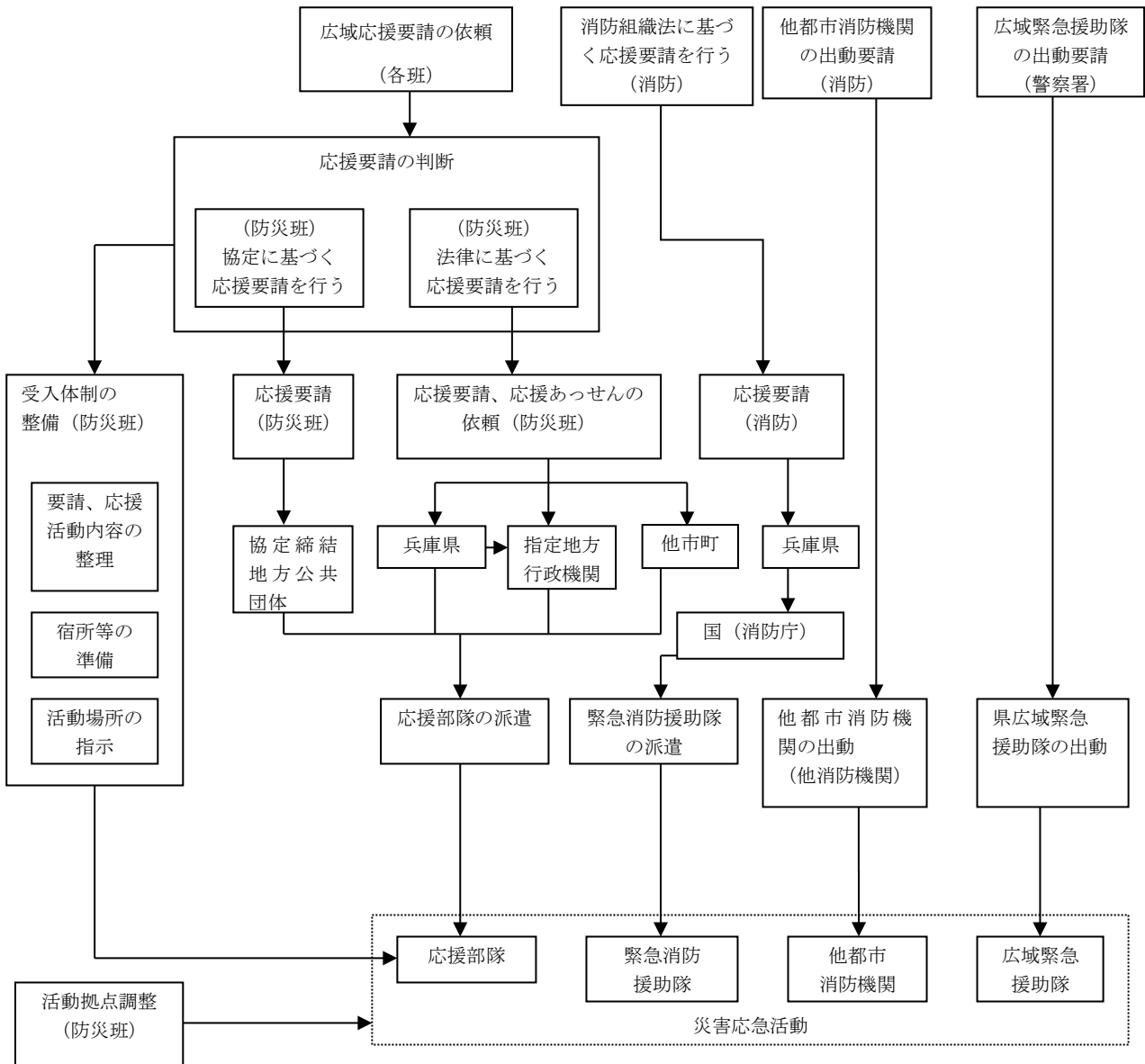
(オ) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。

【市町への要請手続き】

連 絡 先	要請先市町	
連 絡 方 法	電話、無線（事後文書送付）	
要 請 事 項	<input type="checkbox"/> 被害の種類及び状況 <input type="checkbox"/> 車両の種類、規格及び台数 <input type="checkbox"/> 応援の場所及び応援場所への経路 <input type="checkbox"/> 応援の実施に関し、必要な事項	<input type="checkbox"/> 品名、数量等 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員 <input type="checkbox"/> 応援の期間

【応急対策の流れ】



イ 相互応援協定等

(令和7年10月1日現在)

【行政間】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	兵庫県広域消防相互応援協定	S63.8.1	県下全市町・組合	災害時応援活動
2	兵庫県自治体病院開設者協議会初動時相互応援に関する協定	H8.1.16	兵庫県・神戸市等25病院開設者	医療救護チームの派遣 患者受入
3	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H8.4.1	姫路市・たつの市・赤穂市等10市町	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、被災者の受入

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
4	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8. 4. 1	北海道砂川市・岩手県一関市・赤穂市等22市区	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、施設の提供
5	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県下全市町各水道事業所	応急給水・復旧作業 作業に必要な資機材の搬出
6	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県・県下全市町・組合	資機材等の提供・斡旋、職員の派遣、中間処理実施、処理業者の斡旋
7	兵庫県及び市町相互の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県・県下全市町	資機材・物資等の提供・斡旋、職員の派遣 被災者の受入
8	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20. 7. 31 (当初)	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
9	播磨広域防災連絡協定	H24. 5. 29 (当初)	播磨地域12市9町	物質・資機材の斡旋、提供、職員の派遣
10	近畿地方整備局「災害時等の応援に関する申し合わせ」	H24. 10. 17	近畿地方整備局	車両、災害対策用機械等、通信機器等貸付、職員（専門家）の派遣
11	災害時相互支援協定	H26. 5. 24	高知県須崎市	食料・医療等の物資及び資機材の提供、職員の派遣、被災者児童の受入、ボランティアの斡旋等
12	災害の協力に関する覚書	R3. 1. 22	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	国道2号等の災害時の対応を円滑化する相互応援

【支援物資】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	緊急時における生活物資確保に関する協定	H10. 6. 30	生活協同組合コープこうべ	生活物資の確保・提供(パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等30品目)
2	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18. 12. 20	マックスバリュ西日本(株)	食品・物資・施設・価格情報の提供
3	災害時における物資供給に関する協定	H24. 4. 26	セツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド等
4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31. 3. 28	(株)カワベ	生活物資の確保

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
5	災害時における飲料供給に関する覚書	R4. 4. 1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機
6	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5. 9. 20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給
7	災害時における物資供給に関する協定	R7. 6. 2	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の優先供給
8	災害時における物資供給に関する協定	R7. 9. 24	プラス株式会社ジョイテックスカンパニー	災害時における物資供給

【災害支援】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	災害時における応急対策業務に関する協定	H19. 7. 24	マリンスポーツ財団 マリスクラブ相生	資機材の提供操縦者の派遣
2	災害対策用支援機材に関する協定	H20. 4. 1	ハリマホームガス(株)	緊急炊き出し用機材の提供
3	災害時における応急救助活動の協力に関する協定	H20. 7. 31	兵庫県自動車整備振興会(西播西支部相生ブロック)	資機材の提供 車両の緊急整備・応急処置
4	災害時に係る情報発信等に関する協定	H24. 10. 1	ヤフー	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
5	災害時における臨時災害放送局開設に関する協定	H25. 3. 27	兵庫県エヌエイチケイアイテック	兵庫県内における災害発生時の臨時災害放送局開設
6	播磨広域連合協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25. 5. 31	姫路市・相生市・加古川市・赤穂市等 21市町 日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力
7	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	H26. 3. 25	兵庫県LPガス協会西播西支部相生地区会	物資(LPガス)調達・供給
8	災害時における応急対策業務に関する協定	H27. 7. 16	兵庫県電気工事工業組合西播支部相生地区	災害時における応急対策業務(電気工事)
9	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28. 10. 1	播磨地域連携協議会(明石市を除く12市9町)と兵庫県行政書士会	災害時(災害救助法第2条が適用された場合)における被災者支援のための行政書士業務
10	災害時における燃料供給等に関する協定	H31. 3. 28	相生石油組合	災害時の燃料等の優先供給

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
11	災害時における物資等の輸送に関する協定	R2. 9. 14	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	物資等の輸送に必要な軽貨物自動車の提供
12	避難所等情報提供に関する協定	R2. 9. 25	三井住友海上火災保険(株)姫路支店	市民や市に訪れた観光客に市内の最新の避難所等の情報を提供
13	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	R3. 2. 15	一般社団法人兵庫県トラック協会	食料品や生活必需品などの救援物資の輸送支援
14	災害時における連携協力に関する協定	R3. 12. 21	兵庫県弁護士会	被災者に対する弁護士による相談
15	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	R4. 6. 14	関西電力送配電(株)姫路本部	道路啓開・電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等
16	災害時における施設利用等に関する協定	R5. 7. 3	相生振興株式会社	救援物資集積所としての相生自動車教習所の提供等
17	災害時における無人航空機の運用に関する協定	R5. 7. 3	株式会社T&T JUAVAC ドローンエキスパート アカデミー兵庫校	ドローンによる災害情報の収集等
18	相生市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	R5. 7. 6	日本郵便株式会社	緊急車両等の提供、情報の相互提供、広報活動等
19	災害時における支援協力に関する協定	R6. 2. 14	兵庫県石油商業組合	緊急通行車両、避難所等への石油類燃料の優先供給等
20	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	R6. 4. 25	兵庫県司法書士会	司法書士による被災者支援のための相談業務等
21	広域水災発生時の共同取組に関する覚書	R6. 8. 6	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	広域水災発生時のり災証明書の発行迅速化にかかる業務等

[行政間-3] 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

(協定団体及び連絡先)

市町名	課名	連絡先	市町名	課名	連絡先
姫路市	危機管理室	079-223-9522	市川町	危機管理係	0790-26-1010
赤穂市	危機管理担当	0791-43-6866	福崎町	住民生活課	0790-22-0560
宍粟市	消防防災課	0790-63-3119	神河町	住民生活課	0790-34-0962
たつの市	危機管理課	0791-64-3219	太子町	企画政策課	079-277-5998
佐用町	企画防災課	0790-82-0664	上郡町	住民課	0791-52-1115

[行政間-4] 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定

(協定団体及び連絡先)

市区町名	連絡先	市区町名	連絡先
北海道砂川市	0125-54-2121	長野県諏訪市	0266-52-4141
岩手県一関市	0191-25-5913	愛知県西尾市	0563-56-2111
茨城県笠間市	0296-77-1101	滋賀県大津市	077-528-2616
茨城県桜川市	0296-58-5111	滋賀県野洲市	075-587-1121
栃木県大田原市	0287-23-1111	兵庫県豊岡市	0796-23-1111
群馬県藤岡市	0274-22-7444	兵庫県加西市	0790-42-8751
東京都千代田区	03-3264-2111	兵庫県丹波篠山市	079-552-1116
東京都港区	03-3578-2541	兵庫県加東市	0795-43-0402
東京都新宿区	03-5273-4592	兵庫県赤穂市	0791-43-6866
東京都墨田区	03-5608-1111	広島県三次市	0824-62-6116
新潟県新発田市	0254-22-3030	熊本県山鹿市	0968-43-1113

(2) 関係機関の連携強化

市は、災害発生時に、消防、警察、自衛隊等の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設ける等、被害情報の共有化を促進することとする。

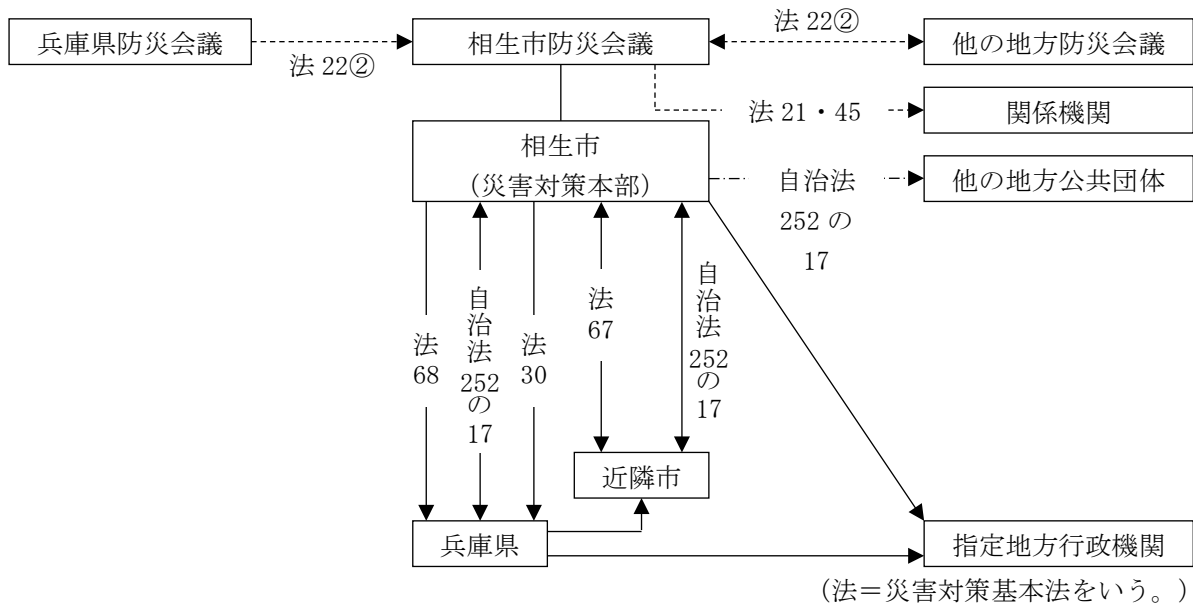
(3) 法律に基づく相互応援協力要請

ア 相互応援協力体制

法律に基づく相互応援協力体制は、次に定めるところによるものとする。

- (ア) 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等
 - a 関係行政機関等に対する協力要請等（災害対策基本法第21条・第45条）
 - b 地方防災会議等相互の関係（災害対策基本法第22条）
- (イ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請等
 - a 指定地方行政機関の長に対する要請（災害対策基本法第29条）
 - b 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣について、知事に対するあつせん要請（災害対策基本法第30条）
- (ウ) 応急措置の実施又は応援の要求
 - a 知事等に対する要求（災害対策基本法第68条・地方自治法第252条の17）
 - b 他の市町村長等に対する要求（災害対策基本法第67条・地方自治法第252条の17）
- (エ) 市長の事務代行（市長が事務をできない状態にある場合）
 市長が事務を行うことができない場合は、兵庫県知事が行う。
 - a 避難指示等の代行（災害対策基本法第60条第6項）
 - b 応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（災害対策基本法第73条）
 - c 指定行政機関の長等による応急措置（応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（災害対策基本法第78条の2）

d 広域一時滞在の協議等の代行（災害対策基本法第86条の10、第86条の13）



- ▶ 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等
- ▶ 職員の派遣要請
- ▶ 応援措置実施の応援要請

イ 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するものとする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

ウ 職員の派遣のあっせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんで申請するものとする。

- (ア) 派遣のあっせんで求める理由
- (イ) 派遣のあっせんで求める職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (カ) 技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。

(4) 県消防防災ヘリコプター要請計画

ア ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するときは、知事に対しヘリコプター支援の要請を行う。

- (ア) 救急活動
 - a 緊急に人命救助をする必要があるとき
 - b 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき
- (イ) 救助活動
- (ウ) 火災防御活動
- (エ) 災害応急対策活動

イ 要請手続

(ア) 要請方法

要請は、西はりま消防組合相生消防署を介し「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」に基づき行う。

県に対するヘリコプターの支援要請は、市及び消防事務に関する一部事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者が、兵庫県防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

(イ) 連絡先

区分	時間	要請先	電話番号	FAX番号
県災害対策本部 非設置時	昼間 (8:45～17:30)	防災監が指定する 電話会議システム		
	夜間 (17:30～8:45)	神戸市消防局警防部 司令課	078-333-0119	078-325-8529
衛星 7-151-536			衛星 7-151-6380	
県災害対策本部 設置時	昼間、夜間共に	災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911
			衛星 7-151-5361	衛星 7-151-6380

ウ 要請に際し県に対して連絡すべき事項

要請する場合は、次の事項について連絡を行うものとする。

- (ア) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因

- (イ) 要請を必要とする理由
- (ウ) 活動内容、目的地、搬送先
- (エ) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (オ) 現場の気象条件
- (カ) 現場指揮者
- (キ) その他必要事項

エ 措置する事項

- (ア) 離着陸場の選定
- (イ) 給油方法の指示
- (ウ) 離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

兵庫県消防防災ヘリコプターに対する緊急運航要請等については、相生市地域防災計画（資料編）『第10節 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領』を参照

第6節 災害救助法の適用

1 基本方針

災害により、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 適用基準
		(2) 被害の認定基準
		(3) 災害救助法の適用要請
		(4) 救助業務の実施者
		(5) 救助の実施及び応急措置
関係機関	兵庫県	災害救助法の適用及び救助の実施等

3 取組み内容

(1) 適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）は、本市の被害が次のいずれかに該当する場合であって、知事が援助を必要と認めたときに適用される。

○災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
兵庫県人口：547万人 相生市人口：28,355人（令和2年10月1日現在）の場合 （最近の国勢調査の結果による人口）			
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	50世帯	施行令第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500世帯	施行令第1条第1項第2号
		25世帯	
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000世帯	施行令第1条第1項第3号前段
多数			
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	施行令第1条第1項第3号後段

	(内閣府令で定める特別の事情) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第1条
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき		施行令第1条第1項第4号
	(内閣府令で定める基準①) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1号
	(内閣府令で定める基準②) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第2号

○災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

災害救助法による救助の種類、対象、支出費用等については、相生市地域防災計画（資料編）『第9節 災害救助法による災害救助基準』を参照

(2) 被害の認定基準

ア 被害の認定基準

①住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物とは限らない。炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせて1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず、土蔵、小屋等であっても、現実に人が居住しているときは住家とする。
②世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯として扱う。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。
③死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

④行方不明者	当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
⑤ 負傷 (重傷) (軽傷)	「負傷」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものをいう。
⑥全壊(焼)、 全流失	「全壊(焼)」、「全流失」とは住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもをいう。
⑦半壊(焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。
⑧床上浸水	前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のも又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のもをいう。
⑨床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のもをいう。
⑩一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

イ 住家の滅失等の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

(ア) 住家の全壊、全焼、全流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。

(イ) 住家の半壊又は半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。

(ウ) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

(3) 災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。この場合において、危機管理部防災支援課を経由して知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

(ア) 災害発生の日時及び場所

- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を要請する理由
- (エ) 適用を必要とする機関
- (オ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (カ) その他必要な事項

(4) 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、第1号法定受託事務として知事が行う。

救助は、災害発生と同時に迅速に行わなければならないため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が救助を実施する。

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	7日以内
応急仮設住宅の設置	20日以内に着工
炊き出しその他の方法による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内
医療	14日以内
助産	災害発生の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
住宅の応急修理	3か月以内に完了
学用品の給与	教科書 1か月以内、文房具 15日以内
埋葬	10日以内
遺体の搜索	10日以内
遺体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内に完了
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内

(5) 救助の実施及び応急措置

ア 実施機関

- (ア) 市
 市は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実

施することができる。

また、市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をすよう求めるものとする。

市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(イ) 県

県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の事項に該当するときは、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市長に行わせる。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市長に通知する。

- a 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- b 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(ウ) その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、市、県等の救助活動の実施機関に協力する。

(エ) 救助の応援要請

救助は災害が発生した市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、近隣の市町に要請を行うこととする。

イ 災害救助法適用時における応急措置

(ア) 災害救助法による救助の内容

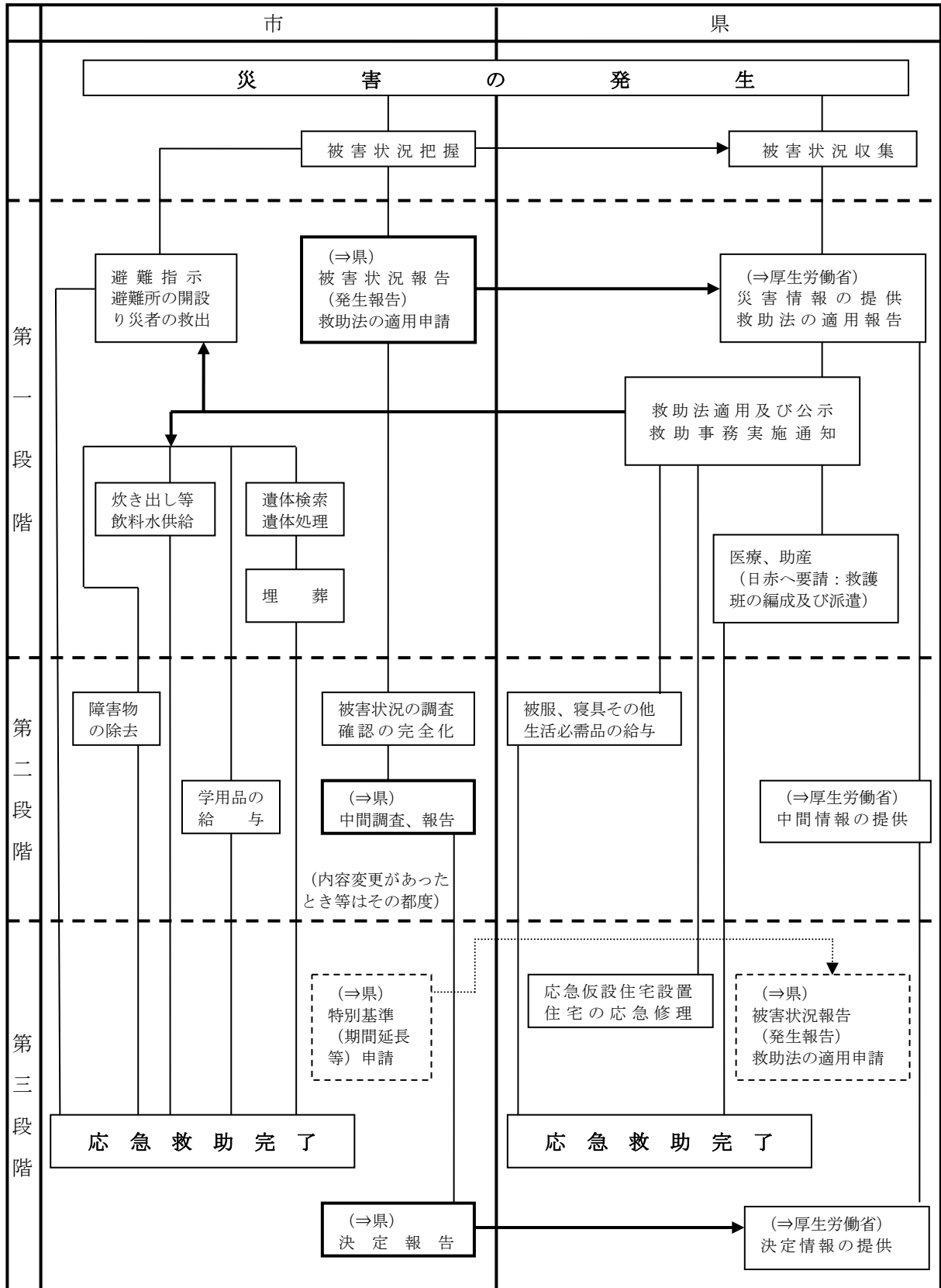
災害救助法による救助の内容等は、災害救助法による救助の基準に示すとおりである。

ただし、上記の救助の内容では、適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(イ) 災害救助法適用時における応急措置

市が行うべき救助事務の手順は次のとおりである。

〈災害救助法適用時における災害発生からの応急措置手順〉



※ 救助の種類のうち緊急を要する救助及びきめ細やかな対応を必要とする救助については、知事から救助の実施について通知されることが見込まれるため、便宜上、市が行う救助としている。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 土砂災害対応計画

1 基本方針

土砂災害については、気象予警報等により、ある程度は危険を予測することが可能であることから、風水害及び土砂災害の気象予警報等の発表以降、災害の発生に到るまでの警戒期においては、主に情報収集や伝達等を行い、早い段階から災害に備えた体制を準備する必要がある。

また、災害の発生するおそれがある場合は、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、災害警戒期と災害対応期でそれぞれ必要な対応を図る。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	建設農林総務班（都市整備課）	（1）土砂災害警戒体制の確立
		（2）危険箇所周辺の警戒監視
		（3）土砂災害等による被害の拡大を防止
		（4）警戒避難体制の確立
関係機関	市民	異常現象発見時の通報
	防災関係機関	警戒活動、応急活動の実施

3 取組み内容

（1）土砂災害警戒体制の確立

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報や土砂災害警戒情報等の発表により土砂災害警戒体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

土砂災害警戒体制の活動内容は以下のとおりとする。

- （ア） 情報収集・分析（気象情報等の監視、地域市民等からの土砂災害の前兆現象等の情報連絡に対応、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の把握、土砂災害警戒情報の把握）
- （イ） 広報活動、自治会等への情報伝達
- （ウ） 重要水防箇所、河川及びがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回
- （エ） 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の巡回
- （オ） 交通規制
- （カ） 関係機関等との連絡調整
- （キ） 避難所開設準備

(2) 危険箇所周辺の警戒監視

ア 警戒監視体制の強化

危険箇所等で、土砂災害の兆候が認められる場合には、警戒監視体制を強化する。

イ 異常を発見した場合の措置

市及び各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するとともに、安全確保のため立ち入り禁止等を行う。また、市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、速やかにその状況に関係機関等へ通報する。

ウ 土砂災害が発生した場合

土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努めるとともに、所管施設の被害の把握に努める。
特に二次災害の発生に対処するため、降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

(3) 土砂災害等による被害の拡大を防止

ア 土砂災害の応急措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者と協力し、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による再崩壊防止措置を実施する。

イ 被災施設の応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害状況、本復旧までの工期、施工規模等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

(4) 警戒避難体制の確立

ア 市民に対する広報等

被災箇所は、気象状況等により急激な拡大や土砂の異常流出が発生しやすくなるため、市民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。また、被害規模の拡大により、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあるときは、状況の推移を市民、関係機関等へ逐次周知する。特に、土砂災害等に係る危険区域の市民等に対しては、最優先に伝達する。土砂災害は、降雨がやんだ後しばらくしてから発生する可能性があるため、自宅施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ行うよう、市民へ注意を喚起すること。

イ 警戒区域の設定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係市民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域市民の避難措置を実施する。

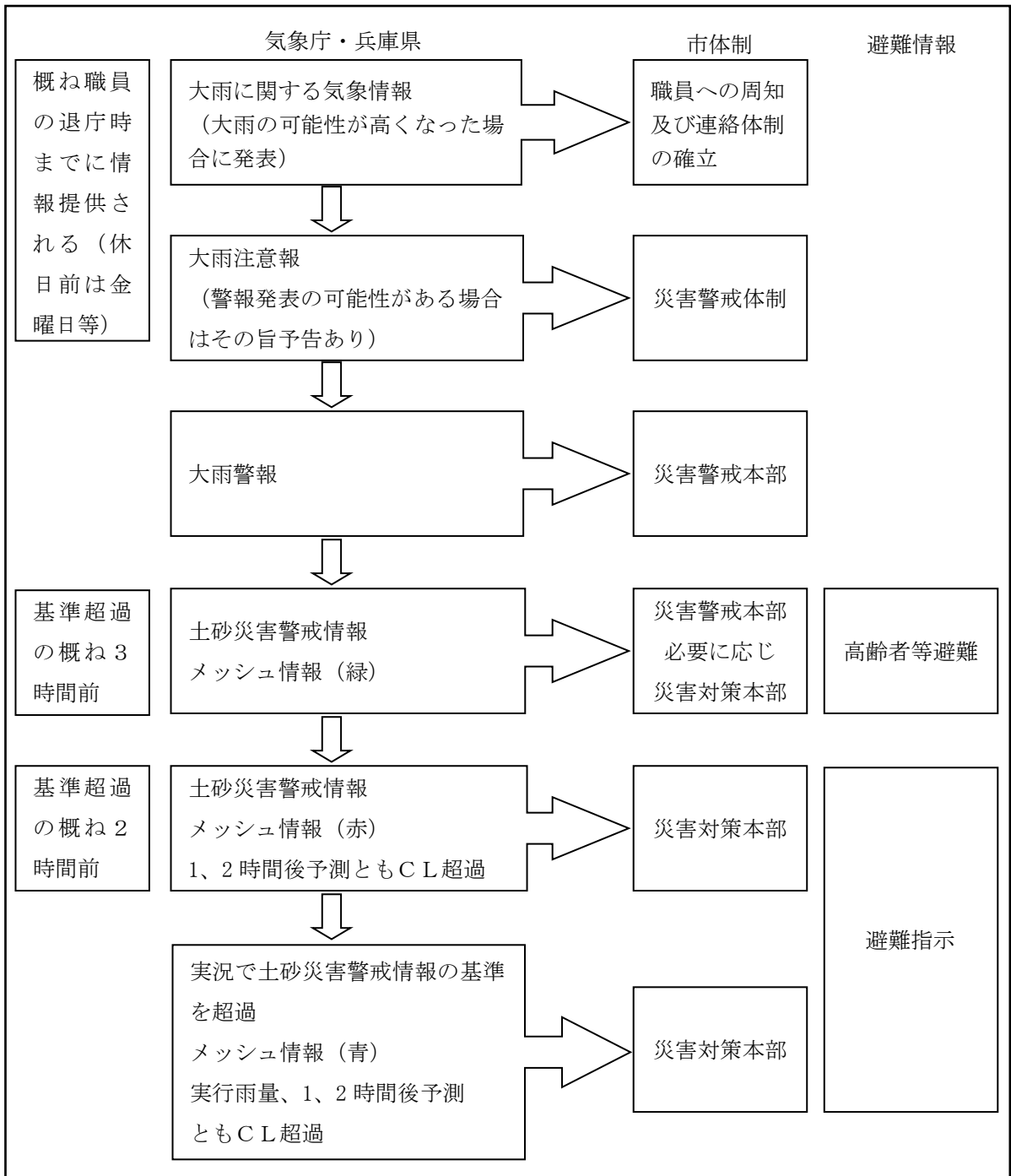
ウ 避難指示等の実施

被災概要調査の結果により、被害拡大の可能性が高いと予測される場合には、関係市民にその調査概要を周知し、避難指示及び避難誘導等を実施する。

また、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築し、異常時における臨機の措置に備える。

兵庫県の土砂災害情報提供システム及び気象庁の防災情報提供システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認し、対象地区への避難情報の準備を整えておくこと。ただし、各情報の発表は県データと気象台データ双方で判断される。また、予想雨量は自然現象のため不測の事態もあることに留意すること。

【土砂災害での避難情報発表フロー】



■土砂災害対応の流れ

降水開始からの時系列	災害警戒期	災害危険期	応急対策期
気象	▼大雨注意報	▼大雨警報	▼土砂災害警報情報
災害状況 (前兆現象)	▼斜面から湧水が発生	▼小石がばらばら落ちる ▼木が傾く・揺れる ▼湧水量の増加	▼小石がぼろぼろ落ちる ▼倒木が発生 ▼湧水が止まる ★土砂災害発生
	▼流水が濁る	▼流水の異常な濁り ▼流木の流出 ▼溪流水位の上昇	▼溪流上流で地鳴り ▼大量の流木の流出 ▼溪流水位の激減 ★土砂災害発生
	▼地すべり	▼樹木が傾いている ▼斜面がはらみだす	▼地鳴り・山鳴りがする ★土砂災害発生
体制情報	警戒本部体制		対策本部体制
	▼情報収集開始(警戒体制)	▼情報収集開始(関係課) ◎警戒本部体制 ◎災害対策本部設置検討(警戒本部) ▼現場情報・市民からの通報収集(関係各課) ▼他機関の情報収集(建設農林総務班)	▼土砂災害発生を関係機関に連絡 ▼通報、巡視等から土砂災害の切迫性あり ▼土砂災害発生の兆候あり
警戒活動	▼巡視活動開始(建設農林総務班・近畿地方整備局・光都農林事務所・光都土木事務所)	▼通報箇所の巡視活動	▼変状の発見 ▼変状箇所の立ち入り禁止・監視・応急措置
避難活動	◎自主避難 ▼避難場所開設(自主避難) ▼危険地区に避難準備・高齢者等避難開始情報発令(市長)	▼避難場所開設 ▼危険地区に避難指示発令(市長) ▼報道機関等に避難広報要請 ▼防災行政無線等による避難広報 ▼自主防災組織・施設管理者による避難誘導	▼危険地区に避難指示発令(市長)
救出捜索			▼消防隊出動(西はりま消防組合相生消防署) ▼自衛隊災害派遣要請(市長)
救急医療			▼救急車両出動(西はりま消防組合相生消防署) ▼負傷者を病院に搬送 ▼道路寸断の場合、ヘリコプター出動
宅地対策			▼被災宅地判定士の出動要請 ▼被災宅地の判定開始 ▼宅地の応急措置(二次災害防止)

第2節 消防活動計画

1 基本方針

消防機関は、災害が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて火災防御活動、水防活動、避難誘導、救急救助等の応急対策活動に取り組み、災害の鎮圧及び被害の拡大防止を図る。また、火災警報が発令された場合は、市民に火災の危険性について周知し、火災の発生予防に努める。

2 実施主体

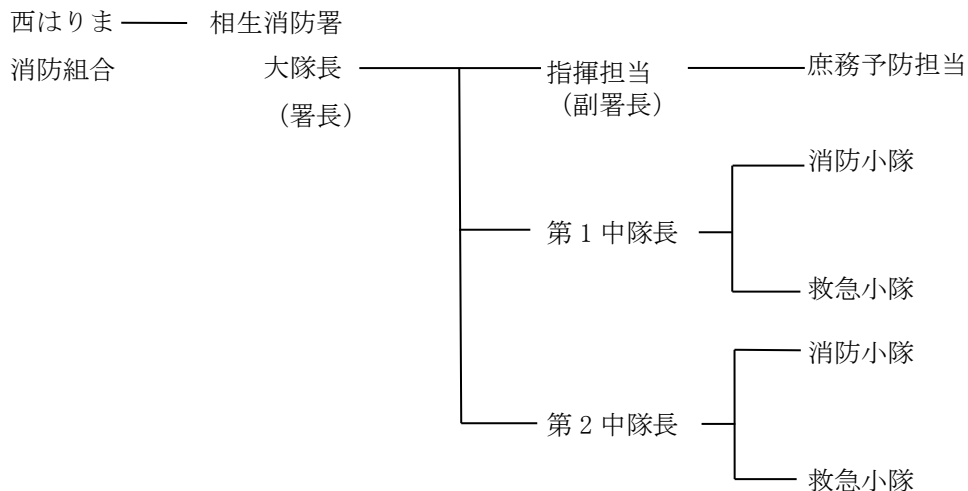
	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）警防計画
		（2）応急活動態勢の確立
		（3）相互応援計画
		（4）消防力の整備計画
		（5）地震発生時に行う消防活動及び水利確保の基本方針
関係機関	西はりま消防組合相生消防署 消防団	重要水防箇所の監視及び報告 危険個所の応急水防作業

3 取組み内容

（1）警防計画

ア 組織

出動体制



市 長 ————— 団長—副団長—分団長—副分団長—部長—班長—団員
 (第1分団～第15分団)

イ 消防装備

消防用車両（機械）の保有状況

消防署関係

（令和7年10月1日現在）

区分	指揮車	化学消防ポンプ車	消防ポンプ車	救急車	その他
台数	1	1	1	2	1

消防団関係

区分	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	その他
台数	12	4	2	1

（2）応急活動態勢の確立

ア 一般災害

（ア） 警報等

火災に関する警報等やその他の予警報の発令、解除の基準は概ね次のとおりであるが、この場合、消防長又は消防署長はその状況によっては職員を招集して危険箇所の巡回を行い、必要に応じて広報車等を利用して市民に周知するものとする。

a 火災に関する警報等

（a） 神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

i 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。

ii 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに西はりま消防組合管理者に通報することとする。

（b） 西はりま消防組合管理者は、消防法第22条第3項に基づき、火災に関する警報等を発することができる。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。

i 火災警報基準

実効湿度が 60%以下で最低湿度が 40%以下であり、かつ平均風速が 12m/s 以上となると予想され、西はりま消防組合管理者が必要と認めたとき。

ii 林野火災注意報基準

以下のいずれかに該当したとき。

（i） 前3日間の合計降水量が 1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が 30mm以下のとき。

（ii） 前3日間の合計降水量が 1mm以下、かつ乾燥注意報が発表されているとき。

iii 林野火災警報基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されているとき。

b 火災以外の予警報

関係官署の指令、発令を基準にして、その都度状況判断の上、行う。

(イ) 招集及び出動

- a 災害発生時における消防職員の招集及び出動は、西はりま消防組合相生消防署から指示するところにより行う。

消防団員の招集及び出動については、消防団長の指示するところにより、行うものとする。

災害発生区域 (管轄分団)	第1次出動分団	第2次出動分団	第3次出動分団
第1分団地区	②③④⑧	第1次出動していない 相生地区分団	出動して いない 全分団
第2分団地区	①③④⑤		
第3分団地区	①②④⑦		
第4分団地区	①②③⑤⑥		
第5分団地区	①②③④⑥		
第6分団地区	①②③④⑤		
第7分団地区	①②③④⑨		
第8分団地区	①②③④⑦		
第9分団地区	⑦⑩⑪⑫	矢野地区分団	
第10分団地区	⑨⑩⑫		
第11分団地区	⑨⑩⑫		
第12分団地区	⑨⑩⑪		
第13分団地区	⑭⑮	若狭野地区分団	
第14分団地区	⑬⑮		
第15分団地区	⑬⑭		

各分団管轄区域一覧

分団名	管轄区域
第1分団	相生（大谷町・川原町）
第2分団	旭・大島町
第3分団	那波地区（本町・東本町・南本町・西本町・大浜町）
第4分団	陸本町・栄町・垣内町・本郷町・大石町・菅原町・ひかりが丘
第5分団	古池・双葉・向陽台・那波野・赤坂
第6分団	池之内・汐見台・山手
第7分団	佐方・千尋・山崎町・西谷町
第8分団	野瀬・鯛浜・葛ヶ浜・坪根

第9分団	緑ヶ丘・青葉台・竜泉町
第10分団	上松・入野・東後明・西後明
第11分団	野々・八洞・出・寺田
第12分団	若狭野・福井・下土井・雨内
第13分団	真広・下田・二木・小河・上土井
第14分団	瓜生・上・菅谷
第15分団	榊・釜出・金坂・中野・森・能下

b 出動、防災活動については、消防団長の指揮に従うのが原則であるが、緊急時又は現場状況等においてこれにより難しい場合には、現地における最高指揮者の指示を受けるものとする。

(ウ) 緊急出動

緊急出動時は、救急病院等と連携して事故に対処するものとする。また、大災害に備えて、市内の医療機関の保有する救急施設の活用を図らねばならない。

イ 地震災害

地震が突発的に発生した場合の配備態勢

(ア) 第1非常配備態勢

震度4の地震が発生した時、消防署職員は自主参集。

(イ) 第2非常配備態勢

a 市対策本部が設置された場合及び震度5弱以上の地震が発生した時は消防署全職員を招集。

b 災害状況により団長が必要と判断したとき。

(3) 相互応援計画

災害は、時に広大な範囲に膨大な被害をもたらすことがあるので、現有消防力のみでは対応が困難となると予想される。また、多種多様な被害形態となるため、ヘリコプター、特殊な資機材、消火・救助隊の派遣等が必要となるため、状況に応じて消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

(4) 消防力の整備計画

この計画は、地域防災活動の核となる消防力の増強を図るため、人員、施設、機器等の整備計画を樹立し推進することを目的とする。

ア 庁舎の改修等

災害発生時において、情報、通信、連絡等、災害対策本部と一体となり対応すべく、消防庁舎の改修等施設の整備充実に努める。

イ 化学消防ポンプ車等の整備

化学消化剤等の備蓄及び化学消防ポンプ車等の資機材の整備促進に努める。

ウ 水利の増強

震災時にも、消防活動が迅速かつ有効に行えるよう、耐震性防火水槽の整備に努める。

(5) 地震発生時に行う消防活動及び水利確保の基本方針

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）でも見られたように、人命に対する多様な危険現象が発生し、建物の倒壊等一次災害から被害を増幅する二次的災害である火災発生が考えられる。

したがって、地震時における火災に対する初期消火が重要となることから、市民に対して、出火防止、初期消火の徹底を図る必要があるため、各家庭での消火器の普及や、自主防災組織体制の確立を図り、訓練等を実施することで、出火防止、初期消火に努める。また、消防団の早期出動態勢を図り、火災を鎮圧する。火災が同時多発し、延焼拡大した場合には、第一に人命の安全確保を優先とし、避難場所、避難路の延焼防止等、消防力の効果的な配備に努める。

また、災害発生時における消防職員の招集及び出動は、西はりま消防組合相生消防署から指示するところにより行い、消防団員の招集及び出動については、西はりま消防組合相生消防署又は消防団長の指示するところにより行う。

ア 救急救助活動

震災時には、建物の倒壊等短時間に多数の死傷者が発生することから、通常の出動体制では対応できないことが予想され、迅速かつ適切な救急救助活動を実施することが重視されることから、医療機関、医師会、日赤、警察等関係機関の協力の下、消防職員、消防団員により、災害及び事故の拡大防止を図り、要救助者の捜索、救出を行うとともに避難誘導する。さらに、救護所の設置、傷病者の応急処置及び医療機関への搬送、情報の収集、広報を行い適切な救急救助活動を実施する。

イ 消防水利の確保

震災時には、消火栓・防火水槽等が使用不可能となることが考えられるため、耐震性防火水槽の設置及び自然水利（井戸、池、プール等）の把握、また、海水を利用しての消火活動を実施する。

ウ 樋門等の閉鎖

震災時には、津波による被害の拡大が考えられるため、別途作成するマニュアルに基づき港湾施設等の樋門、陸閘を閉鎖する。

エ 避難対策活動

震災時には、二次的災害である火災が同時多発し延焼拡大する。危険物施設の火災が発生した場合、市民の安全を守るため、避難指示の伝達、障害物除去等による避難路の確保を実施する。

津波からの高齢者、身体障害者、病人等の避難誘導については、平素から地域に密着している消防団が中心となり実施するとともに、地域市民による自主防災組織体制の確立を図り、協力し避難

する必要がある。

なお、人命危険が切迫しているときは、活動中の消防隊により直接避難指示を行う。

避難指示の伝達方法は、防災行政無線、携帯マイク等とする。

オ 情報の収集、伝達と広報

地震、津波による人的被害（救助の状況）、建築物の倒壊状況及び火災の状況等の被害状況の収集のため、市職員、消防職員及び消防団員による情報収集を行うとともに、市民の安全確保を図るための広報を行う。

第3編 災害応急対策計画
第3章 円滑な災害応急活動の展開
第2節 消防活動計画

(空白ページ)

第3節 水防計画

1 基本方針

地震により、市域にかかる海岸、河川、ため池堤防の損壊、山・崖崩れ等の発生、あるいは津波の発生に伴う洪水に対して、相生市水防計画の定めるところによるほか、この計画に定めるところにより水防活動を実施する。

2 実施主体

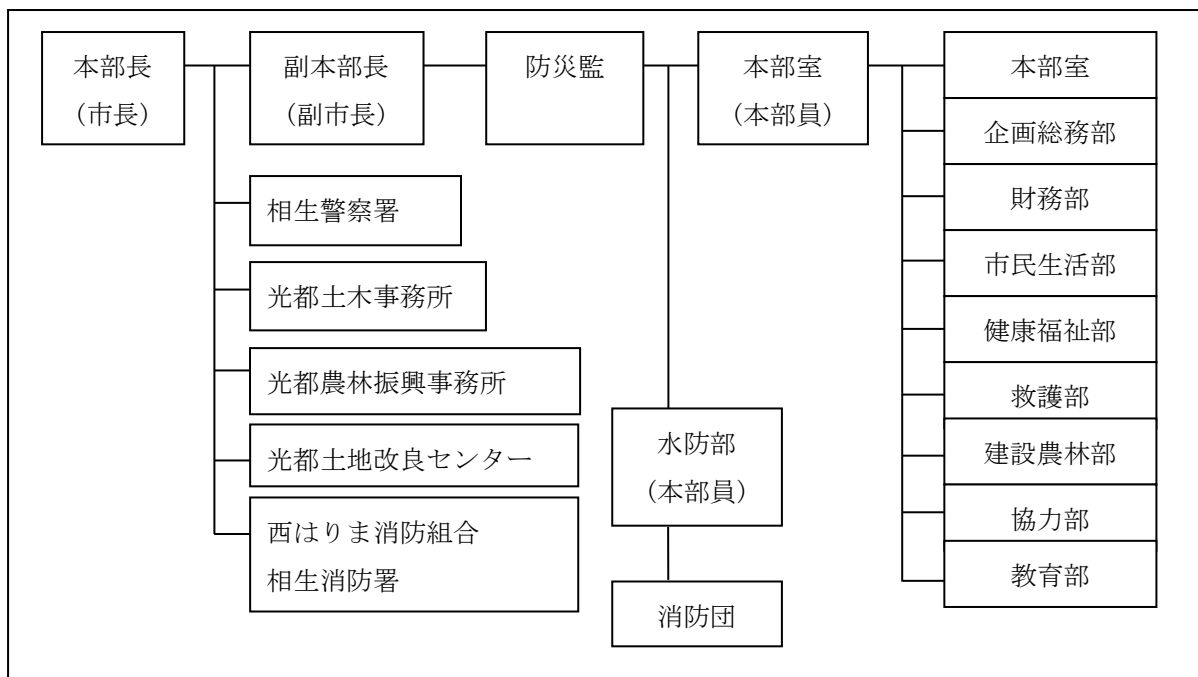
	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 企画総務班	(1) 水防組織 (2) 施設等の監視 (3) 応急対策
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	重要水防箇所の監視及び報告
	水防部（消防団）	危険箇所の応急水防作業
	光都土木事務所	所管する河川等の監視及び警戒 所管する河川等の応急復旧
	自衛隊	災害派遣要請に基づく水防活動

3 取組み内容

(1) 水防組織

水防本部の事務局は、相生市企画総務部危機管理課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。

水防本部組織



(ア) 本部員は次の職にある者をもって充てる。

a 本部室の本部員

- (a) 教育長
- (b) 各部長
- (c) 会計管理者
- (d) 議会事務局長
- (e) 市民病院事務局長
- (f) 教育次長
- (g) 部長相当職
- (h) 西はりま消防組合相生消防署長

b 水防部の本部員

消防団長・消防副団長

本部室及び各部には次のとおり班を置き、各部長の命により、相生市地域防災計画に定める組織計画に準じた事務分掌に当たる。

本部室……………防災班

企画総務部……………企画総務班

財務部……………財政班、調査班、出納班

市民生活部……………市民生活総務班、地域振興班、環境班

健康福祉部……………健康福祉総務班、長寿福祉班、看護専門学校班

建設農林部……………建設農林総務班、下水道班、農林水産班

救護部……………救護総務班、救護班

協力部……………協力班

教育部……………庶務班、学校教育班、生涯学習班、人権教育推進班、
体育振興班、市立学校班、市立幼稚園班

水防部……………消防団

(2) 施設等の監視

ア 水門又は樋門及びため池の監視

(ア) 防災監は、水防本部長から水防警報等の通知を受けたときは、消防団長を経て直ちに各河川の水防受持区域の分団長に対し、その通知を連絡し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

(イ) 各分団長は、洪水等予報の通知を受けたときは、随時、水防受持区域の水門、樋門の点検を行い、また、水位の監視をし、消防団長を経て直ちに防災監に報告する。ため池の管理者は堤防及び工作物の点検を行い、操作に支障のないようにする。

(ウ) 各分団長は、水門、樋門、堤防及び水位に異常を発見した場合は、警戒操作に当たり、状況を消防団長を経て直ちに連絡する。

また、ため池管理者においても堤防及び工作物に異常を感じた場合は、本部長に報告する。

イ 排水ポンプ

排水ポンプ場の管理者は、施設を点検し操作を行ったときは本部に連絡する。

ウ 水防上影響のある工事の監視

地震時、工事施行者は工事中の箇所について監視を行い、危険箇所を発見したとき、又は危険が予想されるときは本部に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

エ 浸水対策

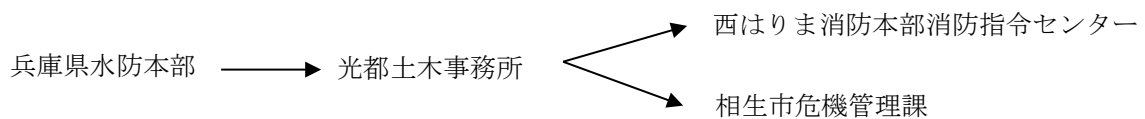
市は、浸水対策として、計画的な雨水幹線等の整備・維持管理を行う。

(3) 応急対策

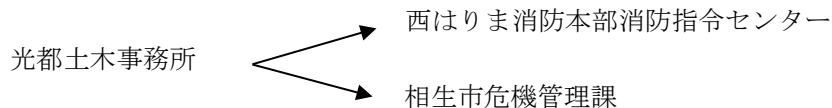
大規模な地震発生に際しては、直ちに地域内の河川、海岸、ため池等を巡視し、水防上危険な箇所を発見した時は必要な措置を講じる。

ア 水防に関する連絡系統

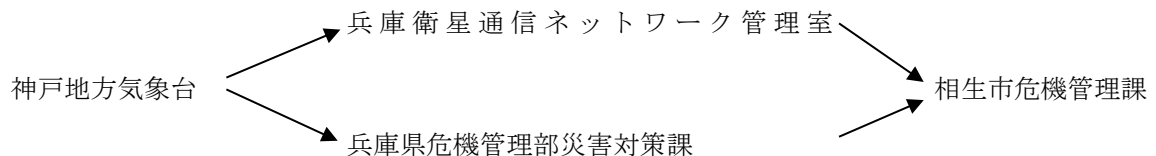
(ア) 水防指令



(イ) 水防警報



(ウ) 気象情報 (地震、津波を含む。)



総務省消防庁 → 相生市危機管理課
 (J-ALERT 利用)

イ 水防区別連絡方法

水防区	担当分団	責任者	通信連絡方法			
			第1通信	第2通信	第3通信	第4通信
第1水防区	第1分団	分団長	防災行政無線	固定・携帯電話	電子メール・無線	伝令
	第2分団					
第8分団						
第2水防区	第5分団					
	第6分団					
第3水防区	第3分団					
	第4分団					
	第7分団					
第4水防区	第9分団					
	第10分団					
第5水防区	第11分団					
	第12分団					
第6水防区	第13分団					
	第14分団					
	第15分団					

ウ 津波警報発令時の伝達及び措置

(ア) 水防活動（津波・高潮に関する重要水防区域（港湾・海岸））

港湾名	地区名	水防上最も重要な区域			次に重要な区域			要注意区域		
		番号	延長	地点	番号	延長	地点	番号	延長	地点
相生港	相生							①	340	相生
	那波							②	110	大島
	那波							③	550	那波
	那波							④	490	那波南
	鰯浜							⑤	150	鰯浜
	壺根							⑥	240	壺根
									計	1,880 m

(イ) 情報周知と伝達内容

a 地域住民への周知

- (a) 防災行政無線による周知
- (b) サイレンによる周知
- (c) 自治会等による周知
- (d) 消防団による周知
- (e) あいおい防災ネットによる周知
- (f) 相生市公式LINEによる周知

- (g) 緊急速報メール・公共情報コモンズによる周知
- (h) ハザードマップによる周知

b 伝達内容

(a) 気象情報

警戒状態となった場合、情報を一般に周知する。

(b) 洪水予報

河川等の増水状況により必要に応じて周知する。

(c) 堤防の決壊

サイレン及び口頭伝達をもって一般に周知する。

(d) 避難

サイレン及び口頭伝達により周知し、水防本部員、水防部員(消防団員)、相生消防署員、警察官等の指示・誘導により避難する。

(e) 水防警戒解除

河川等の水位が減じ、災害のおそれなくなったとき解除し、一般に周知する。

(ウ) 立退き指示

津波等により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。なお、立退き指示をした場合は、相生警察署にその旨を通知する。

エ 居住者の出動

水防法第24条に基づき、河川その他が著しく危険な状態となったとき、水防管理者は居住者の出動を要請することができる。ただし、その対象者は市内居住の年齢満18歳以上の者とする。

オ 民間団体の協力

災害時において自治会等の協力を得て、災害応急対策の万全を期す。

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 救出・救護
- (ウ) 給食・給水
- (エ) 災害応急対策活動
- (オ) 災害復旧の促進及び協力

カ 避難予定場所

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画(一般災害)」、第9節「避難計画(地震災害)」を参照

キ 協力応援についての協定

- (ア) 警察署長との協定

水防管理者は、水防上必要がある場合は、警察署長と次の事項を協定するものとする。

- a 水防法第 21 条の警戒区域の設定
 - b 水防法第 22 条の警察官の出動要請
 - c 水防法第 29 条の立退き指示の通知
- (イ) 隣接水防管理団体との協定

水防法第 23 条に基づく応援については、昭和 44 年 12 月 10 日締結の消防相互応援協定により、要請することができる。

ク 気象情報及び水防非常配備

- (ア) 津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(津波警報・注意報)

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約 3 分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5 m (3 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	--	---------	---

(イ) 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予測時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(ウ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容	発表管署
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は 大阪管区気象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき*	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき*	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

※ 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

- 注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(エ) 水防非常配備

a 非常配備の種類

第1非常配備態勢	少数の人員をもって、主として情報連絡に当たり、事態の推移により直ちに召集、その他の活動ができる態勢
第2非常配備態勢	所属人員の半数をもって当たり、その他は自宅待機とし、次期体制に直ちに移れる態勢
第3非常配備態勢	全員召集。消防団は分団ごとに詰所に配置、出動要請次第直ちに活動可能な完全水防態勢

(オ) 非常配備につく時期及び解除

非常配備及び解除の時期は、次の基準により、水防本部長が指示する。

水防指令第1号指令（第1非常配備態勢） ①今後の気象情報及び水位又は潮位に注意と警戒を必要とする時 ②震度4の地震が発生した時（自動発令）
水防指令第2号指令（第2非常配備態勢） ①水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時 ②水防警報の「準備」が発せられた時 ③震度5弱又は5強の地震が発生した時（自動発令）
水防指令第3号指令（第3非常配備態勢） ①水防事態が切迫し、また水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想される時 ②水防警報の「出動」が発せられた時 ③震度6弱以上の地震が発生した時（自動発令） ④津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された時（自動発令）
解 除 水位が低下し、災害発生のおそれなくなった時、水防本部長は水防体制を解除し、一般に周知する。

注）（自動発令）と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす

第3編 災害応急対策計画
第3章 円滑な災害応急活動の展開
第3節 水防計画

(空白ページ)

第4節 被災者救出計画

1 基本方針

災害または大規模地震が発生した場合、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃げ遅れたり等の要救出・救助者が多数発生することが予想される。これらに対処するため、市は、消防、警察、消防応援部隊などの防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 市の対応
		(2) 救出班の編成及び組織
		(3) 必要資機材
		(4) 実施計画
		(5) 県への要請
		(6) 自主防災組織、事業所、市民等
		(7) その他
関係機関	関係機関	救助活動

3 取組み内容

(1) 市の対応

市は、救出活動を実施するとともに、県等との調整及び市域における関係機関の救出活動の調整を行う。

(2) 救出班の編成及び組織

救出班の編成は、消防団の機構をもってこれにあて、市長の指令を受けた消防団長の指示で活動する。

(3) 必要資機材

救出に要する必要資機材については、消防団及び建設農林部において保有する資機材を利用するほか、購入、借上げ等により調達する。

(4) 実施計画

ア 職員の動員と負傷者等の救出

職員の動員と負傷者等の救出を実施することとする。

- (ア) 職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
- (イ) 職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。

イ 安否不明者の氏名等の公表

災害発生時には救助活動の効率化・円滑化に資するため、市又は県において安否不明者の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。氏名等は個人情報であることから、市又は県はそれぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等公表の可否を判断している。氏名等公表を行うに当たっての留意事項は、以下のとおりである。

- ・ 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表に係る一連の手続き等について、市や関係機関等と連携の上、平時から検討しておくこと。
- ・ 県が氏名等公表を行うことが基本となるが、市が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、事前調整に基づき、市が行うことも考えられること。
- ・ 氏名等公表を行うことにより、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある時の個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討すること。
- ・ 配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らないよう、公表に当たってはあらかじめ関係機関に確認すること。

ウ 救出活動の実施の要請

市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他必要な事項

エ 活動の対象

災害のため、現に生命、身体が危険にさらされたり、早急に救出しなければならない状態である者であって、概ね次に該当する場合とする。

- (ア) 火災時、家屋内に取り残された場合
- (イ) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (ウ) 流出家屋とともに流されたり、孤立した所に取り残された場合又は山崩れ等によって生き

埋めになった場合

- (エ) 自動車等の大事故が発生した場合
- (オ) その他救出が必要な場合

オ 救出方法及び救出体制

市が関係機関と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出に当たるものとする。

ただし、救出困難な場合は、自衛隊、近隣市町の消防関係等に対し協力を要請するものとし、被災者の救出、搬送にあたるものとする。

カ 活動体制

災害時における効果的な活動を図るため、現場に「現地対策本部」を設置し、「現場救護班」及び「調査班」を編成し、現場用務にあたるものとする。

(ア) 現場救護班

a 市長が必要と認めるときは、現地対策本部に現場救護班を併置し、次の任務を行う。

- (a) 傷病者の応急処置と搬送順位の選定
- (b) 救急、救助隊の整理誘導及び搬送先医療機関の選定
- (c) 救護した傷病者の人別調査及び記録
- (d) 現場救護所（前各任務を行うための施設及び場所）の設営

b 救護班の編成は、現地指揮本部員及び他の専門関係機関の人員とする。

(イ) 調査班

現場責任者が必要と認めるときは、調査班を設置し、現地指揮本部において多数の傷病者の収容が予想される場合、医療機関等へ派遣要請を指示し次の任務を行う。

- a 収容された傷病者の氏名等及び傷病程度の調査記録並びに必要な応じ傷病者の一覧表の提出
- b 調査結果に基づく必要事項について現地指揮本部への報告
- c その他傷病者収容について派遣先医療機関等への協力

(ウ) 現場要務

現場における傷病者の救護は原則として、次によるものとする。

- a 救急隊は現地指揮本部に集結し、同所より順次傷病者を搬送するものとする。
- b 現場に他の機関による救護所が設置された場合は、これと協力して行うものとする。
- c 現場救護班はその任務を行うに当たり派遣された医師が現場に当たる場合、この指導に従い行動するものとする。
- d 被災者多数発生ときは、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第47節「突発重大事案応急対策計画」を運用し、車両により効率的に傷病者の搬送に努める。
- e 救急医療体制については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第5節「救急医療対策計画」によるものとする。

災害救助法による実施基準

〔災害にかかった者の救出〕

(救助の対象)

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

- ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ・ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ・ 水害の際に流失家屋とともに流された、孤立した地点に取り残された等の場合
- ・ 山津波や土石流により生き埋めになったような場合
- ・ 必ずしも災害が直接的な要因となっていることを要しない。

災害にかかった原因の如何を問わない（不可抗力、本人の過失を問わない）。

原則として人の救出だけに限定される。

(救助の方法)

生命の安全を第一とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法

(費用の範囲)

借上費又は購入費

- ・ 船艇その他救出のために必要な機械器具の借上費等
- ・ 直接救出活動に使用したものに限る。

修繕費

- ・ 救出のために使用した機械器具の修繕費

燃料費

- ・ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代
- ・ 救出作業を行う場合の照明の灯油代
- ・ 救出した人を蘇生させるための採暖用の燃料費

救出のための賃金職員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する。

(費用の限度)

当該地域における通常の実費

(救出期間)

災害発生の日から3日以内

※ 通常、4日以後については死体の搜索として扱う。

〔死体の搜索〕

(救助の対象)

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者

- ・ 行方不明になってから既に相当な時間を経過している場合
- ・ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合等

死亡した原因の如何を問わない（現に死体を搜索しなければならない状態にあるもの）

死亡した者の居住地における法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない。

(救助の方法)

多数の死体をそのまま放置することは人道上許されることではないため、市町民の労力奉仕

等により、捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。

(費用の範囲)

借上費又は購入費

- ・ 直接捜索作業に使用した船艇その他捜索に必要な機械器具の借上又は購入費
- ・ 購入した場合は救助終了後換金処分し、救助費の精算で金額を控除

修繕費（捜索作業に使用した機械器具の修理費）

燃料費（機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行うための照明用の灯油代等）

死体捜索のための賃金職員雇上費及び輸送費は経理上捜索費から分離し、賃金職員雇上費、輸送費に一括計上する。

(費用の限度)

通常の実費

(救助期間)

災害発生の日から10日以内とする。

(特別基準)

捜索期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である10日以内。

(再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。)

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

(5) 県への要請

市は、被災者の救助活動を実施する中で必要が認められる場合は以下について要請する。

- (ア) 県職員の派遣
- (イ) 他の市町長に対する応援の要請
- (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (エ) 兵庫県建設業協会に対する建設用資機材及び労力の支援要請
- (オ) 日本レスキュー協会との「災害時における災害救助犬の出勤に関する協定」に基づく救助犬出勤要請
- (カ) 救出活動に関する総合調整

(6) 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (ア) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (イ) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (ウ) 警察署、消防署への連絡

(7) その他

市及び救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

第5節 救急医療対策計画

1 基本方針

交通事故、産業災害、大規模災害等（以下「事故等」という。）により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について、市、事故発生責任機関、警察、海上保安本部、医療機関その他関係機関の連携及び協力の下に、本計画の定めるところにより実施するものとする。

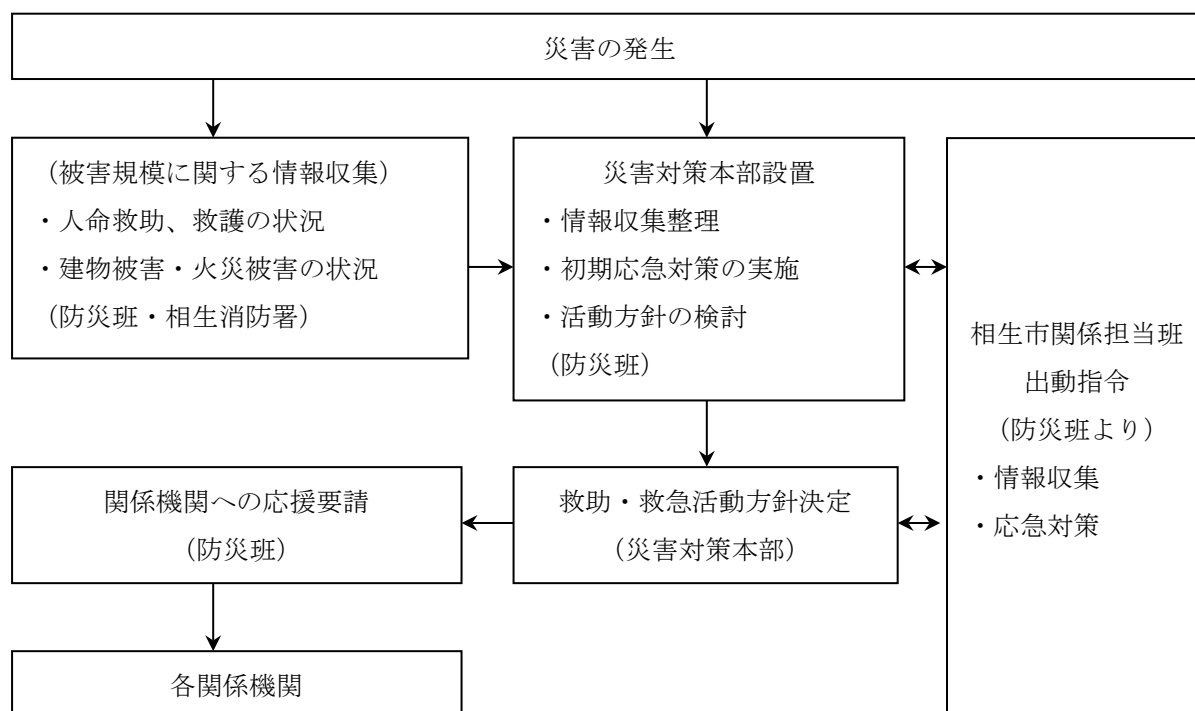
2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 救護部（市民病院）	（1）業務分担
		（2）実施要領
		（3）事故等の現場における諸活動の調整
		（4）費用負担
		（5）市内の救急病院
		（6）大規模事故災害患者への対応
関係機関	西はりま消防組合相生消防署 関係機関	搬送、救急医療の提供、関係機関への連絡

3 取組み内容

（1）業務分担

事故等が発生した際においては、各関係機関は、概ね次の業務を分担する。



(2) 実施要領

ア 事故等の発見、通報及び関係機関への連絡

事故等の発見者又は事故発生責任機関から事故発生の第一報を受信した機関は、事故等の状況（日時、場所、原因、死傷者の数等）を必要に応じ関係機関へ直ちに連絡する。

イ 事故等の現場における救出

事故等の通報を受信した救出担当機関は、事故等の規模、内容等を考慮の上、直ちに必要な人員、機械等を現場に出動配備し、救出にあたる。

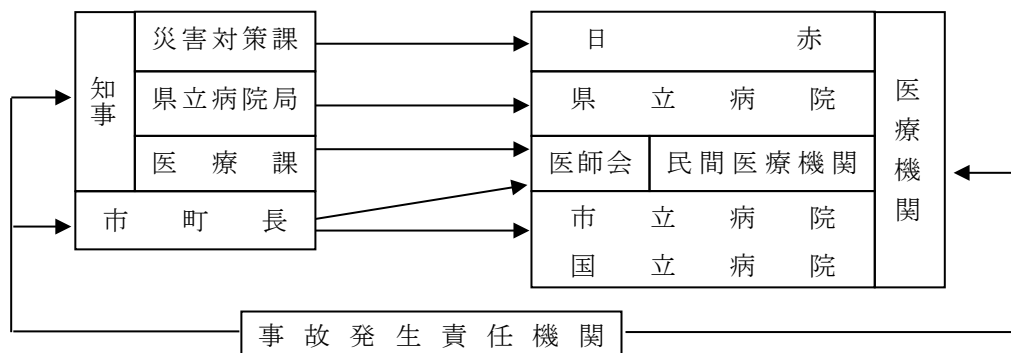
ウ 事故等の現場から医療施設への負傷者の搬送

- (ア) 事故等の通報を受信した搬送担当機関は、事故等発生責任機関等の要請又は自らの判断により、直ちに救急自動車等を現場に出動させ、搬送に当たる。
- (イ) 救急自動車等が不足するときは、次の応急措置を講ずる。
 - a 医療機関の患者搬送車の活用
 - b 他の車輛を応急的に調達し活用
 - c 隣接市町の応援を要請
- (ウ) ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県防災ヘリ・ドクターヘリの出動を要請することとする。

エ 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急処置

- (ア) 事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮の上、医療機関に対して医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する救急措置の万全を期する。
- (イ) 市長は、事故等により自ら必要を認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請があった場合において、その必要を認めたときは、医療関係者を現場に出動させる。

医療関係者の出動要請図



オ 負傷者等の収容

負傷者等の収容については、事故発生責任機関が特に指示する場合を除き、次の施設の活用を図る。

- (ア) 医療機関
- (イ) その他医療施設（特に感染症指定医療機関）
- (ウ) 公民館、学校等に設置された救護所及び救護センター
- (エ) 寺院（死者の場合）

死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、検視その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな検視等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。

カ 関係機関への協力要請

事故等の規模、内容により必要があるときは、時期を失することなく、関係機関に協力を要請する。

(3) 事故等の現場における諸活動の調整

ア 事故等対策連絡本部の設置

事故等の規模、内容により必要のあるときは、事故対策連絡本部を現地に設置し、諸活動の調整を図る。

イ 諸活動の調整

県に事故対策本部が設置された事故等の場合にあつては、県災害対策本部長又は県災害対策本部長の指名する者が諸活動の調整に当たる。

なお、県に災害対策本部が設置されない事故等の場合にあつては、概ね次の機関の現場指揮者が諸活動の調整に当たる。

区分	陸上で事故等が発生した場合				海上で事故等が発生した場合
	一般道路上の場合	高速道路上の場合	鉄道上の場合	工場・鉱山等の場合	
諸活動の調整に当たるもの	警察又は消防機関の現場指揮者	警察又は市町(消防機関)の現場指揮者及び西日本高速道路(株)の現場指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者	同左	海上保安部の現場指揮者

(4) 費用負担

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理し得るものは同法により、その他のものについては事故等発生責任機関の負担とする。

(5) 市内の救急病院

名 称	所 在 地	電 話
半田中央病院	旭三丁目2番18号	22-0656

(6) 大規模事故災害患者への対応

航空災害、鉄道災害、道路災害、雑踏事故等の大規模事故災害に伴い発生する負傷者、多発外傷あるいは広範囲熱傷等による負傷者に対して、以下のように対応することとする。

ア 現場から医療施設への負傷者の搬送等

災害対策本部の指示に従って、搬送を実施する。また、搬送車両等が不足する場合は、医療機関の患者搬送車を活用するなど、あらゆる措置を講じるとともに、必要に応じ、ヘリコプターの出動を要請する。

イ 多発外傷への対応

(ア) 初動対応

搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、兵庫県広域災害救急医療システムに照会するとともに、医師会に情報提供して協力を依頼し、救急告示の医療機関、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。市は、必要に応じ県へヘリコプターの出動待機を求める。

(イ) 二次搬送等

医療機関、消防は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定し、消防及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

ウ 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(ア) 初動対応

広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性がある判断した場合は、県（地域保健医療情報センター又は県災害医療センター）に連絡する。

(イ) 二次搬送等

医療機関、消防は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定し、消防及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

エ 雑踏事故発生時の対応

市は、行事等の主催者等と連携を図り、会場及び周辺の道路の混雑状況等、活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努める。

また、多数の負傷者が発生した場合、直ちに、兵庫県広域災害救急医療システムに照会するとともに、医師会に情報提供して協力を依頼し、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

なお、必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。

オ 事故災害における費用負担

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

カ トリアージの実施

災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合には、トリアージ（負傷者選別）を実施する。また、市は、必要に応じ、医師会等にトリアージ等の活動のため医師の派遣を要請する。

キ 現地救護所設置

被災状況により現地救護所設置を検討する。

ク こころのケア対策

大規模事故災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、赤穂健康福祉事務所（保健所）等が広域支援を得て、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、救護所等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。また、専門の相談窓口を検討する。

ケ 放射性物質事故災害患者への対応

放射性物質事故災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策については、以下の点に留意し適切に行う。

（ア） 救出、搬送

放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）等を救出、搬送に当たっての必要な除染、応急措置については、以下の事項に留意し、関係事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

- a 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。
- b 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール・毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

- c 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(イ) 専門病院への移送

緊急被ばく医療施設や放射線障害専門病院等の専門病院へ移送する必要がある場合は、県内に対応可能医療機関がないため、必要な応急措置を講じた上で、専門家の助言も踏まえ、県周辺に対応可能医療機関（国立病院大阪機構医療センター等）に搬送する。

第6節 医療・救護計画

1 基本方針

災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の市民が医療・助産の途を失った場合や多数の負傷者が発生した場合に、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者等の適切な保護を図る。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課） 救護部（市民病院） ※ただし、人的応援が必要なときは、看護専門学校班の看護師有資格者をもって充てる。	(1) 市の対応
		(2) 実施の方法
		(3) 保健活動拠点の確保
		(4) 救護所の設置
		(5) 医療救護班の編成
		(6) 救護班の活動内容
		(7) 重篤患者の搬送及び収容
		(8) 医療に係る相互応援協定
		(9) 医薬品等の供給
		(10) 費用の負担区分
		(11) 医療関係ボランティアの支援要請
		(12) 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣要請
関係機関	相生市医師会	救護班の派遣、医療の実施
	兵庫県	医療救護活動の総合調整・支援
	日本赤十字社	救護班の派遣等による医療救護活動の支援

3 取組み内容

(1) 市の対応

市は、次に掲げる場合に医療及び助産を実施する

- (ア) 災害救助法が適用された場合において、市長の要請により知事が派遣する救護班が到着するまでの間
- (イ) 災害救助法が適用されない小災害の場合
- (ウ) 災害救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長に委任したとき

(2) 実施の方法

災害救助法を適用する場合については同法により、適用されない場合については同法に準じて行うものとする。

災害救助法による実施基準

〔医療〕

- 1 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。
- 2 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。
- 3 医療は、次の範囲内において行う。
 - （1）診療
 - （2）薬剤又は治療材料の支給
 - （3）処置、手術その他の治療及び施術
 - （4）病院又は診療所への収容
 - （5）看護
- 4 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
- 5 医療を実施する期間は、災害の発生の日から14日以内とする。

災害救助法による実施基準

〔助産〕

- 1 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失ったもの（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）に対して行う。
- 2 助産は、次の範囲内において行う。
 - （1）分娩の介助
 - （2）分娩前及び分娩後の処置
 - （3）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 3 助産のため支出費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。
- 4 助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内とする。

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（3）保健活動拠点の確保

災害時の保健活動拠点は、原則、保健センター内に設置する。

（4）救護所の設置

- （ア） 市は、次の場合に救護所を設置することとする。
 - a 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しき

れない場合

- b 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - c 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (イ) 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員等をあらかじめ定めておく。

救護所設置予定箇所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
相生小学校	川原町 31 番 1 号	22-7146
那波中学校	那波南本町 10 番 1 号	22-7151
双葉中学校	双葉一丁目 2 番 1 号	22-7152
矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298 番地	28-0151

- (ウ) 災害の状況により、必要がある場合は、避難所内に救護所を設置するものとする。
- (エ) 救護所には救護班を配置し、配置人員は市長が定める。
- (オ) 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

(5) 医療救護班の編成

市は、災害対策本部を設置したときは、救護班を編成し、救護所等へ派遣し、負傷者等の救護に当たるものとする。

- (ア) 医療救護班は、医師（班長）1名、看護師1名及び補助員若干名をもって編成する。
- (イ) 医療救護班の数は、状況に応じ市長が定める。
- (ウ) 医療救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げるものとする。

- a 医療救護班活動状況
- b 医療実施状況
- c 助産台帳

- (エ) 医療救護班の活動は以下の内容とする。

被災地に入った医療救護班は、発災直後は傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は乳幼児、高齢者等要配慮者等を含め健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

また、介護を要する若しくはひとり暮らしの高齢者又は障害者等（要配慮者）及び避難所生活者の健康対策のため、医療救護班による巡回診療及び巡回歯科診療を実施することとする。また、県（健康福祉事務所）等の協力を得て、メンタルヘルスケアチームを編成し、被災に伴う市民の精神的ストレス等への対応を行うこととする。

- (オ) 市長は、医療救護班の編成に当たって、必要に応じ、市医師会長に協力を要請するものとする。

- (カ) 市長は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、市内の在宅看護職会・兵庫県柔道整復師会西播支部に協力を依頼するものとする。

(6) 救護班の活動内容

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (ウ) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
- (エ) 助産（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給）
- (オ) 死亡の確認

(7) 重篤患者の搬送及び収容

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうちから、収容する必要がある者（重篤患者）を後方医療施設に搬送するよう、災害対策本部に要請する。後方医療施設は、救急指定病院等をあてるものとする。

現在市内の救急病院は、次のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号
半田中央病院	旭三丁目2番18号	22-0656

ア 搬送の方法

重篤患者の後方医療施設等への搬送は、原則として、次の方法により行う。

- (ア) 救急車により搬送する。
- (イ) 市公用車又は医療救護班の使用している自動車により搬送する。
- (ウ) 市職員により担架で搬送する。

(8) 医療に係る相互応援協定

災害発生時における医療の果たす役割の重要性を鑑み、「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」が締結されている。

市長は、災害の状況により必要と判断した場合は、速やかに当該協定に基づく応援要請を行うものとする。

ア 応援内容

- (ア) 被災地への医療救護チームの派遣
- (イ) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
- (ウ) 被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (エ) その他災害初動時医療に関する必要な措置

(9) 医薬品等の供給

ア 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※市は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速かつ確実な確保に配慮する。

イ 調達方法

- (ア) 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所））と連携し、補給を行うこととする。
- (イ) 市は、医薬品等の供給が自力では困難な場合又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを受けることとする。

ウ 搬送、供給方法

- (ア) 市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送道路を活用することとする。
- (イ) 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。
 なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請する等目的地への迅速な供給に努めることとする。

(10) 費用の負担区分

災害のため出動した医師等に対する報酬及び薬品代等の損失補償の経費は、市が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用された災害にあつては、その適用の範囲で県が、また企業体等の施設内で発生した災害にあつては、その企業体が負担する。

なお、災害のため出動した医師等に対する報酬の額及び使用した薬品代等についての補償額は、別に定める。

(11) 医療関係ボランティアの支援要請

必要に応じて、県に対して災害救援専門ボランティア（兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会、兵庫県薬剤師会）の派遣を要請する。

また、相生市社会福祉協議会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際してボランティアの支援を要請するとともに、受入れ窓口を設置し、受入れ先の調整を行う。

現地に直行した医療ボランティアは、赤穂健康福祉事務所又は市に指示された場所において、市の災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。

(12) 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣要請

市は、災害発生時において、以下のチームの派遣要請を県に行うか検討する。

- (1) 避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請
- (2) 避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣要請
- (3) 医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む。）の看護支援活動が実施できるよう災害支援ナースの派遣要請
- (4) 避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（DICT）の派遣要請
- (5) 避難所及び被災者等の栄養状態の把握・栄養改善が行えるよう、避難者や被災住民又その支援者に対して、食事状況調査、衛生指導、栄養健康教育、特殊栄養食品の提供、栄養相談等を行う栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣要請

第7節 交通・輸送計画

1 基本方針

都市生活の基盤をなす道路、交通網等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。そのため、災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）交通応急対策計画
	財政班（財政課）	（2）輸送、移送計画
	建設農林総務班（都市整備課）	（3）災害時重要路線緊急ルート
関係機関	警察署 国・県等の道路管理者	市内道路の被害状況の情報収集の実施 交通規制の実施 交通規制に関する広報活動の実施 緊急交通路指定路線の交通機能の確保
	公安委員会	緊急交通路及び迂回路、啓開道路の設定 交通規制の決定
	海上保安部	海上交通規制の実施 船舶交通の整理・指導による船舶の円滑な運航の確保
	協力機関	各社の防災業務計画に基づいた処置

3 取組み内容

（1）交通応急対策計画

災害時における緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者、公安委員会、警察その他関係機関の協力の下に、本計画の定めるところにより実施する。

ア 被災情報及び交通情報の収集

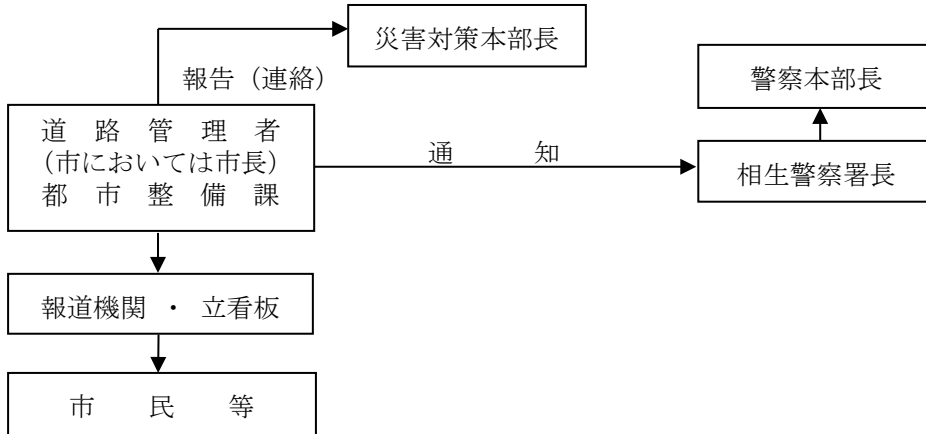
風水害等の発生後、道路管理者は緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

イ 陸上交通の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

(ア) 道路法第46条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととし、規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに、市民等に周知するように努めることとする。



(イ) 市が管理する道路

a 道路、橋梁等

- (a) 警察官、都市整備課において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。
- (b) 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに直ちに相生警察署と協議し、必要な交通規制を行い、これに係る回路等を指定して交通の安全確保を図る。
- (c) 危険箇所、災害箇所については、各管理機関の下に緊急措置を行い、速やかに交通を確保する。
- (d) 電力、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、相生警察署と協議し、必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、応急措置を行い、速やかに交通を確保する。
- (e) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。

b 危険箇所の選定

市長は、相生警察署長と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定することとする。

c 危険区間台帳の整理

市長は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を相生警察署長に送付することとする。

d パトロールの強化

災害時においては危険区間のパトロールを強化することとする。

e 通行の禁止、制限

市長は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合は相生警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第45条に規定する道路標識を設置する。

f 情報の収集及び交換

市長は、相生警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。あらかじめ情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集に当たらせる。

道路管理者の行う通行禁止又は制限の実施については、道路法第46条の規定により道路管理者の適正な判断に基づき実施されるものであるが、主要道路管理者がそれぞれ定めている規制措置の実施基準は、概ね次のとおりである。

実施者	範囲	根拠法
国土交通大臣 知事 市長	1 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第5条 道路交通法第6条

ウ 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

(ア) 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施することとする。

(イ) 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行うこととする。

エ 緊急通行車両等の事前届出

市は、県公安委員会に対して、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害応急対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を行う。

オ 災害対策基本法に基づく交通規制〔災害応急対策期（発災時から4、5日ないし1週間程度）〕

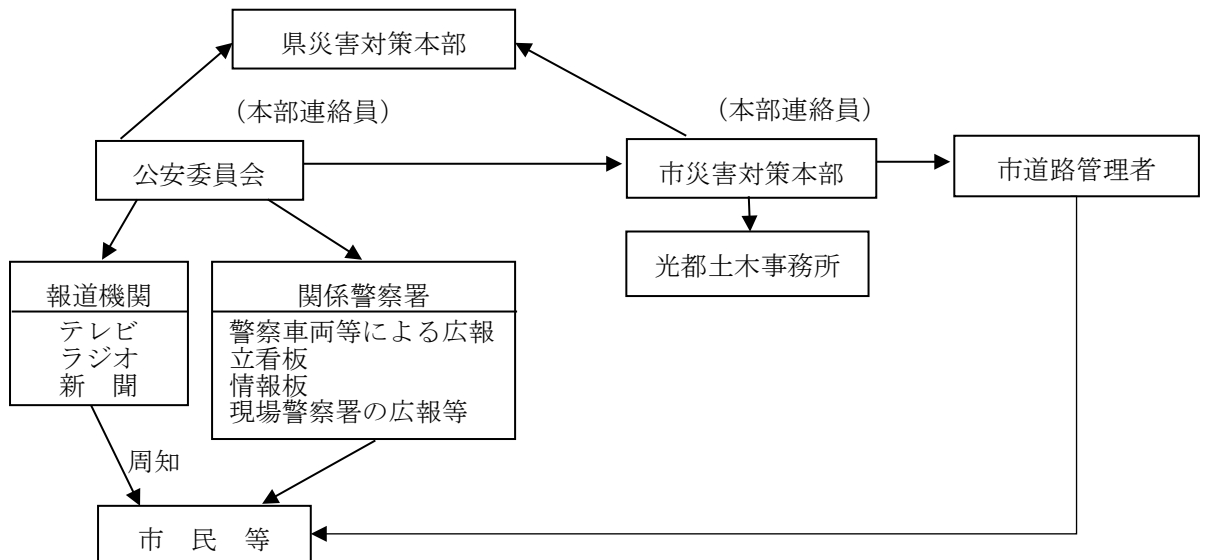
この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、交通管理者（公安委員会）は交通規制を迅速に実施することとする。

(ア) 規制を行う区域及び区間

道路管理者は、区域規制を被災地及びその周辺で、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更する等臨機応変に規制を変更することとする。

(イ) 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用し市民等に周知することとする。



(ウ) 規制方法

道路管理者による規制は、災害対策基本法施行令に基づき、次のいずれかの方法で行うこととする。

a 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させることとする。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため a の標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行うこととする。

(エ) う回対策

a 道路管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、

う 回誘導のための交通要点に警察官等を配置することとする。

- b 道路管理者は、う回路について安全対策のために必要があると認められるときは、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は必要な表示を行う等、所要の措置を講じることとする。

(オ) 広報活動

- a 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害になることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーをはじめ広く市民に周知することとする。
- b 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用することとする。

カ 道路交通法に基づく交通規制〔復旧・復興期（発災時から4、5日ないし1週間目以降）〕

この時期は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、それらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、道路管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱い等、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

(ア) 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行うこととする。

(イ) 規制ルートの設定

道路管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を行うこととする。

(ウ) 規制内容

道路管理者は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行うこととする。

a 車種制限及び台数制限

道路管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定することとする。

b 一般車両の通行制限

道路管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底することとする。

c 規制内容の見直し

道路管理者は、復旧・復興段階において、道路、橋梁等の復旧状況を随時把握し、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

キ 道路の応急復旧作業

- (ア) 道路啓開の実施
- a 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り、計画的に道路啓開を実施することとする。
 - b 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。
- (イ) 応急復旧業務に係る建設業者との連携
- 道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員・機材等を確保することとする。

ク 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

- (ア) 措置をとる区域又は区間
- 道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。
- (イ) 県公安委員会との連携
- a 指定の通知
- 道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。
- b 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）
- 県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。
- (ウ) 措置をとる区域又は区間の周知
- 道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

【災害対策基本法抜粋】

(災害時における車両の移動等)

第76条の6

第76条の4第2項に規定する道路管理者等(以下この条において「道路管理者等」という。)は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第3項第3号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
 - (1) 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
 - (2) 道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
 - (3) 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

以下省略

【災害対策基本法施行令抜粋】

前項の規定にかかわらず、法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

(緊急輸送車両であることの確認)

前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。

(スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車)

災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車、原子力災害対策特別措置法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車又は大規模地震対策特別措置法第2条第14号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車

ケ 道路法（第17条第8項）に基づく市町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、指定市以外の市町から要請があり、かつ、当該市町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、当該市町が管理する市町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わって自ら行う。

(2) 輸送、移送計画

被災者及び災害応急対策員の移送並びに救助用物資及び災害対策用資材の輸送は、本計画の定めるところによる。

ア 実施機関

市及び防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

イ 緊急輸送活動の基本方針

- (ア) 輸送に当たっての配慮事項
市及び防災関係機関は、次の事項に配慮して輸送活動を行う。
 - a 人命の安全
 - b 被害の拡大防止
 - c 災害応急対策の円滑な実施
- (イ) 輸送対象の想定
 - a 第1段階
 - (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
 - (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - (c) 政府災害対策要員、県・他市町災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - (d) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - (e) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - b 第2段階
 - (a) 上記aの継続
 - (b) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - (c) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
 - c 第3段階
 - (a) 上記bの継続
 - (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (c) 生活必需品

ウ 実施及び運営

- (ア) 市有車両等による輸送
各部の配車船要求に対し、円滑な運営を図るため、防災班は配車船表を作成し、各車両、

船艇の調達を行い活動する。

a 第1号指令

市役所全公用車は本指令と同時に防災班の指定する場所に集合し出動命令を待つこととする。防災班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し、速やかに配車する。

b 第2号指令

本指令と同時に防災班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、市公用車を併せ配車する。

協力機関

	名 称	所 在 地	電 話
車 両	西播通運株式会社	汐見台 15 番地 1	22-3000
	株式会社ウイング神姫	竜泉町 394 番地 1	22-5180
船 艇	相生漁業協同組合	相生三丁目 4 番 22 号	22-0344

c 第3号指令

第1段階として市公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両、船舶を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町の輸送力の応援を求める。

(イ) 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、西日本旅客鉄道(株)に緊急配車を要請する。

(ウ) 空路による輸送

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保することとする。

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣の要請を行う。

(エ) 燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

エ 各車両、船艇の遵守事項

(ア) 出動した車両及び船舶は、命令された作業が終了したときは、直ちに防災班長に報告すること。

(イ) 命令を受けて出動した車両、船舶は出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。

ただし、人命にかかる場合等やむを得ないときは速やかにその作業を終了し、防災班長にその旨報告すること。

(ウ) 待機中の車両及び船艇の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両・船舶から離れないこと。

災害救助法による実施基準

- 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者の避難に係る支援
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
- 2 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。
- 4 ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

オ 配車計画

市は、次の種別により管理する車両の配車計画を作成する。

- (ア) 救急看護車
- (イ) 人員輸送車
- (ウ) 連絡車
- (エ) 物資・汚物等搬送車

(3) 災害時重要路線緊急ルート

ア 陸路

相生市役所（本部へ）

- (ア) 国道2号（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西I.C）から
国道2号池之内西行一方通行側道・相生陸橋南交差点左折→県道たつの相生線南進→大石町交差点→境橋南交差点→旭大橋交差点→相生市役所
- (イ) 国道2号（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西I.C）から
国道2号那波野東交差点左折→赤坂那波野2号線西進→旭那波野線→双葉中学校前→境橋南交差点左折→県道たつの相生線南進→旭大橋交差点→相生市役所
- (ウ) 国道2号（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西I.C）から
国道2号那波野東交差点左折→赤坂那波野2号線西進→旭那波野線赤坂一丁目交差点左折→那波野古池2号線→古池58号線→相生古池線才ノ上交差点右折→旭大谷線西進→相生市役所
- (エ) 国道2号（岡山方面）から
国道2号入野交差点左折→緑ヶ丘本通線南進→新矢野谷線南進→新矢野谷2号線→佐方高取線東進→工和橋北交差点→国道250号→相生大橋→ポート公園前交差点左折→県道たつの

相生線北進→相生市役所

(オ) 国道250号(赤穂方面)から

国道250号→工和橋北交差点右折→相生大橋→ポート公園前交差点左折→県道たつの相生線北進→相生市役所

(カ) 国道250号(姫路方面)から

国道250号→ポート公園前交差点右折→県道たつの相生線北進→相生市役所

(キ) 国道250号(姫路方面)から

国道250号野瀬橋右折→相生野瀬線北進→相生古池線才ノ上交差点左折→旭大谷線西進→相生市役所

イ 海路

海上輸送における接岸予定場所を次の5地点とし、災害の状況に応じて選定するものとする。

(ア) 鰯浜港

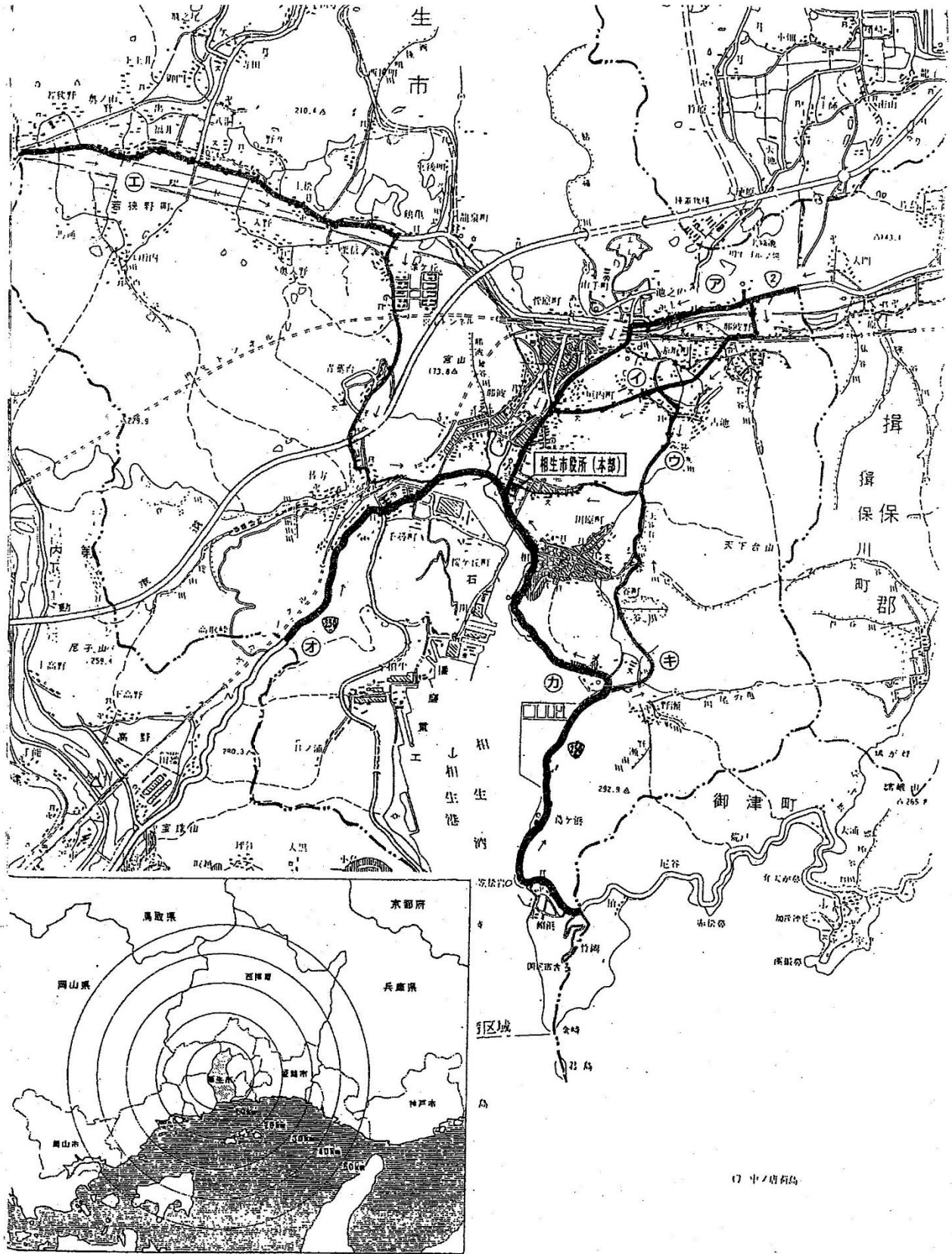
(イ) 野瀬公共ふ頭

(ウ) 相生港

(エ) 株式会社IHI相生総合事務所前岸壁

(オ) 中央公園南岸壁

災害時緊急ルート図



第8節 避難計画（一般災害）

1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市及び関係機関は危険区域内にある市民等に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対する避難や市民の注意喚起を促すため準備情報の発令に努めるとともに、避難情報発令に係る具体的な基準を定める。

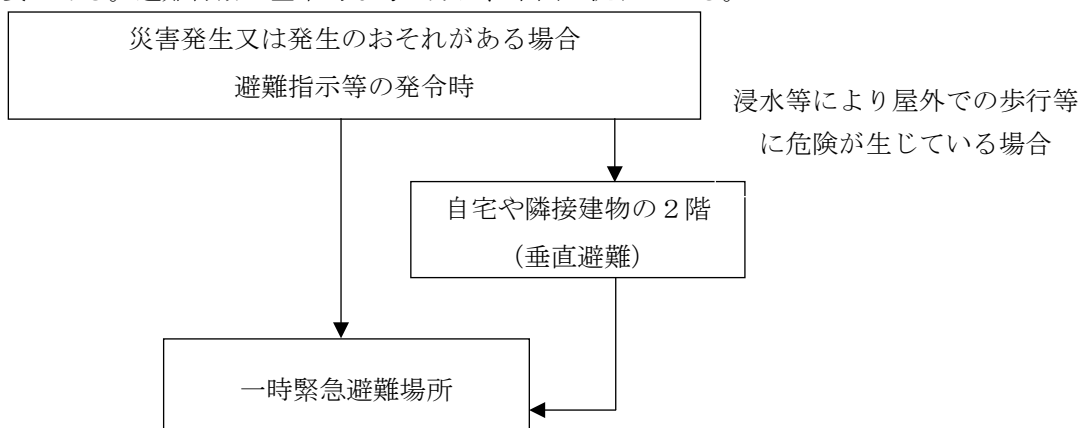
2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各班	(1) 避難の流れ
		(2) 避難の指示
		(3) 避難指示等の決定
		(4) 警戒区域の設定
		(5) 避難誘導
		(6) 避難所の開設
		(7) 避難所の開設基準
		(8) 避難所の運営
		(9) 避難所外避難者の把握
		(10) 保健・衛生対策
		(11) 大災害における特別措置
		(12) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用
		(13) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮
		(14) 広域避難・広域一時滞在
関係機関	各放送機関 防災関係機関	関連事項の広報活動及び相互協力

3 取組み内容

(1) 避難の流れ

災害時の適切な避難行動は、「いのちを守る」という観点から、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即した適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択し、最適な避難行動をとる必要がある。避難行動の基本的な考え方は、下図の流れによる。



ア 災害が発生するおそれがある段階での避難所の供与

気象予報に関する技術の進歩等により台風による非常災害の発生のおそれを一定程度予測できるようになった。

非常災害が発生するおそれがある場合、市民等の命を守る観点からは、事前避難が特に重要であり、事前避難による避難手段や避難先を確保するためには、災害が発生するおそれがある段階から円滑かつ迅速に行う必要がある。

- ・ 災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で市長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
- ・ 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである（関連情報①を参照）。

関連情報①：「逃げなきゃコール」について

「逃げなきゃコール」とは、スマートフォンアプリやショートメッセージサービス（SMS）を活用し、プッシュ型で家族の住む地域の防災情報を入手して、離れて暮らす高齢者等の家族に危険が迫った場合に直接電話をかけて避難を呼びかける取組みである。

本取組みは、NHK、ヤフー（株）、KDDI（株）、（株）NTT ドコモと国土交通省が連携し、令和元年6月よりポスターやインターネット等で普及活動を実施している。KDDI（株）の調査によると、令和元年東日本台風では同社から配信された災害・避難情報を確認した後、「54%」が家族等に連絡を取り、また、連絡を受けた家族等のうち「58%」が避難行動をとっていた。

このことから、本取組みが大雨の際の避難行動のきっかけとして、一定の効果を表していると考えられる。



各社のウェブサイト

NHKニュース・防災 : https://www3.nhk.or.jp/news/news_bousai_app/index.html

Yahoo!防災速報 : <https://emg.yahoo.co.jp>

a u 登録エリア災害・避難情報メール

: <https://www.au.com/mobile/anti-disaster/area-saigai-hinan/>

NTT ドコモ どこでも災害・避難情報

: <https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/docodemo-saigaihinan-joho/>

第3編 災害応急対策計画
第3章 円滑な災害応急活動の展開
第8節 避難計画（一般災害）

（空白ページ）

イ 適切な避難行動の実現

災害時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

災害時の避難に当たっては、被害発生予想が可能となるような情報収集、地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、冠水時等の屋外移動の回避、垂直避難の可能性などに留意し、適切な行動を選択し、実施できるよう市民等への周知徹底に努める。

（ア） 避難の被害発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するために、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、行政からの防災情報等、多様なメディアを通して、気象警報や避難指示等をはじめとする防災・災害情報を幅広く収集する。

（イ） 屋内安全確保

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。

（ウ） 地域特性に応じた早期避難

ハザードマップ等により土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流失するおそれがある地区に居住している市民は、身の安全を確保するための場所（避難所又は地区外の建物）へ早期に避難を開始する。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者がそうした地区に居住している場合は、確実に身の安全が確保されるよう、避難支援者とともに、早期に避難を開始する。

避難所開設前に避難する場合は、安全な親戚・知人宅に移動する、又はホテル・旅館等に宿泊して避難する。

（エ） 冠水時等の屋外移動の回避

夜間や急激な降雨、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。

流れがあり、浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水する）場所での避難行動は危険であること、流速が早い場合は浸水深20cm程度でも歩行不可能であること、浸水深が10cm程度でもマンホールや用水路等の位置が分からず転落のおそれがあり危険であることなどを踏まえ、洪水流が激しく流れている状況下では屋外での移動は極力避ける。

（オ） 緊急安全確保

急激な降雨や浸水により、屋外での歩行等が危険な状態になった場合は、避難行動中に危険が及ぶおそれがあるため、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難（垂直避難）し、救助を待つ。

（カ） 土砂災害からの避難

避難所へ避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある溪流の通過は避ける。また、土石流発生のおそれがある場合には、流れに対して直角方向にできるだけ離れること、溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意する。

土砂災害のおそれのある地区内で、避難所への避難が困難な場合には、自らのいのちを守るために最低限必要な行動として、周囲の建物より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難し、建物内では2階以上で、斜面と反対側の部屋に避難する。

（２）避難の指示

ア 実施責任者

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	災害全般	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長がその措置を行うことができないとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	市長がその措置を行うことができないとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	洪水、高潮	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官	災害全般	危険な事態が発生した場合で特に急を要するとき	自衛隊法第94条

イ 避難のための指示

避難のための指示は、原則としてあらかじめ相生警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、概ね次の基準により行うものとする。市は、要配慮者への高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

（ア）警戒レベル3、高齢者等避難

- a 気象状況、地形その他過去の災害の発生例等を勘案して災害発生のおそれがあり、今後の状況によっては避難の指示を行うことが予想される場合で、危険予想地区の市民に対して避難の準備をさせるために行う。
- b 伝達すべき内容は、指示者、避難すべき理由、危険地域、携帯品その他の注意とする。
- c 伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式LINE、緊急速報メール機能を含む）とし、状況に応じてLアラート（災害情報共有システム）、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。
- d 要配慮者は、立退き避難する。
- e 要配慮者以外の者は、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する（高齢者等避難の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。）。
- f 特に他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立退き避難する。

- g 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- h 市は、安全な場所にいる人が指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。

(イ) 警戒レベル4、避難指示

- a 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し発令することとする。
- b 伝達すべき内容は、地域名、避難経路及び避難先、避難時の服装及び携行品、避難行動における注意事項等とする。
- c 伝達方法は高齢者等避難に準じて行うが、必要に応じて戸別に伝達する。
- d 土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市は指定緊急避難場所の開設を完了していない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、市民はそのような場合があり得ることに留意する。
- e 洪水については規模・破堤地点別に、高潮については予想最高潮位別に、避難指示の発令対象地域をあらかじめ検討しておく。
- f 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な退避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。
- g 市は、避難指示の的確な判断に資するため、气象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図る。
- h 市は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断することとする。
- i 市は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

(ウ) 警戒レベル5、緊急安全確保

- a 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に発令を行う。
- b 伝達すべき内容は、避難指示に準じて行う。
- c 伝達方法は、避難指示に準じて行うものとし、状況に応じて防災行政無線によるサイレン警鐘を行い、伝達の確実を期するものとする。

また、警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又

は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場
 いないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることと
 する。

ウ 発令時の状況及び市民に求める行動

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、警戒レベル3、警戒レベル4、警
 戒レベル5の3段階で発表する。発令時の状況及び市民に求める行動は下表による。

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイア
 ス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することがないように、市民に警戒レベル（避難
 時期）についての理解を促す。また、避難場所は、指定緊急避難場所だけでなく、安全な指定避難
 所以外の公民館・地域の集会所、親戚・知人宅、ホテル旅館等も避難場所になりえる。ハザードマ
 ップで確認して、安全であるなら自宅に留まるようにする。

避難指示等一覧

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始める、及び避難の準備をする等、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

〔参考〕 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報

- 河川等の氾濫……………水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）
- 雨水出水……………公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）
- 土砂災害……………濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等

○高潮……………潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等

エ 市民への伝達方法

（ア） 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- a 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出された地域名
- b 避難経路及び避難先
- c 避難時の服装、携行品
- d 避難行動における注意事項

（イ） 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

- a 市は、直ちに、防災行政無線（同報等）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式LINE、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- b 市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。
- c 市は、要配慮者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。
- d 市は、避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとりべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努めることとする。

<伝達文例>

□ 警戒レベル3、高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令。こちらは、相生市です。ただ今、○時○分に○○地区に警戒レベル3、高齢者等避難を出しました。○○地区に警戒レベル3、高齢者等避難を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、○○公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。

□ 警戒レベル4、避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。こちらは、相生市です。○時○分に○○地区に警戒レベル4、避難指示を出しました。○○地区に警戒レベル4、避難指示を出しました。○○川の水位が上昇し、溢れるおそれがあります。速やかに近所の方にも声を掛け合って○○公民館へ避難してください。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。

□ 警戒レベル5、緊急安全確保

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。こちらは、相生市です。○時○分に○○地区に警戒レベル5、緊急安全確保を出しました。○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

オ 知事への報告

市長は、避難情報（高齢者等避難・指示・緊急安全確保）の発令を実施した場合や、代理順位者からその代行報告があった場合、又は、警察官、海上保安官から避難指示の代行に係る通知を受けた場合には、速やかに知事に報告を行う。

（3）避難指示等の決定

それぞれの指示等を行う時期は、降雨量、気象情報その他の情報を勘案の上、災害警戒本部又は災害対策本部で協議し、市長が決定する。この場合において、降雨量が次の表の第1警戒態勢に該当することとなったときは、防災監は直ちに副市長に連絡し、災害警戒本部を設置するものとする。

避難指示等を行う場合は、原則として相生警察署長（警備課長）に協議するものとする。

なお、避難に関する指示等に当たっては、河川の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流の状況やホットラインを通じた気象庁からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を総合的に勘案し、迅速に行う。また、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令基準（洪水時）

区分	前日までの連続雨量が100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100 mmであった場合	前日までの降雨がない場合	避難指示等の時期
第1警戒態勢	当日の日雨量が30 mmを越えたとき	当日の日雨量が50 mmを越えたとき	当日の日雨量が70 mmを越えたとき	災害警戒本部設置
第2警戒態勢	当日の日雨量が50 mmを越えたとき	当日の日雨量が80 mmを越えたとき	当日の日雨量が100 mmを越えたとき	高齢者等避難
第3警戒態勢	当日の日雨量が50 mmを越え、時間雨量30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 mmを越え、時雨量30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100 mmを越え、時雨量30 mm程度の強雨が降り始めたとき	避難指示

判断に当たっては、氾濫予測システム、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難指示の発令基準（高潮時）

区 分	発令基準となる状況	避難指示等の時期
第 1 警戒態勢	今後の気象状況及び潮位に注意及び警戒を必要とするとき	災害警戒本部 設置
第 2 警戒態勢	相生港（兵庫県観測地点）で警戒潮位（DL+2.6m）に到達し、更に潮位が上昇すると予測されるとき	高齢者等避難
第 3 警戒態勢	高潮警報が発令されたとき 異常な越波・越流の危険性が非常に高いと判断されるとき 高潮により人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断されるとき 海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがあるとき	避難指示

避難指示の発令基準（土砂災害時）

区 分	発令基準となる状況	避難指示等の時期
第 1 警戒態勢	大雨警報（土砂災害）が発表され、避難の準備又は事前の避難を要すると判断されたとき	災害警戒本部 設置
第 2 警戒態勢	土砂災害警戒情報が発表され、当該地域や土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき	高齢者等避難
第 3 警戒態勢	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき	避難指示

判断に当たっては、土砂災害警戒情報、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

（４）警戒区域の設定

ア 設定の基準

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- （ア） 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、副本部長又は本部長が実施するものとする。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。
- （イ） 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行使することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

- (ウ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市職員、警察官又は海上保安官が現場にいないときに限り、この職権を行使することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

イ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 市長（本部長）は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。
- (イ) 市長（本部長）は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(5) 避難誘導

ア 避難の誘導

- (ア) 避難の誘導は、警察官、消防団員、市職員等が連携し実施するものとする。
- (イ) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。
- (ウ) あらかじめ名簿や個別避難計画等により要配慮者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。
- (エ) 学校、社会教育施設、社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (オ) 避難に自家用車を使用しないよう指導することとする（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域で避難に自家用車を使用し浸水に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める）。
- (カ) 市民は、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとる。また、市は、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。
- (キ) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。
- (ク) 指定緊急避難場所以外に、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などへの避難も可能である。
- (ケ) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。
- (コ) 新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備えて、赤穂健康福祉事務所と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、自宅療養者等に対し、避難の情報を提供するようにする。

(サ) 避難先は、下表を基準とし、安全を確認して決定する。

避 難 の 理 由	避 難 先
・火災の拡大により避難をするとき	指 定 緊 急 避 難 場 所
・崖崩れ等の地変により避難をするとき ・河川等の決壊により避難をするとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき ・水防警報の発表により避難をするとき	指 定 緊 急 避 難 場 所 指 定 避 難 所 及 び 自宅や近隣建物の2階（屋内に留 まっていた方が安全な場合）
・津波警報の発令により避難をするとき	指 定 緊 急 避 難 場 所 指 定 避 難 所 及 び 津 波 一 時 避 難 場 所

イ 避難の方法

避難指示に際しては、次の点についても周知徹底を図るものとする。

- (ア) 避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行うこと。
- (イ) 最低でも3日、できれば1週間分程度の食糧、最小限の着替え肌着、照明器具等を携行すること。
- (ウ) 避難時の状況に応じて防寒具、雨具等を携行すること。

ウ 避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

- (ア) 高齢者、乳幼児、病人、身体障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者
- (イ) 一般市民
- (ウ) 防災義務者

(6) 避難所の開設

ア 避難所の開設

避難指示を行った場合及び市民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するものとする。

なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、ライフラインの回復の時間や、道路の途絶による孤立、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。

市は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所とする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多く

の避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

自動車避難又は車中泊避難については、ペット避難、新型インフルエンザ等感染症禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。

また、市内の避難所だけでは不足する場合には、市外での避難所開設も行うことができることとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

イ 開設の手順（おおよその目安）

開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

①当該施設の点検を行い、避難所として開設可能な場合、その旨を本部に報告する。

↓

②本部の指示により施設の門を開ける。

↓

③施設の入口扉を開ける。

↓

（すでに避難者があるときは、まず広いスペースに誘導する。）

↓

④避難所内事務所を開設

↓

⑤避難者の受入れ（収容）スペースを指定

↓

⑥すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

※以下「（8）避難所の運営」の項へ

ウ 開設時の留意事項

（ア） 開設

避難所の開設は、原則として、市長（本部長）の指示により行う。

ただし、夜間等に発生する等突発的な災害の場合で、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、市長（本部長）からの指示がなくとも非常参集職員又は居合わせた職員が施設

入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難市民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、一旦、体育館や大会議室等広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、無用の混乱防止に努める。

また、電力供給が停止しているときは、施設に設置している非常用発電機を使用し、避難者の不安解消に努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用の仮設トイレを離れた場所に設置する（既設については、階でわかるなど現場対応で対処する）、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、男女ペアによる巡回警備を行う、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

避難予定場所の名称及び所在地は、以下のとおりであり、平時より避難所マップ等により周知を図る。なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部又は一部を開設するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設では収容できない場合又は不相当と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定するものとする。

- a 公民館・集会所
- b 寺院
- c その他の公共的施設
- d その他民間の施設

(イ) 広域避難所

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の安全を確保するための大規模な避難所として設定する。

なお、広域避難所を開設した場合、市長は速やかに必要な設備を設置するものとする。

	名 称	所 在 地	電話番号	面積㎡	備 考
1	中央公園	那波南本町 1790 番地 12	080-2509-6363	54,000	
2	スポーツセンター	陸字池ノ上 266 番地 1	23-3901	23,000	兼へり離発着場

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として設定する。

指定緊急避難場所	施設の所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重	収容人員(人)
			洪水L1	洪水L2	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事		
相生学院高等学校	野瀬 700 番地	24-0100	○		○	○		○	○	○	190
相生保育所	汐見台 2 番地 2	22-7135	○	○	○	○	○	○	○	○	30
相生公民館	相生二丁目 15 番 26 号	22-7153	○		○			○	○	○	50
相生幼稚園	川原町 31 番 2 号	22-7140	○			○	○	○	○	○	50
相生小学校	川原町 31 番 1 号	22-7146	○			○	○	○	○	○	190
市民体育館	旭一丁目 19 番 31 号	22-7129	○		○		○		○	○	480
看護専門学校	汐見台 2 番地 2	22-7110	○	○	○	○	○	○	○	○	70
中央幼稚園	旭五丁目 16 番 68 号	22-7115	○		○	○	○	○	○	○	70
中央小学校	旭五丁目 16 番 67 号	22-7149	○		○	○	○	○	○	○	230
双葉中学校	双葉一丁目 2 番 1 号	22-7152	○		○	○	○	○	○	○	230
古池公会堂	古池本町 11 番 27 号	-----	○			○	○	○	○	○	20
双葉小学校	向陽台 23 番 1 号	22-7148	○		○	○	○	○	○	○	190
平芝幼稚園	那波野一丁目 1 番 6 号	22-7143	○		○	○	○	○	○	○	60
平芝保育所	那波野一丁目 6 番 13 号	22-7137	○		○	○	○	○	○	○	50
東部公民館	向陽台 6 番 20 号	22-7804	○		○	○	○	○	○	○	50
陸公民館	山手一丁目 77 番地	22-7803	○		○	○	○	○	○	○	50
相生高等学校	山手一丁目 722 番地 10	23-0800	○			○	○	○	○	○	240
山手幼稚園	山手二丁目 497 番地 15	23-3960	○			○	○	○	○	○	35
陸自治会館	陸本町 1 番 3 号	-----	○			○	○	○	○	○	90
那波小学校	那波本町 17 番 30 号	22-7147	○			○	○	○	○	○	150
生きがい交流センター	那波本町 1 番 7 号	22-2777	○		○		○		○	○	65
那波中学校	那波南本町 10 番 1 号	22-7151	○		○	○	○	○	○	○	190
相生産業高等学校	千尋町 10 番 50 号	22-0595	○		○		○		○	○	280
佐方福祉センター	佐方一丁目 14 番 17 号	-----	○				○	○	○	○	40
千尋町自治会館	千尋町 5301 番 97	-----	○		○	○	○	○	○	○	15
こども学習センター	緑ヶ丘四丁目 5 番 5 号	22-8313	○		○	○		○	○	○	100
青葉台小学校	青葉台 1 番 1 号	22-7158	○			○	○	○	○	○	220
あおば幼稚園	青葉台 1 番 2 号	22-7711	○		○	○	○	○	○	○	90
西部公民館	那波字西矢之谷 2004 番地 25	22-7388	○		○	○	○	○	○	○	50
上松隣保館	若狭野町上松字山崎 120 番地	28-0783	○			○	○	○	○	○	20

指定緊急避難場所	施設の所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重	収容人員（人）
			洪水L1	洪水L2	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事		
若狭野多目的研修センター	若狭野町八洞字五反田 152 番地 6	28-0001			○	○	○	○	○	○	50
若狭野小学校	若狭野町八洞字梶 185 番地	28-0152			○	○	○	○	○	○	140
矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶 212 番地	28-0155			○	○	○	○	○	○	65
矢野川中学校	若狭野町寺田 字桑ノ木原 298 番地	28-0151			○	○	○	○	○	○	180
矢野川保育所	汐見台 2 番地 2	25-7122	○	○	○	○	○	○	○	○	30
矢野小学校	矢野町上字向イ西 587 番地 3	29-0019	○		○	○	○	○	○	○	100
矢野公民館	矢野町瓜生字溝下 479 番地 1	29-0002	○		○	○	○	○	○	○	50
ふるさと交流館	矢野町中野 字上オノ元 129 番地	29-1010	○		○	○	○	○	○	○	50

(エ) 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、要配慮者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。そのほか、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等の分かりやすいものになるよう努める。

(オ) 指定避難所以外の活用

市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。

(カ) 報告

避難所開設に当たった職員は、避難市民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話若しくはファクシミリ又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、企画総務班に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

防災班は、知事及び警察署長、消防署長等関係機関に対して、支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に報告する。

なお、連絡すべき事項は、次のとおりとする。

- a 避難所開設の日時、場所、施設
- b 収容状況及び収容人員
- c 開設期間の見込み

(キ) 避難所内事務所の開設

前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにしておく。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。

また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備しておく。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(7) 避難所の開設基準

避難所の開設基準その他については、災害救助法の適用があるときは同法により、適用がないときは同法に準じて行う。ただし、状況により期間を延長する場合は、厚生労働大臣の事前承認を受ける必要がある。

災害救助法による実施基準

- 1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。
- 2 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、100人1日当たり33,000円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算する。
- 3 避難所を設置する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

備考 知事は、上記により難しい特別な事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

(8) 避難所の運営

(ア) 市は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員等施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図る。

(イ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則とし

て、次の避難所運營業務に従事することとし、この期間は7日以内を原則とする。

- a 施設等開放区域の明示
 - b 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - c 情報連絡活動
 - d 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - e ボランティアの受入れ
 - f 炊き出しへの協力
 - g 避難所運営組織づくりへの協力
 - h 重傷者への対応
- (ウ) 自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。
- (エ) 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布する。
- (オ) 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、赤穂健康福祉事務所等と連携し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (カ) 市は、避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保（避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。）、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。災害時には、被災や避難生活に伴う疲労、体調不良、栄養不足等、慣れない環境や作業で熱中症リスクは高くなる可能性があるため、普段以上に体調管理の心がけを促す。
- (キ) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、福祉的な支援の実施、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂、夏季のエアコン、冬季のストーブを含む。）や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、食糧（栄養バランスのとれた適温の食事）、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。
- (ク) 市は、他の市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確認することとする。
- (ケ) 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。
- (コ) 市は、要配慮者や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品等の女性による配布等

〔性的マイノリティのニーズ例〕

性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、アウティング（本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）防止への配慮等プライバシー

の確保等

〔こども・若者のニーズ例〕

キッズスペース、学習スペースの設置等

- (サ) 市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。
- (シ) 市は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市で対応が困難な場合は、県に依頼することとする。
- (ス) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。
- (セ) 市は、食物アレルギーや障害のある方を受け入れる際に、ニーズの把握やアセスメントの実施等、特別な配慮が必要な方として対応することとする。また周囲の方に分かるように、ゼッケンやカードホルダー等をつけてもらうことも考えられる。
- (ソ) 市は、必要に応じ、避難場所における家庭用動物のためのスペース確保に努めることとする。
- (タ) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (チ) 運営の手順

a 避難所運営の手順は、次のとおりとする。

①避難者名簿（カード）の配布、作成

↓

②部屋割り

↓

③食糧、生活必需品の請求、受取、配給

↓

④避難所の運営状況の報告（毎日正午及び午後5時）

↓

⑤避難所の運営記録の作成

b 運営上の留意事項

(a) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位で記入するよう指示する。

避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）を基に、可能な限り早期に作成し、事務所内に保管するとともに、1時間ごとに防災班に報告する。

(空白ページ)

避難者カード

避難所名：						
住 所						
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項

(b) 部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための区分けである。

部屋割りの単位は、地区単位を基本とし、概ね30人程度で編成する。

また、部屋内の班編成については、家族、隣人等5人程度により編成することとする。

ただし、感染症流行時においてはこの限りではない。

各部屋には代表者を選定し、以後全ての情報等の受渡しは、代表者を經由して行う。

各部屋の代表者の役割

- ①市職員等からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- ③物資の配布の指示
- ④各避難者の要望の取りまとめ
- ⑤施設の保全管理

(c) 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所の責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部に報告し、調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受渡簿に記入の上、部屋ごとに配給を行う。

(d) 運営状況及び運営記録の作成

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に2回（正午及び午後5時）までに現況を本部へ報告する。ただし、傷病人の発生等、特別な事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

ア ペットの同行避難、避難所におけるペットの取扱いについて

(ア) ペットの同行避難に関する考え方

災害時には、何よりも人命が優先される。しかしながら、これまでの災害において、自宅に置いてきたペットのために、自宅に戻った飼い主が二次災害にあった事例等がある。また、ペットを放置することで、他の市民へ危害をもたらすことも考えられる。これらのことからペット同行避難は「自助」を基本とし、飼い主は、平時から災害に備えたペット用備品の確保等はもちろんのこと災害時の避難所では、他者の同意を得られるようにすることが大切である。

(イ) 避難所における対策について

飼い主は避難所におけるペットへの給餌、排泄物の清掃等飼養・管理について、全責任を負うものとする。

避難所は動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人等様々な人が集まるため、飼い主は他の避難者に不安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者等の理解が得られるよう、飼い主自らが対策を行う。

市は、避難所でのペットの飼養ルールの設定や同行避難訓練の実施について、ペットを飼養していない避難者にも理解が得られるように、マニュアルの作成など、獣医師会等と連携し、ペットとの同行避難や避難所での飼養ルールの地域への浸透を推進する。

飼い主が行うべき対策

- 平時
- 住まいの防災対策
 - ペットのしつけと健康管理
 - ペットが迷子にならないための対策
 - ペット用の避難用品や備蓄品の確保
 - 避難所や避難ルートの確認等の準備
- 災害時
- 人とペットの安全確保
 - ペットとの同行避難
 - 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

市が行う対策

- 平時
- ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
 - 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討
- 災害時
- ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
 - 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ
 - 都道府県に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
 - 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
 - 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
 - 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より

（9）避難所外避難者の把握

市や警察・消防、保健師のほか、地域住民（自治会、消防団、民生・児童委員等）や自主防災組織による巡回及びNPOやボランティアなどの協力により、避難所以外の避難者の実態把握・安否確認を行い、情報共有する。

（10）保健・衛生対策

（ア） 救護班等の活動

市は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、本計画の第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第6節「医療・救護計画」で特定している救護所を拠点に救護班による巡回活動を行うこととする。

（イ） 保健活動の実施

市は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとする。

（ウ） 仮設トイレの確保

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、簡易トイレやより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。その確保が困難な場合、県に協力を依頼する。

（エ） 入浴対策

市は、仮設風呂を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請を県に依頼する。

（オ） 食品衛生対策

市は、県の協力の下、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品衛生に努める。

（カ） 感染症予防対策

- a 市は、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。高齢者等重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所や不特定多数の者がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）であることから、避難所内の適切な換気、十分なスペースを確保する。
- b 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- c 相生市を管轄する赤穂健康福祉事務所は、感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- d 県、保健所は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（感染症法に基づき入院勧告等が必要な感染症患者等）が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。市は、感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、管轄健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告するこ

ととする。

(キ) 衛生環境維持

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(11) 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は開設することが適当でない場合には、隣接市町の施設使用について知事に要請報告するものとする。

ただし、事態が急迫し、そのいとまがないときは、隣接市町に対して直接要請し、その応援を得て開設するものとする。

(12) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(ア) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

(イ) 市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとする。

(13) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在する事ができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるようにする。

避難所外避難者を把握するために、消防団に協力の要請を行う。

市は、被災者の安全のため、次の事項を確認しておく。

(ア) 受付場所 密にならないよう、避難所への入居者と分ける。

(イ) 駐車位置の指定 車と車の間又はテントとテントの間等のスペースを十分に（できるだけ2m（最低1m）を確保）とるよう案内する。車の場合、ナンバーと乗車人員を把握する。

(ウ) 定期的な巡回 熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）にも配慮する。

(エ) 物資や食料の配布 個別配布又は避難所受領を確認する。

(14) 広域避難・広域一時滞在

ア 県内における広域避難及び広域一時滞在

(ア) 市は、被災市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災

状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災市民の数その他必要な事項を示して、他市町に被災市民の受入れを直接協議する。

- (イ) 市は、県に対し、広域避難及び広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難及び広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

イ 県外における広域避難及び広域一時滞在

市は、被災市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災市民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災市民の受入れを協議するよう求める。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ 他の都道府県から協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県の被災市民の受入れの協議を受けた時は、被災市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れ、避難所を提供する。

エ 情報共有

市は、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在进行している被災市民の状況を把握するとともに、被災市民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整える。また、広域避難及び広域一時滞在接受入れた場合は、被災市町とともに、受け入れた被災市民の状況の把握と被災市民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整える。

防災関係機関は、被災市民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災市民等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第9節 避難計画（地震災害）

1 基本方針

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、市及び関係機関は危険区域内に在住する市民等に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対する避難や市民の注意喚起を促すため準備情報の発令に努めるとともに、避難情報発令に係る具体的な基準を定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各班	(1) 避難の指示
		(2) 警戒区域の設定
		(3) 避難誘導
		(4) 避難所の開設
		(5) 避難所の開設基準
		(6) 避難所の運営
		(7) 避難所外避難者の把握
		(8) 保健・衛生対策
		(9) 大災害における特別措置
		(10) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用
		(11) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮
		(12) 広域避難・広域一時滞在
関係機関	各放送機関 防災関係機関	関連事項の広報活動及び相互協力

3 取組み内容

(1) 避難の指示

ア 避難指示の発令者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者・滞在者その他の者に対し、避難指示をする。なお、災害対策基本法等関係法令により次表のとおり避難指示を行い得るよう定められている。

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	災害全般	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	洪水、高潮	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官	災害全般	危険な事態が発生した場合で特に急を要するとき	自衛隊法第94条

イ 避難指示の基準

津波災害

- (ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。
- (イ) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう指示することとする。なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

ウ 避難指示の実施要領

- (ア) 発令要請及び決定
- a 災害対策本部の本部員は、避難指示の必要があると認めるときは、直ちに市長（本部長）に対し、その発令を要請する。ただし、市長（本部長）に要請するいとまのないときは、その補助執行機関として副本部長又は本部員は避難指示を発令し、事後速やかに市長（本部長）に報告するものとする。
 - b 市長（本部長）は、避難指示の可否を決定し、災害対策本部会議において必要な措置を指示する。なお、避難指示の決定に当たっては、原則としてあらかじめ相生警察署長と協議し、事後速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- (イ) 避難指示の実施
- a 警察署、消防署・消防団その他に対し、避難指示の実施に関し協力を依頼する。
 - b 伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式LINE、

- 緊急速報メール機能を含む）とし、状況に応じてＬアラート（災害情報共有システム）、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。
- c 消防団等は、各家庭への戸別訪問等により、避難指示の徹底を図る。

エ 避難指示の内容

- 市長等は、避難の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。
- (ア) 避難指示が出された地域名
 - (イ) 避難経路及び避難先
 - (ウ) 避難時の服装、携行品
 - (エ) 避難行動における注意事項

オ 避難指示の伝達方法

- (ア) 市は、直ちに、防災行政無線等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、相生市公式ＬＩＮＥ、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- (イ) 市は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。
- (ウ) 市は、要配慮者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。
- (エ) 市は、避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民にその意味が分かりやすく伝わるよう、努めることとする。

カ 知事への報告

市長は、避難情報（準備情報・指示）の発令を実施したときや、代理順位者からその代行報告があった場合、又は、警察官、海上保安官から避難指示の代行に係る通知を受けたときには、すみやかに知事に報告を行う。

(2) 警戒区域の設定

原則として、市民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

(災害対策基本法第73条第1項)

ア 警戒区域設定の発令者

災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員 （災害対策基本法第63条第1項）
	警察官（災害対策基本法第63条第2項） 海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）
	自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条第1項） 警察官（消防法第28条第2項）
	水防団長・水防団員（水防法第21条） 警察官（水防法第21条第2項）
水災について	消防吏員・消防団員（水防法第21条）
	消防吏員・消防団員（消防法第36条） 警察官（消防法第36条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条）
	警察官（消防法第36条）

イ 警戒区域設定の基準

- (ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- (イ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市町の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- (ウ) 災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

ウ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。
- (イ) 市長等は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 避難誘導

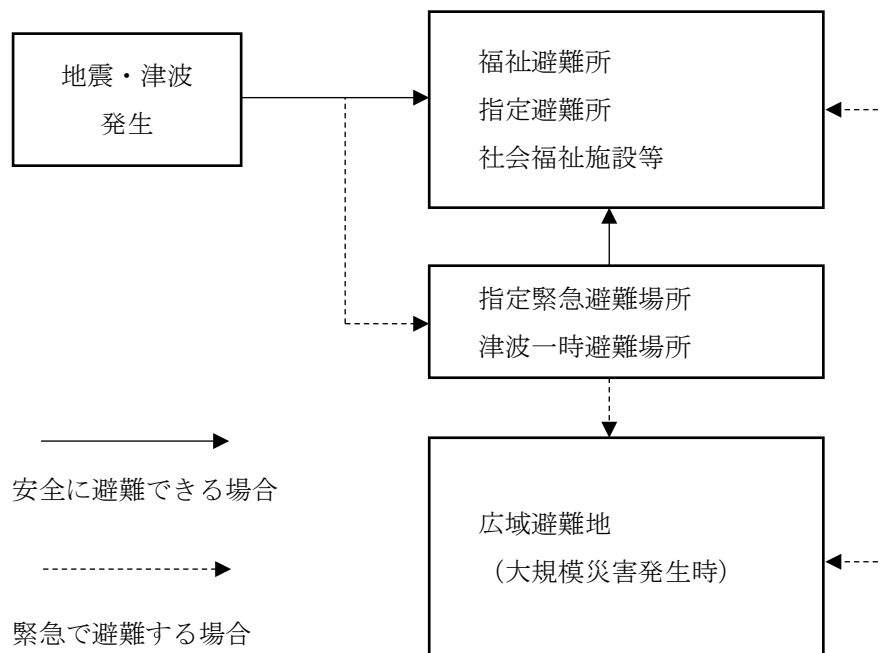
ア 避難の誘導

- (ア) 避難の誘導は、警察官、消防団員、市職員等が連携し実施するものとする。
- (イ) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。
- (ウ) あらかじめ名簿や個別避難計画等により要配慮者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。

- (エ) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (オ) 避難に自家用車を使用しないよう指導することとする。
- (カ) 市民は、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとる。また、市は、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。
- (キ) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。
- (ク) 指定緊急避難場所以外に、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などへの避難も可能である。
- (ケ) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。
- (コ) 避難先は、下表を基準とし、安全を確認して決定する。

避 難 の 理 由	避 難 先
・火災の拡大により避難するとき	指 定 緊 急 避 難 場 所
・崖崩れ等の地変により避難をするとき ・河川等の決壊により避難するとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき ・水防警報の発表により避難をするとき	指 定 緊 急 避 難 場 所 指 定 避 難 所 及 び 自 宅 や 近 隣 建 物 の 2 階（屋 内 に 留 ま っ て い た 方 が 安 全 な 場 合）
・津波警報の発令により避難をするとき	指 定 緊 急 避 難 場 所 指 定 避 難 所 及 び 津 波 一 時 避 難 場 所

（要配慮者の避難）



イ 避難の方法

避難の指示に際しては、次の点についても周知徹底を図るものとする。

- (ア) 避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行うこと。
- (イ) 最低でも3日、できれば1週間分程度の食糧、最小限の着換肌着、照明器具等を携行すること。
- (ウ) 避難時の状況に応じて防寒具、雨具等を携行すること。

ウ 避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

- (ア) 高齢者、乳幼児、病人、身体障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者
- (イ) 一般市民
- (ウ) 防災義務者

(4) 避難所の開設

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（6）避難所の開設を準用する。

(5) 避難所の開設基準

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（7）避難所の開設基準を準用する。

（6）避難所の運営

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（8）避難所の運営を準用する。

（7）避難所外避難者の把握

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（9）避難所外避難者の把握を準用する。

（8）保健・衛生対策

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（10）保健・衛生対策を準用する。

（9）大災害における特別措置

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（11）大災害における特別措置を準用する。

（10）宿泊施設、社会福祉施設等の活用

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（12）宿泊施設、社会福祉施設等の活用を準用する。

（11）避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（13）避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮を準用する。

（12）広域避難・広域一時滞在

本内容については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」の（14）広域避難・広域一時滞在を準用する。

第10節 入浴施設対策計画

1 基本方針

災害により入浴施設が使用不可能となった被災者に対し、仮設風呂の設置等による入浴を提供することにより、市民生活の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	協力班	(1) 仮設風呂の設置
		(2) 入浴施設の確保
		(3) 公衆浴場のあっせん
関係機関	自衛隊	仮設浴場等の設置

3 取組み内容

(1) 仮設風呂の設置

市は、仮設風呂を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、県に依頼し自衛隊への協力要請を行う。

(2) 入浴施設の確保

市内の大型浴槽を有する施設等に協力を求め、入浴を提供する。

(3) 公衆浴場のあっせん

市内の公衆浴場経営者と協議し、公衆浴場のあっせんを行う。

第11節 住宅対策計画

1 基本方針

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。ただし、発生直後において避難所の設置による被災者の応急収容については、避難計画に定めるところによる。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	建設農林総務班（都市整備課）	(1) 住宅対策の種類と順序
		(2) 応急仮設住宅の建設
		(3) 住宅の応急修理
		(4) 空家住宅の確保
		(5) 障害物の除去
		(6) 住宅相談窓口の設置
関係機関	兵庫県	応急仮設住宅の建設

3 取組み内容

(1) 住宅対策の種類と順序

ア 災害直後に直ちに行う必要のあるもの

- (ア) 避難所の開設による被災者の応急収容
- (イ) 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理及び障害物の除去
- (ウ) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
- (エ) 既存住宅ストックの活用による、被災者の応急的な住まいの確保
- (オ) 住宅復旧資材の値上がり防止並びに資材の手当及びあっせん

イ アの対策に引き続きできるだけ早く実施すべきもの

- (ア) 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
- (イ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による既設公営住宅の復旧（再建、補修）
- (ウ) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- (エ) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理の設計及び事業実施

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 実施機関

応急仮設住宅の建設は県又は市が実施し、維持管理は市で実施することとする。また、災害救助法が適用された場合の被災者の応急仮設住宅の供与については、県規則「市町長に権限を委任する規則」（昭和40年7月30日規則第68号）により、知事の職権の委任を受けて市長が行う。

イ 実施の方法

災害救助法が適用されたときは、次の基準により、適用に至らない小災害の場合は、同法の基準に準じて行う。

災害救助法による実施基準

- 1 応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失して自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するものとする。半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。
 - 住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者
 - 水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
- 2 応急仮設住宅の設置戸数は、市町ごとに、全焼し、全壊し、及び流失した世帯の3割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において設置戸数を融通することがある。
- 3 応急仮設住宅
 - 建設型応急住宅
 - ①規模応急所の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
 - ②基本額1戸当たり6,285,000円以内
 - ③建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費
 - 賃貸型応急住宅
 - ①規模 建設型仮設住宅に準じる。②基本額 地域の実情に応じた額とする。
- 4 応急仮設住宅の設置は、災害の発生の日から20日以内に着工する。
- 5 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

ウ 入居者の認定

「自らの資力では住宅の確保ができない者」とは、概ね次のような者をいい、十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を聞く等した上で、実情に則し、入居者を決定するものとする。

- (ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) その他これらに準ずる者

エ 設置戸数

全壊、全焼、流出世帯の合計数の3割以内とするが、状況によって、厚生労働省と協議することとする。

オ 供給方法

(ア) 市は、平時から、各関係機関の協力が得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。

応急仮設住宅建設予定地

位 置	所有者
相生スポーツセンター (陸字池ノ上 266 番地 1)	相生市

(イ) 建設に当たっては、速やかに厚生労働省と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮することとする。

(ウ) 市は、大規模災害を想定し、あらかじめ広域的な団体等と協定を締結するほか、市は次の事項を可能な限り示して供給あつせんの要請があつたとき、又は自ら必要があると認める場合に対応することとする。

- a 被害戸数
- b 設置を必要とする戸数
- c 調達を必要とする建設業者数
- d 連絡責任者
- e その他参考となる事項

(a) 除去した障害物の集積場所

被災地付近の空地に一時集積する。

(b) 建築資材の調達及び必要機械器具については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第14節「物資供給計画」に準じる。建設業者は、市の指名競争入札参加者名簿等に登録されている業者とする。

(c) 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理するものとする。

(エ) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(オ) 民間賃貸住宅の借上げ

市は、内閣府と協議のうえ、被災状況や地域の実情等を必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

カ 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。

市は、必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させ

るため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

キ 生活環境の整備

- (ア) 市は、仮設住宅の整備とあわせて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。
- (イ) 市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努めることとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 実施責任機関

災害救助法は、住家への被害状況が明らかになった場合（1～3号基準）に国が適用する場合と、災害が発生した直後、若しくは災害が発生するおそれがあり、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）に、県が適用する場合があります、どの適用でも応急処置を受けることができる。

市は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施することとする。

また、災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理については、県規則「市町長に権限を委任する規則」（昭和40年7月30日規則第68号）により、知事の権限の委任を受けて市長が行う。

市は、建設業者が不足したり、建設資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あっせん、調達を依頼することとする。

- (ア) 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- (イ) 修理を必要とする戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建設業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 実施の方法

災害救助法が適用されたときは次の基準により、適用されない小災害のときは、実情に応じ市長がその都度決定する。

住宅の応急修理の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

災害救助法による実施基準（大規模半壊・中規模半壊・半壊）

- 1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のために住家が半焼し、又は半壊して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。
- 2 災害にかかった住宅の応急修理を行う対象数は、市町ごとに半焼し、又は半壊した世帯の数の3割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において対象数を融通することがある。
- 3 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、1世帯当り①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内とする。
- 4 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から3ヶ月以内に完成するものとする。

災害救助法による実施基準（準半壊）

- 1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のために住家が半焼し、又は半壊して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す）
- 2 災害にかかった住宅の応急修理を行う対象数は、市町ごとに半焼し、又は半壊した世帯の数の3割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において対象数を融通することがある。
- 3 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、1世帯当り 343,000 円以内とする。
- 4 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から3ヶ月以内に完成するものとする。

災害救助法による実施基準（準半壊以上（相当））

（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

- 1 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
- 2 災害にかかった住宅の応急修理を行う対象数は、市町ごとに半焼し、又は半壊した世帯の数の3割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において対象数を融通することがある。
- 3 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、そのために支出する費用の額は、1世帯当たり50,000円以内とする。
- 4 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

※ 修理前の被災状況の写真撮影

応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になる。

被災者の中には被災前の写真を撮影しないまま、住宅の清掃や修理を行い、写真を撮り忘れて申請が出来ず、修理申請を諦めてしまうケースもあると聞く。

清掃や修理をしてしまってからでは、正確な被害が把握できなくなってしまうことから、被災者に対して、被害の状況が分かる写真と修理後の写真を撮影しておくことを周知徹底する。

- 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、
 - ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）などが対象になる。
- 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

(4) 空家住宅の確保

ア 対象

市営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、(独)都市再生機構、(独)雇用・能力開発機構等の所有する空家

イ 募集

市及び提供する事業主体が募集を行うこととする。

(5) 障害物の除去

ア 実施責任機関

市は、住宅等に流入した土砂等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。また、災害救助法が適用された場合における住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、県規則「市町長に権限を委任する規則」(昭和40年7月30日規則第68号)により、知事の権限を受けて市長が行う。

市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求めることとする。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無
- (カ) その他参考となる事項

イ 実施の方法

災害救助法が適用されたときは同法により、適用されない小災害の場合は実情により市長がその都度決定する。

障害物除去の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例によるものとする。

災害救助法による実施基準

- 1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行うものとする。
 - (1) 自らの資力をもってしては障害物を除去することができないこと。
 - (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあること。
- 2 障害物の除去を行う対象数は、市町ごとに、半壊及び床上浸水した世帯数の1割5分以内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において除去対象数を融通することがある。
- 3 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び作業員人夫賃とし、その額は、1世帯当り138,300円以内とする。
- 4 障害物の除去は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

(6) 住宅相談窓口の設置

市は、都市整備課に住宅相談窓口を開設し、市営住宅等への入居及び融資制度の利用について相談に応じることとする。

第12節 食糧供給計画

1 基本方針

災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障を来した被災者に対し、応急的な炊き出しや食料の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

なお、市民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食糧の備蓄に努めるものとする。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	市民生活総務班（市民課）	（1）実施責任機関
		（2）実施要領
関係機関	兵庫県	食料供給の支援、食料品搬送の協力

3 取組み内容

（1）実施責任機関

- （ア） 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合………市（市民生活総務班）
- （イ） 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで消費者に対して、供給を行う必要がある場合………市（市民生活総務班）
- （ウ） 被災地における救助作業、急迫した災害防止作業及び緊急復旧作業に従事する者に対して、現場給食又は供給する必要がある場合………作業実施責任機関（市の機関である場合は市民生活総務班）
- （エ） 特定職場に属する鉄道、通信機関等の被災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む。）に従事する者に対して現場給食を行う必要がある場合………作業実施責任機関
- （オ） ガス施設の爆発、船舶の沈没、列車の転覆等特殊な災害の発生に伴い、被害者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合………市と災害発生責任機関で協議

災害救助法が適用された場合の被災者への食糧品の給与等については、県規則「市町長に権限を委任する規則」（昭和40年7月30日規則第68号）により、知事の職権の委任を受けて市長が行う。

（2）実施要領

ア 供給対象者

- （ア） 避難所等に収容されている被災者
- （イ） 住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

- (ウ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (エ) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

イ 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図る。

- (ア) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- (イ) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食
- (ウ) 水・緑茶等の飲料水
- (エ) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

ウ 供給基準

- (ア) 1人当たりの供給数量は、次のとおりとし、乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。
 - a 炊き出し用として給食する場合
1人1食当たり 300グラム
 - b 通常の流通経路を通じないで供給する場合
1人1食当たり 300グラム
 - c 救助作業用として給食する場合
1人1食当たり 300グラム
 - d 特定職場の復旧作業用として給食する場合
1人1食当たり 300グラム
- (イ) 災害救助法が適用されたときは、次の基準により実施する。

災害救助法による実施基準

- 1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。
- 2 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の範囲は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は1人1日当たり1,180円以内とする。
- 3 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。この場合において、被災者が一時縁故地等へ避難するときは、当該期間内に、3日分以内の食品を現物により支給するものとする。

エ 食料の供給要請等

(ア) 食料備蓄

- a 市民の備蓄の補完及び災害対策要員の必要分として、次のとおり備蓄目標計画に備蓄目標量を定めており、その確保に努めることとする。

アルファ化米	やわらかい食品 (アルファ化米(粥)等)	パン
3,522 食	1,872 食	2,799 食
乾パン	ビスケット	液体ミルク (200 ml)
1,038 食	1,038 食	60 缶
ペットボトル (500 ml)		
4,065 本		

- b 市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請することとする。

- (a) 供給あっせんを必要とする理由
- (b) 必要な品目及び数量
- (c) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (d) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (e) その他参考となる事項

(イ) 食料の調達

被災者に対する食料の供給について第1次的には本市の備蓄食料を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の食料等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。調達が困難な場合には、知事にそのあっせんを依頼するが、連絡がつかない場合は、近畿農政局兵庫県拠点と連携し、政府所有米穀の供給を農林水産省農産局長に要請する。

なお、直接農林水産省農産局長に要請を行った場合は、知事に連絡が付き次第、その旨を連絡することとする。

(ウ) 供給方法

- a 避難所に収容された者に対するもの
調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された班等の責任者を通じて供給する。
- b り災者に対するもの
市が調達した食料を直接に供給するか、小売業者又は取扱者を通して供給する。
- c その他災害対策要員等に対するもの
避難所に収容された者に対するものに準じて行うものとする。

(エ) 輸送

市は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう調整を行う。

(オ) 配分

市は、被害状況や要望を基に、配分を行うこととする。

オ 炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、次の施設の中から選定するものとするが、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出しを行うことができるものとする。

なお、屋内・屋外ともに炊き出し場として適さない避難所については、他の炊き出し場で炊き出した食糧を運搬し、避難所に供給するものとする。

(ア) 屋内及び屋外での炊き出しが可能な施設（11箇所）

	名 称	所 在 地	電話番号
1	相生小学校	川原町31番1号	22-7146
2	中央小学校	旭五丁目16番67号	22-7149
3	双葉小学校	向陽台23番1号	22-7148
4	相生高等学校	山手一丁目722番地10	23-0800
5	那波小学校	那波本町17番30号	22-7147
6	生きがい交流センター	那波本町1番7号	22-2777
7	相生産業高等学校	千尋町10番50号	22-0595
8	青葉台小学校	青葉台1番1号	22-7158
9	若狭野小学校	若狭野町八洞字梶185番地	28-0152
10	矢野小学校	矢野町上字向イ西587番地3	29-0019
11	ふるさと交流館	矢野町中野字上才ノ元129番地	29-1010

(イ) 屋内での炊き出しが可能な施設（7箇所）

	名 称	所 在 地	電話番号
1	相生公民館	相生二丁目15番26号	22-7153
2	古池公会堂	古池本町11番27号	-----
3	東部公民館	向陽台6番20号	22-7804
4	陸公民館	山手一丁目77番地	22-7803
5	西部公民館	那波字西矢之谷2004番地25	22-7388
6	若狭野多目的研修センター	若狭野町八洞字五反田152番地6	28-0001
7	矢野公民館	矢野町瓜生字溝下479番地1	29-0002

(ウ) 屋外での炊き出しが可能な施設 (16箇所)

	名 称	所 在 地	電話番号
1	相生学院高等学校	野瀬700番地	24-0100
2	相生保育所	汐見台2番地2	22-7135
3	相生幼稚園	川原町31番2号	22-7140
4	市民体育館	旭一丁目19番31号	22-7129
5	看護専門学校	汐見台2番地2	22-7110
6	中央幼稚園	旭五丁目16番68号	22-7115
7	双葉中学校	双葉一丁目2番1号	22-7152
8	平芝幼稚園	那波野一丁目1番6号	22-7143
9	平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137
10	山手幼稚園	山手二丁目497番地15	23-3960
11	那波中学校	那波南本町10番1号	22-7151
12	あおば幼稚園	青葉台1番2号	22-7711
13	こども学習センター	緑ヶ丘四丁目5番5号	22-8313
14	矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶212番地	28-0155
15	矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原298番地	28-0151
16	矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122

(エ) 炊き出しには適さない施設 (4箇所)

	名 称	所 在 地	電話番号
1	陸自治会館	陸本町1番3号	-----
2	佐方福祉センター	佐方一丁目14番17号	-----
3	千尋町自治会館	千尋町5301番97	-----
4	上松隣保館	若狭野町上松字山崎120番地	28-0783

カ 炊き出し要員

食料供給は、市民生活部市民生活総務班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、各種団体、避難者等の協力を得て実施するものとする。

キ 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、小学校等の防災かまど等防災備蓄品及び給食用施設の器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

ク 食料の調達及び炊き出し

避難所生活における必要なエネルギー及び栄養量の確保を図るため、管理栄養士等行政栄養関係者と連携を図る。

第13節 給水計画

1 基本方針

水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。

なお、市民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の飲料水の備蓄に努めるものとする。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
関係機関	西播磨水道企業団	(1) 実施機関
		(2) 給水対象者
		(3) 水源及び給水量
		(4) 給水方法及び広報
		(5) 給水対策の順序
		(6) 災害救助法による実施基準
		(7) 給水応援

3 取組み内容

(1) 実施機関

被災者等への飲料水の供給は、西播磨水道企業団が行う。

(2) 給水対象者

災害のために、現に飲料水に適する水を得ることができない者

(3) 水源及び給水量

ア 水源

西播磨水道企業団は、水源地、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

イ 給水量

西播磨水道企業団は、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までは3～20ℓ、20日目までは20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

時系列 \ 内容	期 間	1人当たり水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最低限必要な水量	自己貯水による利用と併せ、水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

(4) 給水方法及び広報

ア 飲料水の供給

飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保するものとする。

- (ア) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。
- (イ) 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。
- (ウ) 給水する際は、その時間や場所について広報に努めることとする。
- (エ) 病院、救護所等へは、最優先で給水することとする。

イ 他の水道事業者への応援要請

西播磨水道企業団は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請することとする。

- (ア) 給水を必要とする人員
- (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
- (ウ) 給水する場所
- (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- (オ) 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- (カ) その他必要な事項

(5) 給水対策の順序

災害救助法による飲料水の供給と感染症予防法による自家用水の供給の関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としているところから、災害救助法の適用地域においては、災害発生直後は、まず同法による飲料水の供給を実施するものとする。

(6) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、次の基準に基づき実施する。

災害救助法による実施基準

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- 2 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その額は当該地域における通常の実費とする。
- 3 飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

(7) 給水応援

西播磨水道企業団は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うこととする。

第14節 物資供給計画

1 基本方針

災害によって住家に被害を受け、被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な生活必需品の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

なお、市民は、必要と思われる物資につき、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備蓄に努めるものとする。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	長寿福祉班	実施方法
関係機関	兵庫県	生活必需物資供給の支援

3 取組み内容

(1) 実施方法

災害救助法を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、市民生活部・健康福祉部各班で行うものとする。

災害救助法による実施基準

- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊若しくは床上浸水（土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失し、又は損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行うものとする。
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - 被服、寝具及び身の回り品
 - 日用品
 - 炊事用具及び食器
 - 光熱材料
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人世帯以上
夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	53,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額
冬季	円 31,000	円 40,100	円 55,800	円 65,300	円 82,200	82,200円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,300円を加算した額

(2) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人世帯以上
夏季	円 6,100	円 8,200	円 12,300	円 15,000	円 18,900	18,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額
冬季	円 9,900	円 12,900	円 18,300	円 21,800	円 27,400	27,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,600円を加算した額

4 前項各号の表において、「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行うものとする。

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

ア 供給対象者

- (ア) 住家が被害を受けた者
- (イ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (ウ) 生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認められた最小限度のものとする。

- (ア) 寝具 就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
- (イ) 外衣 普通衣、作業衣等
- (ウ) 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- (エ) 身廻品 タオル、手拭、洗面具等
- (オ) 炊事道具 鍋、釜、包丁、バケツ等
- (カ) 日用品 石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉等
- (キ) 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (ク) 光熱材料 マッチ、ローソク、カセットコンロ等

- (ケ) 衛生物資 (避難所での感染予防のため) 消毒液、マスク、ゴム手袋、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等
- (コ) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋等
- (サ) 生活必需品 簡易な電気ストーブまたはこれに準ずるもの(セラミックヒーターや電気カーペット)、扇風機

ウ 備蓄物資

過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要と考えられる次の品目について、備蓄に努めることとする。

(令和7年10月1日現在)

給水袋(6ℓ)	毛布	タオル	哺乳瓶	トイレット ペーパー
1,200袋	1,100枚	1,200枚	20本	432巻
生理用品	乳児用・ 小児用紙おむつ	大人用紙おむつ	携帯トイレ	土のう袋
3,360枚	512枚	240枚	3,550回分	9,200枚
仮設トイレ	簡易トイレ	ブルーシート	小型エンジン発 動機	ポータブル 蓄電池
10基	165基	87枚	40台	5台
懐中電灯 (電池式)	充電式LED ハンドランプ	充電式LED ハンディライト	ヘッドランプ	手指消毒剤(5ℓ)
65個	17本	19本	15個	4本
マスク	液体せっけん (250ml)	抗菌消毒剤(250 ml)	テント	ワンタッチ テント
151,200枚	123本	17本	30張	1張
投光器	充電式クランク チャージランタ ン	電話機	簡易無線機	発電機用携行缶 (10ℓ)
29台	31台	10台	39台	38台
発電機用携行缶 (20ℓ)	コードリール	フレコンバッグ (トン袋)	防災ルーム スリッパ	ハンドマイク
7台	24台	80枚	50足	14個
雨具	長靴	なべ	やかん	炊き出し用釜
40個	50足	10個	10個	5個
移動式釜	卓上コンロ	スロープ	非接触型体温計	使い捨て手袋
7台	10台	1台	12個	12,800枚
ガウン	フェイスガード	間仕切り	プライベート テント	段ボールベッド
297着	62枚	10個	186張	10個

空気清浄機	ゴーグル	担架	リヤカー	
5台	80個	7台	38台	

※マスクは職員用も含む

エ 物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第1次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。

ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、知事に対して、可能な限り次の事項を明らかにして物資の調達を要請する。

- (ア) 供給あつせんを必要とする理由
- (イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (エ) 連絡課及び連絡担当者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) その他参考となる事項

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努めるものとする。

オ 物資の供与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

市は、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続けることとする。

カ 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、災害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画を立てて支給する。

救援物資は、次の集積場で受付、仕分け等の業務を行い、配分計画に基づき、市職員により被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、必要に応じて、日赤奉仕団等の民間団体やボランティアに協力を求めることとする。

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館	旭一丁目6番28号	22-7125

※立体駐車場等の活用も検討する。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項は企画総務班を通じて呼びかけるものとする。

- (ア) 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- (イ) 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。
- (ウ) 腐敗しやすい生鮮食料品の受付けは行わない。

キ 避難所における防火対策の在り方

- (ア) 防火対策のための体制・備品等
 - ・ 避難所に防火責任者を置く
 - ・ 防火対策として、避難所の防火安全に係る遵守事項の周知徹底、喫煙所の指定等
 - ・ 防火対策のための体制づくり
 - ・ 防火対策のための備品
- (イ) 毛布・シーツ等の防炎化
 - ・ 毛布・シーツ等のほか、カーテン（間仕切り使用も含む）やパーティション、テント等については、防火性能を有するものを使用する。
- (ウ) 避難通路・非常口の設置等
 - ・ 避難通路の設置（通路幅原則1m、夜行テープやLEDランタンの使用等）
 - ・ 非常口の設置
 - ・ 要配慮者対策（居住スペースは、可能な限り入り口付近がよい）
 - ・ 喫煙所の設置（避難所内は、禁煙。屋外の離れた場所を指定）
- (エ) 火気等の使用制限
 - ・ 石油ストーブ等の暖房器具の可燃物からの距離、転倒防止措置
 - ・ 火気器具の使用場所や電源コーナーの設定場所は、居住スペース以外の火災の危険の少ない場所とする。
- (オ) 消火器具の配置
 - ・ 屋内・屋外とも火気使用場所等に配置する。
- (カ) その他の防火対策
 - ・ 居住スペースを区画した場合は、禁止事項（「火気厳禁」）および、火気、電気製品の使用ルールを分かりやすく示した案内等を掲示する。
 - ・ テント上の区画においては、住宅用の火災警報器の活用も考えられる。
 - ・ 発動発電機の燃料等の危険物を臨時的に取り扱うことが想定される場合は、あらかじめ所管の消防署と相談しておくことが望ましい。

(空白ページ)

第15節 健康対策計画

1 基本方針

大規模災害による精神的不安や、長引く被災生活による精神的不調等に適切に対応して、被災市民のこころの健康の保持・増進を図るため、被災者や救援活動従事者の精神的健康状態を把握し、こころのケア対策を実施する体制等について定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	長寿福祉班 (長寿福祉室・子育て元気課)	(1) 相生市災害時保健活動マニュアルに基づいた活動
		(2) 巡回健康相談の実施
		(3) 巡回栄養相談の実施
		(4) 精神科医療の実施
		(5) 薬剤師会との連携
		(6) 食品衛生に関する広報
関係機関	県健康福祉事務所	健康対策活動の調整・支援

3 取組み内容

(1) 相生市災害時保健活動マニュアルに基づいた活動

災害時の保健師及び栄養士の具体的な保健活動などを規定したマニュアルに基づいた活動を行う。

(2) 巡回健康相談の実施

- (ア) 市は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (イ) 市は、巡回健康相談や家庭訪問の実施により高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（救護班）や、こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (ウ) 市は、巡回健康相談や家庭訪問、健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化、増加の防止、感染症、食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努めることとする。
- (エ) サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域市民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。
- (オ) 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティづくりや見守り体制づくりを推進することとする。

(3) 巡回栄養相談の実施

- (ア) 市は災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (イ) 市は、避難所解消後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、県健康福祉事務所と連携をとりながら巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教室を実施する等、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (ウ) 市は、巡回栄養相談の実施に当たり、県健康福祉事務所と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

(4) 精神科医療の実施

災害時における精神障害者に対する応急診療の確保や保健・医療サービスの提供と PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応については、県健康福祉事務所と連携をとりながら実施する。

(5) 薬剤師会との連携

災害時において、薬剤師会と連携しながら、慢性疾患治療患者等への薬剤の相談・緊急対応に努める。

(6) 食品衛生に関する広報

市は、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めることとする。

第16節 防疫計画

1 基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期さなければならない。災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	環境班（環境課） ※ただし、人的応援が必要なときは、市民生活部各班員をもって充てる。	(1) 事前準備
		(2) 災害発生時の対策
		(3) 災害防疫活動
		(4) 災害防疫完了後の措置
関係機関	兵庫県	防疫活動への支援

3 取組み内容

(1) 事前準備

ア 組織

(ア) 災害防疫対策連絡協議会

平時から関係機関相互の協力体制を確立しておくため、関係部課関係行政機関等をもって協議会を開催し、防疫に関する協議及び情報の連絡を行う。

(イ) 災害防疫対策本部の設置計画

災害時には災害防疫対策本部を設置するものとするが、その組織運営等について事前に計画を樹立しておく。ただし、市に災害対策本部を設置したときは、同本部の市民生活部環境班として活動する。

イ 防疫計画の策定

市内の地理的環境的条件及び過去における被害状況等を勘案して災害予想図等を作成するとともに、災害防疫対策連絡協議会の意見を聞き、できるだけ周密な防疫計画を立てておく。

ウ 器具機材の整備

最低限常備する必要のある物件は、普段から整備し、災害時又はそのおそれのあることが、顕著となった際に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立てておくこととともに、備蓄している物件は、随時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

エ 職員の訓練及び動員計画

職員の訓練については、平時より防疫作業の習熟を図るとともに、防疫計画を基に事務の配分、作業量等に応じ、これに充当すべき職員の確保を計画しておく。

オ 予防教育及び広報活動

台風シーズン前等適当な時期において、災害時の予防方法につき新聞、広報紙等により広報活動を実施するとともに、衛生組織を強化しその協力を得て市民に対する予防教育を徹底する。

(2) 災害発生時の対策

ア 警戒体制の確立

予測される災害の規模に応じて必要限度の防疫組織を設け、状況に応じていつでも災害対策本部の編成に切り替えられるよう体制を整え、知事の指示、命令に対しても臨機の措置がとれ、県と一体的行動がとれるようにする。

イ 状況の把握

気象庁、警察、消防等の諸機関、団体等と連絡をとり、情報の早期把握に努める。

ウ 器具機材の整備

既に確保している物件の点検を行い、配置計画をたて、購入又は借上げを行うべき物件については、状況に応じ逐次調達するものとする。

エ 予防教育及び広報活動

事前に準備されているパンフレット等の利用等により速やかに市民に対する予防教育及び広報活動を開始する。

(3) 災害防疫活動

災害時における汚物、土砂、竹木等の散乱あるいは堆積により、衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるのが通常であるが、これらの衛生的処理に伴う作業は、その目的とするところによって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、災害救助法等、法律的根拠を異にして行われるものであるが、清潔方法は感染症予防法に基づき、感染症患者が発生した地域及びその周辺の地域等において、感染症予防の目的で実施される衛生的処理について行うものである。

ア 活動計画の樹立

災害防疫対策本部を設置し、班の編成、具体的計画の樹立を図る。

なお、知事の指示があった場合は、必要に応じて感染予防委員を選任し、必要な防疫活動に当た

らせるものとする。

イ 予防教育及び広報活動

市民に対する予防教育の徹底を期するため、広報活動を強化すること。この場合、特に社会不安の防止に留意すること。

ウ 清潔の方法

(ア) 塵芥、汚泥等は埋め立て、若しくは焼却し、又は適当な場所に投棄するものとし、これらの汚物の収集及び処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行うものとする。

(イ) し尿の処理

浸水地域内のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから、迅速、適切な処理が強く要請される。この処理を平時はもちろん、災害時においても一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により行われるものであるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、知事の指示に基づき、感染症予防法による清潔方法の一環として実施するものである。

し尿の運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

エ 消毒の方法

感染症法第27条の規定による知事の指示に基づき、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。実施は、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び第16条に定めるところにより行うものとする。

(ア) 飲料水の消毒

a 給水施設として井戸を利用している場合の消毒は、汚染された井戸水は、水質検査で飲用可能となるまでは飲まない方が良いが、やむを得ず使用する場合は、煮沸してから用いる。また、消毒薬を使用する場合には、くみ取った水に残留塩素として1～2 mg/lの濃度となるように次亜塩素酸ナトリウムを加えて調整する。

b 給水施設が上水道又は簡易水道である場合の消毒は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに管末における遊離塩素量を測定する。

通常の管末塩素量は0.1 mg/l以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は、0.2 mg/l以上とする。また、給水施設が直接影響を受け、断水後に給水する場合、水量不足による時間給水を行う場合などでは0.4 mg/l程度とする必要がある。

(イ) 家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器棚などを中心に逆性石鹼などの消毒薬を用いて噴霧又は洗浄し、食器等は次亜塩酸ナトリウムで消毒又は沸騰消毒を行い、床下には湿潤の程度に応じ所要の消石灰などを散布する。

(ウ) くみ取式便所の消毒

便所はオルソジクロールベンゾール剤等をもって拭浄し、必要に応じて便槽には次亜塩素

酸ナトリウムを注ぎ、十分攪拌する。

(エ) 芥溜・溝渠の消毒

芥溜（ごみ置場）及びその周辺の土地には石灰乳を、溝渠には消石灰、石灰乳を散布し、塵芥は焼却する。

なお、消石灰は乾燥した場所の消毒には適当でないので、この場合には石灰乳を用いる。

(オ) 患者運搬用器具等の消毒

患者及び病原体に汚染された物件などを運搬した器具は、使用の都度、クレゾール水、若しくは逆性石鹼水で拭浄し、又はこれを散布する。

オ 薬剤、器具等の確保

被災地域における薬剤の必要総量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を速やかに調達し、それぞれ適宜の場所に配置するものとする。

薬剤所要量の算出方法

区 分	薬剤の種類（例示）	薬剤量の算出方法	
全壊・半壊家屋	ベンザルコニウム塩化物 （オスバン）	全半壊戸数	× 600ml
	普通石灰	全半壊戸数	× 6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）	× 1,340ml

カ ねずみ族、昆虫等の駆除

(ア) 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に定め、できる限り自治会単位で実施する。

災害の規模、環境衛生の状況等を総合判定して指定するものであるが、次のいずれかに該当する場合は、原則として地域指定がなされる。

- a 県下で被害戸数 5,000 戸を超える場合
- b 一浸水地域で被害戸数 1,000 戸を超える場合（同一原因により同時に浸水を受けた一連の地域であって、市町の行政区画にかかわらない。）
- c 県下における市町又はその一部の地域の被害が下表のいずれかに該当する場合

被 害 率	市又はその一部の地域の数
5%以上	10 箇所以上
10%以上	7 箇所以上
15%以上	5 箇所以上
20%以上	3 箇所以上
25%以上	1 箇所以上

- d 市又は市の一部の区域の被害率が 10%を超えること。
- e 市又は市の一部の区域の被害率が 5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものであること。
- f 市庁舎等が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害されたこと。

(イ) 県の指示に基づき、市は速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施しなければならない。実施要領及び薬剤の使用基準によって、災害時には、次の事項に留意すること。

a り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

例えば、床上浸水の地域であっても、水害が一過性で環境の汚染が著しくないときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を必要としない場合があり、また、大部分が床下浸水を受けた地域でも長期間にわたる場合、又は汚物、汚泥等が広範囲に散乱し、ハエ等の発生が著しい場合は、家屋のみならず、それ以外の不潔な地帯にも広く実施する。

b 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びごみ、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫効果のある殺虫剤を使用する。

また、便所等に使用する殺虫剤としては、オルソジクロールベンゾール剤等を用いる。

(ウ) 薬剤、器具等の確保は、次により行うものとする。

り災地域における薬剤の総所要量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して所要量を算出し速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置しておく。

散布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数×85.8㎡×(1-0.5)×50ml (家屋39.6㎡の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数×1㎡×60ml
家屋外及びごみ等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数×56.1㎡×15g (敷地56.1㎡の場合)

キ 家用水の供給等

家用水の供給については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第13節「給水計画」に基づいて実施するほか、衛生的処理についての十分な指導と配水容器の衛生的処理に留意する。

ク 患者に対する処置

(ア) 災害地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとる。

施設名	所在地	電話番号
赤穂市民病院	赤穂市中広1090番地	0791-43-3222

(イ) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、できるだけ近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理等について厳重に指導する。

ケ 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導の下に市における防疫活動を実施すること。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を期する。

コ 報告

次に掲げる報告は、所定の様式により赤穂健康福祉事務所長を経由して知事に提出するものであるが、概要はできるだけ電話をもって事前に報告する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 防疫活動状況
- (ウ) 災害防疫所要見込額

サ 記録の整理

災害防疫に関し整理すべき書類は、概ね次のとおりである。

- (ア) 災害状況報告書
- (イ) 防疫活動状況報告書
- (ウ) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (エ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- (オ) 家用水の供給に関する書類
- (カ) 患者台帳
- (キ) 防疫作業日誌
- (ク) 防疫経費所要額調及び関係書類

(4) 災害防疫完了後の措置

ア 災害防疫完了報告

市長は、災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、管轄県健康福祉事務所長を経由して知事に提出する。

イ 災害防疫経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、防疫活動終了後、直ちに精算を行う。

第17節 遺体処理計画

1 基本方針

災害により死亡した者の遺体の処理及び埋葬の実施については、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	環境班（環境課） 市民生活総務班（市民課）	（1）遺体処理班の編成及び組織
		（2）遺体収容所の名称、所在等
		（3）遺体の処理

3 取組み内容

（1）遺体処理班の編成及び組織

遺体処理に従事する班の編成及び組織は、概ね次のとおりとする。

遺体処理班	班 長	1	班 員	4
遺体運送班	班 長	1	班 員	4（運転手1）
埋火葬班	班 長	1	班 員	4

（2）遺体収容所の名称、所在等

収容所名	所 在 地	可能数	電話番号
光明寺	相生三丁目7番5号	30	22-0323
親盛寺	相生四丁目5番4号	10	22-6488
願船寺	相生5051番地	15	22-3817
光照寺	相生5349番地23	10	23-4383
立正寺	旭三丁目16番11号	10	22-0777
明顕寺	陸本町6番30号	20	22-0658
妙円寺	大石町1番19号	5	23-3170
得乗寺	那波本町17番21号	20	22-0028
善光寺	那波大浜町25番11号	20	22-1585
慈眼寺	佐方一丁目19番9号	20	22-5910
長専寺	池之内591番地	25	22-2842
妙修寺	双葉一丁目5番26号	10	22-5346
西法寺	那波野三丁目10番5号	25	22-6118
願誓寺	野瀬161番地	20	22-6846
善行寺	若狭野町寺田365番地	20	28-0127
称念寺	〃 八洞364番地1	20	28-1244
教証寺	〃 雨内388番地	20	28-0557
観音寺	〃 福井580番地	10	28-0528

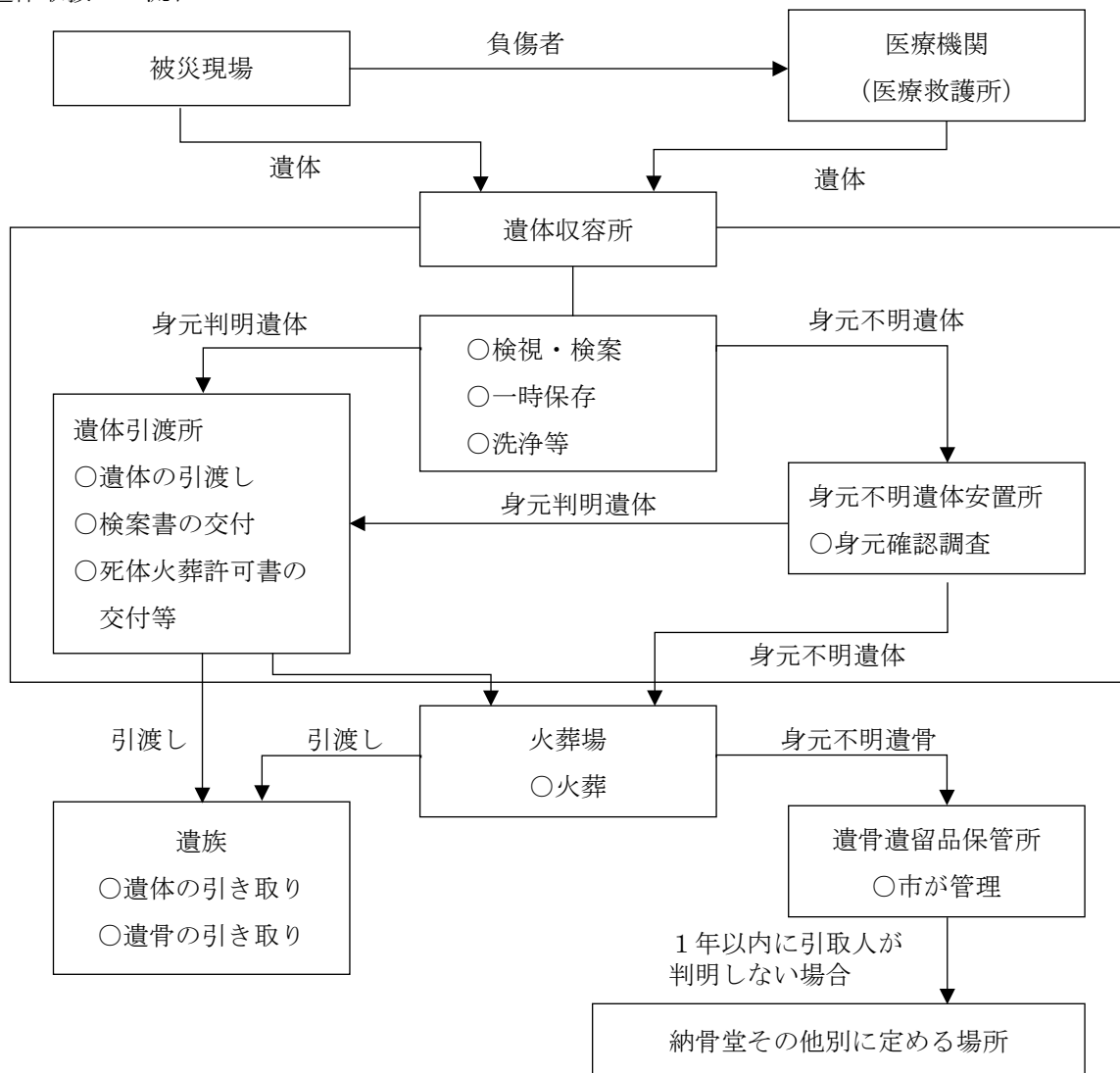
収容所名	所在地	可能数	電話番号
円立寺	若狭野町上松 63 番地	20	28-0037
法林寺	矢野町榊 745 番地	20	29-0610
西教寺	〃 榊 319 番地	20	29-0791
教順寺	〃 菅谷 306 番地	20	29-0380
光専寺	〃 森 68 番地	25	29-0256
明専寺	〃 下田甲 284 番地	20	29-0123

(3) 遺体の処理

ア 処理内容

遺体の処理内容は次のとおりとする。

遺体取扱いの流れ



イ 捜索・収容の流れ

- (ア) 警察、関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の捜索を実施する。
- (イ) 遺体を発見したときは、速やかに警察の検視及び医師の検案を受ける。

- (ウ) 検案後遺体を毛布で包み、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ、又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送し、仮安置して一時保存する。
- (エ) 仮安置した遺体を医師の指示により、洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。
- (オ) 遺品を整理の上、ドライアイス等を入れて納棺する。
- (カ) 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して、遺体収容所に掲出する。
- (キ) 身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。
- (ク) 身元が確認できない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ 遺体の収容等

- (ア) 遺体の収容
市は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について県及び警察署に報告する。
また、遺体収容所の開設、運営に関して、市の対応能力では十分でないと思われるときは、県及び関係機関に応援を要請する。
- (イ) 遺体収容所
遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。
なお、市は大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。
- (ウ) 遺体の一時保存
災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。
- (エ) 遺体の洗浄等
泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは腐敗を速め、衛生上好ましくない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。
このため、市は、赤穂健康福祉事務所と協議の上、必要に応じて作業員の雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。
- (オ) 遺体処置の期間
遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (カ) 期間の延長（特別基準）
11日目以降も、遺体の処置を必要とする場合は、必要に応じて期間を延長する。
- (キ) 必要備品等
収容棺及び納棺に関して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、販売業者から調達する。

エ 検視・検案に関する活動

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、市は、必要な体制を確立する。

(ア) 検視・検案に関する機関別活動内容

市は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、県及び警察署に報告する。

遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと思われるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

(イ) 市民への情報提供

災害発生時における検視・検案遺体の引き渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る的確な情報を市民に提供する必要がある。

このため、市は、県及び関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(ウ) 遺体の身元確認

市は、遺体の身元を確認し、遺体処理台帳を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所において死亡届の受理及び火葬許可証又は特例許可証を発行する。

オ 火葬

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能低下するなどにより、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

(ア) 火葬許可証の発行

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、市は、遺体収容所等において死体火葬許可証の迅速な発行に努めるものとする。

(イ) 火葬体制の確立

市内の火葬場は、1箇所のみとなっている。

(ウ) 広域火葬の実施

市は、火葬能力で不十分な場合は、県に要請する。

県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送することとする。

- a 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合には、県に広域火葬の応援・協力を要請する。
- b 市民に対し、広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- c 県の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- d 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、県に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

(エ) 身元不明遺体の取り扱い等

身元不明遺体の取り扱いに適正を期するため、関係機関は、適切な連携体制を保持する。
身元不明遺体の身元確認調査については、警察署及び市が協力して行うことを原則とする。

身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取り人が判明しない場合には身元不明者扱いとし、納骨堂等に保管する。また、引取り人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取り人が現れるまでの間、保管する。

(オ) 死亡者に関する公開

大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、市は死亡者に関する情報を市民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、市庁舎・遺体収容所等への掲示、情報機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域市民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

災害救助法による実施基準

[死体の処理]

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- 2 検案は、原則として救護班によって行うものとする。
- 3 死体の処理のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内とする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体につき 3,500円
 - (2) 死体の一時保存、既存建物を利用するときは、当該施設の借上費の通常の実費額、既存建物を利用できないときは、1体につき 5,400円
 - (3) 救護班によらない検案当該地域の慣行料金額
- 4 死体の処理は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

[埋葬]

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理の程度において実施するものとする。
- 2 埋葬は、次に掲げる範囲内において実際に埋葬を実施する者に対して行うものとする。
 - (1) 棺（附属品を含む。）棺材等の支給
 - (2) 埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）の支給
 - (3) 骨つぼ及び骨箱の支給
- 3 埋葬のために支出する費用の額は、1体当たり、大人にあつては213,800円以内、小人（12歳未満の者をいう。）にあつては170,900円以内とする。
- 4 埋葬は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

第18節 生活救援対策計画

1 基本方針

災害により被害を受けた者に対し、災害援護金等の支給及び事業資金等少額融資を行い、被災者の早期立直りを図り、あわせて生活安定を促進するものである。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	調査班（税務課・徴収対策室） 健康福祉総務班（社会福祉課） 長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課）	（1）災害援護資金等の支給
		（2）生活福祉資金の貸付
		（3）救援物資
		（4）要配慮者への支援
		（5）り災証明書の発行手続
		（6）税の特例措置

3 取組み内容

（1）災害援護資金等の支給

ア 実施機関

（ア） 知事は災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、「災害援護金等の支給に関する規則」に該当するときは、災害援護金等の支給を行うこととし、被災者への支給事務を市長に委任する。また「相生市災害見舞金等の支給に関する条例（昭和46年条例第30号）」及び「相生市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第11号）」に該当するときは、災害弔慰金、災害援護金の貸付け及び災害見舞金等の支給を行う。支給概要は次のとおり。

第3編 災害応急対策計画
 第3章 円滑な災害応急活動の展開
 第18節 生活救援対策計画

種類	災害発生場所	災害の規模	支給対象	支給額																															
災害援護金	県の区域内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町の人口</th> <th>被害数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 15,000人未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>15,000人 " 30,000人 "</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30,000人 " 50,000人 "</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>50,000人 " 100,000人 "</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100,000人 "</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 被害者数は、住家の全壊・全焼を1、半壊・半焼は1/2、床上浸水は1/3で計算する。 (1) 1の市町の区域内の被害者数が、当該市町の人口に応じ、上記表に定める数以上に達したとき (2) 知事が特に必要があると認めるとき</p>	市町の人口	被害数	5,000人未満	15	5,000人以上 15,000人未満	20	15,000人 " 30,000人 "	25	30,000人 " 50,000人 "	30	50,000人 " 100,000人 "	40	100,000人 "	50	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者 当該災害の発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>被害の種類別</th> <th>災害援護金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自然災害</td> <td>住家の全壊、全焼又は流出</td> <td>1世帯につき100,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊、半焼又は流出</td> <td>" 50,000円</td> </tr> <tr> <td>老人世帯等に係る住家の床上浸水</td> <td>" 10,000円</td> </tr> <tr> <td>重傷の被災者</td> <td>1人につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の災害</td> <td>住家の全壊、全焼又は流出</td> <td>1世帯につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊、半焼又は流出</td> <td>" 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「老人世帯等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 老人世帯 (2) 重度障害者世帯 (3) 母子世帯 (4) 被保護世帯</p>	災害の種類	被害の種類別	災害援護金の額	自然災害	住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき100,000円	住家の半壊、半焼又は流出	" 50,000円	老人世帯等に係る住家の床上浸水	" 10,000円	重傷の被災者	1人につき 10,000円	その他の災害	住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 20,000円	住家の半壊、半焼又は流出	" 10,000円
		市町の人口	被害数																																
5,000人未満	15																																		
5,000人以上 15,000人未満	20																																		
15,000人 " 30,000人 "	25																																		
30,000人 " 50,000人 "	30																																		
50,000人 " 100,000人 "	40																																		
100,000人 "	50																																		
災害の種類	被害の種類別	災害援護金の額																																	
自然災害	住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき100,000円																																	
	住家の半壊、半焼又は流出	" 50,000円																																	
	老人世帯等に係る住家の床上浸水	" 10,000円																																	
	重傷の被災者	1人につき 10,000円																																	
その他の災害	住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 20,000円																																	
	住家の半壊、半焼又は流出	" 10,000円																																	
死亡見舞金	(県の区域外・区域内に限る)	(1) 自然災害により死者が生じたとき (2) 知事が特に必要があると認めるとき	当該災害による死者の遺族但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者を除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>災害の発生した場所</th> <th>死亡見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自然災害</td> <td>県の区域内</td> <td>死亡した県民等1人につき 100,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 30,000円</td> </tr> <tr> <td>県の区域外</td> <td>県民である死者1人につき 100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の災害</td> <td>県の区域内</td> <td>死亡した県民等1人につき 50,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 30,000円</td> </tr> <tr> <td>県の区域外</td> <td>県民である死者1人につき 50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう (1) 県の区域内に住所を有するもの (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県の区域内の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者</p>	災害の種類	災害の発生した場所	死亡見舞金の額	自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 30,000円	県の区域外	県民である死者1人につき 100,000円	その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 50,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 30,000円	県の区域外	県民である死者1人につき 50,000円																		
		災害の種類		災害の発生した場所	死亡見舞金の額																														
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 30,000円																																	
	県の区域外	県民である死者1人につき 100,000円																																	
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 50,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 30,000円																																	
	県の区域外	県民である死者1人につき 50,000円																																	
		(1) 自然災害並びに災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者(県民に限る。)が生じたとき (2) 知事が特に必要があると認めるとき																																	

(イ) 災害見舞金等

a 災害見舞金

(a) 住家が全壊、全焼又は流失した場合

1世帯につき 100,000円

(b) 住家が半壊又は半焼した場合

1世帯につき 50,000円

(c) 住家が床上浸水又は土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住が妨げられる状態になった場合

1世帯につき 30,000円

b 死亡弔慰金

(a) 市民が死亡した場合

1人につき 50,000円

(b) 市民以外の者が死亡した場合

1人につき 10,000円以内

c 障害見舞金

(a) 生活維持者 250万円(障害者1人につき)

(b) その他 125万円(障害者1人につき)

d 災害弔慰金

(a) 主として生計を維持していたものが死亡したとき 500万円

(b) その他の場合 250万円

e 災害救護資金の貸付け

イ 療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財についての被害金額がその家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害という。」）及び住居の損害がない場合	150万円
(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
(ウ) 住居が半壊した場合	270万円
(エ) 住居が全壊した場合	350万円

ウ 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
(イ) 住居が半壊した場合	170万円
(ウ) 住居が全壊した場合（（エ）の場合を除く。）	250万円
(エ) 住居の全体が損壊し、若しくは流出し、 又はこれと同様と認められる特別の事情があった場合	350万円

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 実施主体

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき兵庫県社会福祉協議会が貸付を行う。

イ 貸付条件等

貸付条件等の概要は、次のとおりである。

- (ア) 対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
- (イ) 福祉資金の種類（災害関係分抜粋）

種類・用途		貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要となる資金	150万円	1年以内	7年以内
	生業のために必要な経費	低所得世帯 280万円	6ヶ月以内	7年以内
		障害者世帯 460万円	6ヶ月以内	9年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が、 6ヶ月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	技能習得 期間満了後 6ヶ月以内	8年以内
	住宅の補修等に必要な経費	250万円	6ヶ月以内	7年以内

種類・用途		貸付限度額	据置期間	償還期間
	負傷又は疾病の療養、介護サービス・障害者サービス等に 必要な経費及びその期間中の 生計を維持するために必要な 経費	療養期間、介護サービスを受ける期 間が1年を超えないときは 170万円	6ヶ月以内	5年以内
		1年を超え1年6ヶ月以内であつ て、世帯の自立に必要なときは 230万円		
緊急小口資金		10万円以内	2ヶ月以内	1年以内

- (注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」及び「住宅の補修等に必要な経費」の貸付対象とはならない。
 2 償還方法は年賦、半年賦、月賦とする。
 3 利子は年1.5%、ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。
 4 償還期間には据置期間を含めない。

(3) 救援物資

ア 受入れ

- (ア) 市は、県と協議を行い、受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表することとする。
 (イ) 市の受入場所は、下表のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館	旭一丁目6番28号	22-7125

※立体駐車場等の活用も検討する。

- (ウ) 市は、物資提供の申出に対し、次のことを確認の上、受け入れることとする。
 a 品目、数量
 b 輸送手段
 c 輸送ルート
 d 到着予定日

イ 輸送

- (ア) 市は、市外からの物資について、原則として、緊急輸送道路を活用して、指定する受入場所まで搬送するよう要請することとする。
 (イ) 市は、県が定める広域防災拠点から市の収集拠点までの搬送について、トラック協会等に依頼することとする。

ウ 配分

- (ア) 市は、次の内訳で物資のリストを整備し、必要により被災者に対し、物資を配布することとする。
 a 品目、数量

- b 物資の供給者
 - c 受入日時、配布場所
 - d 物資の保管場所、配布場所
- (イ) 市は、仕分の際し、ボランティアの活用や専門業者への委託等の方法により、迅速な処理に努めることとする。

エ 担当窓口

- (ア) 市は、物資にかかる総合的な窓口を福祉事務所に設け、救援物資の受入れを行うとともに、市全体の物資に係る情報を集約、整理し、その全体調整を行うこととする。
- (イ) 市は、救援物資の提供受付リストを整備するとともに、救援物資全体の受入状況と搬出状況を正確に把握し、的確な措置を講じることとする。

オ 市民、企業等からの提供

市民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めることとする。

(4) 要配慮者への支援

ア 社会福祉施設等への緊急保護

市は、高齢者・障害者等のうち、緊急で施設で保護する必要がある者に対して、一時入所措置等を講じることとする。

イ 相談窓口の設置

市は、被災者の福祉の向上に資するため、コミュニケーション手段に配慮した福祉に関するあらゆる相談に対応できるよう努めることとする。

ウ 被保護世帯への救護

市は、必要により被災地域の人的な支援を県健康福祉事務所に依頼し、被生活保護の弾力的な運用等、ケースに応じて迅速かつきめ細かな円滑な対応を図る。

(5) リ災証明書の発行手続

ア リ災証明書

リ災証明は、災害救助法による各種施設や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、災害対策基本法第90条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に証明するものである。

(ア) リ災証明の対象

リ災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について

て、以下の項目の証明を行うものとする。

- a 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水
- b 火災による全焼、半焼、水損

イ り災証明を行う者

り災証明は、市長が行うこととする。

ウ り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明書の対象となる家屋の所有者、占有者及び一次滞在者の申請に基づき、市長が発行する。

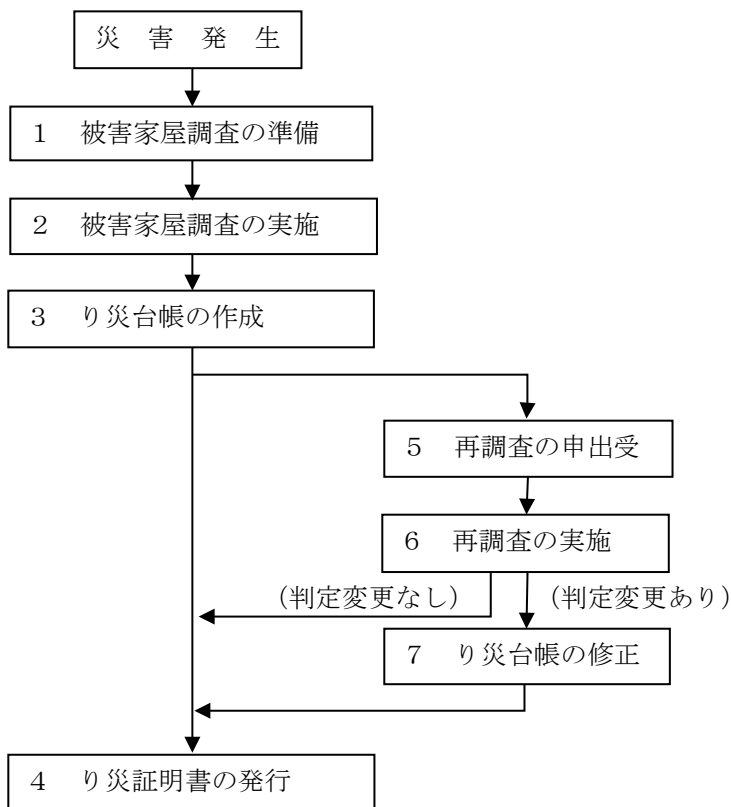
エ 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するに当たっての家屋の被害判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、行うこととする。

判定基準については、相生市地域防災計画（資料編）『第7節 災害に係る住家の被害認定』を参照

オ り災証明発行図

り災証明は、下表によって発行する。



(ア) 被害家屋調査の事前準備

調査班は、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

a 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握する。

b 調査概要の検討及び全体計画の策定

c 調査員の確保

- (a) 職員の確保
- (b) ボランティア建築士の手配
- (c) 他市町への応援職員派遣要請

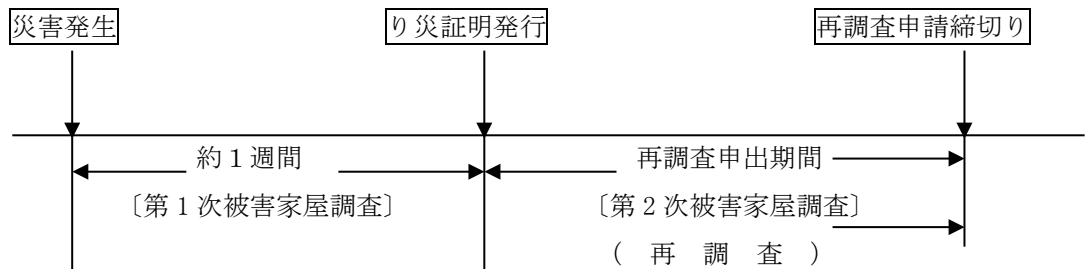
d 調査備蓄品等の準備

- (a) 調査携行品の調達、準備
- (b) 調査地区の用意（住宅地図等）
- (c) 調査地区割の検討
- (d) 調査員運搬用車両の手配

(イ) 家屋被害調査の実施

調査班は、以下の要領で調査を実施する。

a 調査期間



b 調査方法

(a) 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

(b) 第2次被害家屋調査（再調査）

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申出に基づき、2人1組で、1棟ごとに内部調査を実施する。

(ウ) り災台帳の作成

被害家屋からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積し、り災台帳を作成し、り災証明書の基本台帳とする。

(エ) り災証明書の発行

り災台帳に基づき、市長は申請があった被災者に対し、り災証明書を発行するものとする。

(オ) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった

た家屋について、災害発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申請があった家屋に対し、調査班は迅速に再調査を実施し、判定結果を申請者へ連絡するとともに、り災証明書を発行し、同時に、り災台帳を訂正する。

なお、判定の困難な物については、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

a 判定委員会構成：専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から5名以内の委員を市長が委嘱する。

事務局は、税務課に設置する。

(カ) り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する広報を広報紙等で被災者に周知徹底を図る。

また、り災証明書に関する相談窓口を税務課内に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(キ) 事前対策

a 判定基準等の研修

税務課は、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

b 他市町の協力体制の確立

災害発生後、応援を求める他市町との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

c 調査携行物品等の備蓄

傾斜計、コンベックス等調査携行物品を備蓄する。

(6) 税の特例措置

市は、被災状況を勘案の上、市条例により税の申告・申請・納付等の期限延長や課税の減免等の措置を講じることとする。

第19節 被災者生活支援対策計画

1 基本方針

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課）	（1）総合相談窓口の設置
		（2）巡回相談の実施

3 取組み内容

（1）総合相談窓口の設置

市長は、災害の状況に応じて、必要と判断した場合には、災害関連の総合相談窓口を設置することとする。

（2）巡回相談の実施

市長は、避難生活が長期にわたる等、被災者に対する健康対策が必要と判断される場合には、避難所又は仮設住宅等における保健師・栄養士による巡回相談を実施することとする。

第20節 要配慮者対策計画

1 基本方針

台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難等に時間を要する要配慮者に対する支援策を実施する。また、災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	健康福祉総務班（社会福祉課） 長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課）	（1）要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握
		（2）情報伝達方法
		（3）生活支援
		（4）住まいの支援
		（5）社会福祉施設の被害状況調査、福祉相談窓口の設置
		（6）震災障害者（震災で障害を負った方）への対応
		（7）震災遺児（震災で親（保護者）を亡くしたこども）への対応

3 取組み内容

（1）要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

ア 災害発生前

- （ア） 市は、台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、高齢者等避難を発令し、早めの避難を促す。
- （イ） 市は、特に注意を要する要配慮者に対し、自主防災組織等の関係機関と連携を図り、避難支援の必要の有無について確認し、必要がある場合は、関係機関と連携して支援を行う。

イ 災害発生後

- （ア） 市は、アイアイコールやお元気コール等の活用により要配慮者の安否確認を迅速に行うこととする。

- (イ) 市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障害者等について安否確認を行い、所在等について把握する。
- (ウ) 巡回による聞き取り調査を実施し、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握する。
- (エ) 市は、避難所等において要配慮者の把握とニーズ調査を行うこととする。
- (オ) 市は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講ずることとする。
- (カ) 市は、避難行動要支援者名簿（個別避難計画）を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速かつ的確に行う。

ウ 福祉避難所

避難所においては、管理運営責任者を通じ、避難している要配慮者の生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握し、状況に応じ福祉避難所を開設する。

また、障害者、特に知的障害者は環境の変化に適応することが非常に困難であり、安心した避難生活を送れるよう知的障害者に理解のある支援員を確保するように努める。

エ 相談窓口の設置

避難所等に相談窓口を開設し、要配慮者や避難所周辺市民に対する総合的な保健福祉に関する相談業務を行う。

また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

(2) 情報伝達方法

ア 各種情報機器による情報提供

- (ア) 情報通信機器の利用
 - インターネットや携帯電話などを活用し、要配慮者の個人ごとに有効な情報の提供や収集を行う。
- (イ) その他の情報機器の利用
 - 報道機関の協力によりテレビ・ラジオ放送を活用して災害情報の提供を図る。特に、要配慮者向けには、文字放送、手話放送及び外国語放送の活用を図る。
 - また、防災行政無線により、災害情報を放送するなど迅速かつ正確な情報を提供する。

イ 関係団体等を通じて情報提供を行う

- (ア) 避難支援団体等を通じた情報提供
 - 避難支援団体等を通じ、要配慮者一人ひとりに情報提供する。

(イ) 関係団体等を通じた情報提供

社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センターや、障害者団体等を通じて情報提供する。

(3) 生活支援

ア 被災者ローラー作戦の実施

市は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努めることとする。

イ 要配慮者トリアージの実施

市は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

ウ 専門家による支援

市は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員（ホームヘルパー）等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。

また、必要となる場合には、県に要請し、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣を依頼する。

エ 避難場所の確保

市は、要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設及び被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。

オ 避難所等における配慮

(ア) 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

(イ) 食料、生活必需品の供給

液体ミルク、やわらかい食品、おむつ、ポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

また、必要に応じ、車いす等要配慮者対応の資器材を配備する。

(ウ) 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者、障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳

者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

(エ) 快適な空間の確保

要介護高齢者、妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

(4) 住まいの支援

(ア) 市は、避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮することとする。

(イ) 市は、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

(5) 社会福祉施設の被害状況調査、福祉相談窓口の設置

(ア) 市は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。

(イ) 市は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

(6) 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

市は、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。震災障害者は入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う。

(7) 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くしたこども）への対応

(ア) 震災遺児の把握と支援の実施

市は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談及び必要に応じてこころのケアを行うこととする。

(イ) 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第2.1節 外国人対策計画

1 基本方針

災害が発生した場合における外国人に対する対策については、定住外国人と一時滞在外国人とに分けて支援を実施するものとする。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	企画総務班（企画広報課）	（1）定住外国人に係る対策
		（2）一時滞在外国人に係る対策
		（3）外国人の被災情報の把握

3 取組み内容

（1）定住外国人に係る対策

定住外国人における本市の現状は、その多くの者が地域の中で日本人と同様の生活をおくり、日本語も理解でき、地理にも精通している。よって、特に異なった対策は行わないこととする。

（2）一時滞在外国人に係る対策

一時滞在外国人については、日本語が十分理解できない、地理に不案内等の理由から、次の点に留意することとする。

- （ア） 事業所での被雇用者等外国人への防災指導の促進
- （イ） 国際交流協会を通じた外国人への情報提供

（3）外国人の被災情報の把握

- （ア） 安否確認
県、県警察本部、消防、市、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認を行うこととする。
- （イ） 相談窓口の設置
市は、外国人相談窓口を開設するよう努めることとする。

第2.2節 災害広報計画

1 基本方針

災害発生直後やその後の復旧活動においては、情報不足や風評による社会不安の増大及び混乱が生じる可能性が高いことから、市民等へ積極的に情報提供を行うために必要な伝達手段や伝達内容等についてあらかじめ定めるものである。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	企画総務班（企画広報課）	（1）災害情報の収集
		（2）広報事項
		（3）災害情報の広報
		（4）災害放送要請の方法
関係機関	各放送機関 防災関係機関	関連事項の広報活動及び相互協力

3 取組み内容

（1）災害情報の収集

災害情報の収集については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」に定めるほか、次の要領によって収集するものとする。

- （ア） 企画総務班に写真班を置き、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- （イ） 災害の状況によっては、特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

（2）広報事項

- （ア） 災害発生直後の広報
 - a 災害に関する情報
 - b パニック防止の呼びかけ
 - c 避難の指示
 - d 出火防止の呼びかけ
 - e 人命、救護の協力呼びかけ
 - f 市内被害状況の概要
 - g 市の応急対策実施状況
 - h その他の必要な事項
- （イ） 災害の状況が静穏化した段階の広報
 - a 災害に関する情報
 - b 被害情報及び応急対策実施情報

- c 生活関連情報
 - (a) 電気・ガス・水道
 - (b) 食料、生活必需品の供給状況
- d 通信施設の復旧状況
- e 道路交通状況
- f 交通機関の運行状況
- g 医療機関の活動状況
- h その他の必要な事項

(3) 災害情報の広報

ア 報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

イ 市民に対する広報

報道機関、防災行政無線、広報紙等を利用して、一般市民や被災者に対し必要な情報、注意事項、市の対策等の周知徹底を行い、市民生活の安定を図る。

ウ 関係機関に対する広報

関係機関に対しては、直接災害情報資料を提供し、広報に努める。

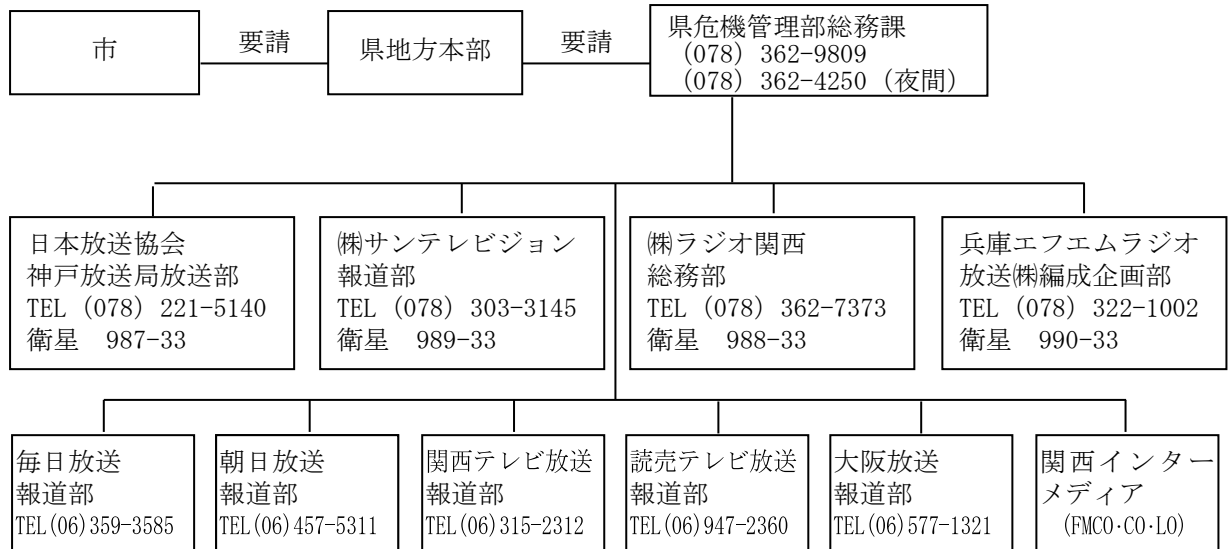
(4) 災害放送要請の方法

ア 災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告に放送局を利用することが適切と考えるときは、次の系統により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行うものとする。

※兵庫県と日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエムラジオ放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送及び大阪放送（ラジオ大阪）、関西インターメディア（FM CO・CO・LO）との間で締結されている「災害時における放送要請に関する協定」による。

(ア) 放送要請系統図



(イ) 放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。
 ただし、緊急やむを得ない場合には、電話又は口頭によることができる。

- a 放送要請の理由
- b 放送事項
- c 放送希望日時
- d その他必要な事項

イ 緊急警報放送の要請

市長（本部長）は次のような場合で、災害対策本部法第57条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、日本放送協会神戸放送局に要請するものとする。

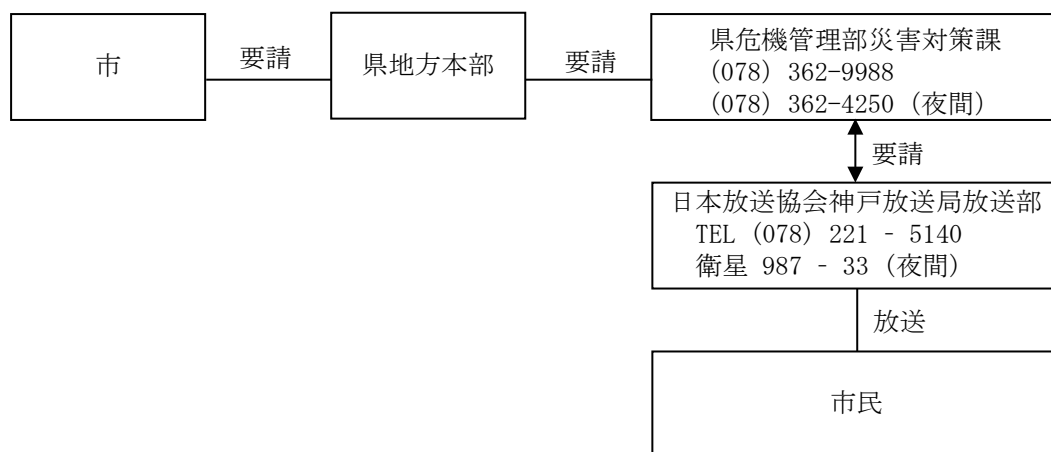
(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要のあるとき。

(イ) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

- a 市民への警報、通報等
- b 災害時における混乱を防止するための指示等
- c その他市長（本部長）が得に必要と認めるもの

※兵庫県と日本放送協会神戸放送局との間で締結されている「緊急警報放送の要請に関する覚書」による。

緊急警報放送要請系統図



※また、上記と同様に兵庫県も(株)ラジオ関西本社との間で「防災情報の提供と放送に関する覚書」を締結されている。

[参 考]

地震発生時に行う広報文例

(ア) 防災行政無線等によるもの

※ 「こちらは相生市災害対策本部です。大きな地震は終わりました。落ち着いて行動してください。」

※ 「この付近の広域避難場所は〇〇〇〇です。」

「避難するときは、なるべく付近の人と一緒に、必要なものだけを持って、必ず身軽な服装で避難しましょう。」

「道路が大変混雑しますので、車での避難は絶対にやめてください。」

「避難する前に、もう一度、ガス、ストーブ等の火の元の点検をしてください。」

「いろいろなデマにまどわされず、ラジオや防災機関の情報に従いましょう。」

(イ) 報道機関等での放送文

(ア) から※印を除いたもの。

第23節 障害物除去計画

1 基本方針

災害により道路、河川、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	建設農林総務班（都市整備課）	（1）除去の対象
		（2）除去の方法

3 取組み内容

（1）除去の対象

障害物の除去は、次の場合に行うものとする。

- （ア） 市民の生命等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- （イ） 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- （ウ） 河川のいっ水防止と護岸等の決壊防止その他水防活動を実施するために必要な場合
- （エ） その他公共的立場から除去が必要な場合

（2）除去の方法

実施責任者は自らの機器、班員等を用い、又は状況に応じて関係機関及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

第24節 災害通信計画

1 基本方針

防災関係機関と連携し、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信手段の確保を図る。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）非常時における公共通信施設の優先利用

3 取組み内容

（1）非常時における公共通信施設の優先利用

災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、次の方法により通信施設を優先的に利用することにより通信連絡を確保する。

ア 非常通話

他の全ての通話に優先する。

- （ア） 災害救援のための緊急を要する通話であって災害救助機関相互間で行うもの。
- （イ） 災害救助のため必要とする通話であって非常事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者が、災害救助機関に対して行う。

イ 緊急通話（衛星通信回線を含む）

他の一般通話に優先する。

火災その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、救援等緊急の事項を内容とする通話であって、その事実を知ったものと救援機関との間、又はこれら機関相互間で行うものは、他の一般通話に優先する。

ウ 非常電報

他の全ての電報に優先する。内容はアに準ずる。

エ 緊急電報

他の一般電報に優先する。内容はイに準ずる。

第25節 清掃計画

1 基本方針

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	環境班（環境課） ※ただし、人的応援が必要なときは、市民生活部各班員をもって充てる。	（1）清掃班の構成及び所要人員
		（2）処理対策

3 取組み内容

（1）清掃班の構成及び所要人員

清掃を実施するため、次の清掃班を編成する。

ア ごみ収集班

6班編成とし、1班は概ね次の基準による。（1日の処理量は約5トンとする）

- （ア） 運搬車 1台（運転手付）
- （イ） 作業員 2名
- （ウ） 器具・機材 竹ポーキ1、平スコップ1、剣スコップ1、フォーク1

イ ごみ終末処理班

- （ア） ごみ焼却場 3～4人増員
- （イ） ごみ埋立場
 - a 作業員 3～4人
 - b 器具・機材 タイヤショベル1

ウ し尿収集班

バキューム車2班を編成する。

- （ア） バキューム車の場合 バキューム車 1台（運転手付）
- （イ） 作業員 1～2名
- 1日の収集能力 約9キロリットル

(2) 処理対策

ア ごみ処理対策

市は、次のとおりごみ処理を実施するものとする。

(ア) 災害発生後の対応

a 情報の収集及び連絡

市は、被災地域の実情を早期に確認し、当該被災地におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

b ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置場を確保することとする。

(イ) 処理作業過程

a 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

市は、被災地域の市民の生活に支障が生じることがないように生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とする。

災害廃棄物の収集・処理に関しては、社会福祉協議会やNPO等と連携して、災害ボランティアの方と作業実施地区や作業内容を調節、分担するなどして、効率的に行うことが重要である。

b ごみの一次保管場所の確保

市は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮することとする。

c 県等への応援要請

(a) 市は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

(b) 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

ごみ処理施設

名 称	箇所数	処理能力
相生市美化センター	1	62t/16H

ごみ運搬車

台数	積載量	摘要
12台	26t	8台は機械車 16t 4台はダンプ 10t

イ ガレキ処理対策

市は、次のとおりガレキ処理を実施するものとする。

(ア) 災害発生後の対応

a 情報の収集及び連絡

市は、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡することとする。

b 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

市は、ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保することとする。

施設名	所在地
相生湾東部埋立地緑地	相生字小丸 5375 番地

(イ) 処理作業過程

a 撤去作業

市は、災害により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

b 全体処理量の把握

市は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握することとする。

c 県等への応援要請

市は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。県内市町や他府県市町等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。

(ウ) その他

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

ウ し尿処理対策

市は、次のし尿処理を24時間以内を実施することとする。

(ア) 情報の収集及び連絡

市は、被災地域の現況を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該被災地域の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

(イ) し尿受入施設の被害状況及び稼働見込みの把握

市は、し尿受入施設の被害状況及び稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを被災地域に設置することとする。

なお、市は、あらかじめ仮設トイレの備蓄等の確保を図るとともに、設置した際の清掃等、その管理体制の整備に努めることとする。

し尿前受入施設

名称	箇所数	処理能力
相生市下水管理センター	1	70kℓ/D

し尿収集車

バキューム車			
台数	2台	積載量	4kℓ

(ウ) 消毒剤等の資機材の準備、確保

市は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。

(エ) 県等への応援要請

a 市は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

b 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第26節 環境対策の実施

1 基本方針

災害による工場からの有害物質（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの）の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	環境班（環境課）	（1）災害発生直後の対応

3 取組み内容

（1）災害発生直後の対応

ア 被害状況の把握

県及び市は、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行うこととする。

イ 応急対策

（ア） 環境モニタリングの実施

県において、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するため、市は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

（イ） 被災工場・事業場に対する措置

市は、県と協力し、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行うこととする。

（ウ） 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、県と協力し、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報を基に、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導することとする。

（エ） 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命・身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第27節 災害対策要員の動員計画

1 基本方針

災害応急対策実施のため必要な人員（労働力）の動員及び雇上げ等災害対策要員の確保については、本計画の定めるところによる。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	健康福祉総務班（社会福祉課）	（1）市における労務要員の確保
		（2）民間団体の協力

3 取組み内容

（1）市における労務要員の確保

災害時における緊急労務要員については、相生公共職業安定所に依頼して確保する。

（ア） 労務供給可能数 20名

災害救助法による実施基準

- 救助のため、次に掲げる事項について賃金職員等を雇用したときは、賃金職員等雇上費を支出するものとする。
 - （1）災害にかかった者の避難
 - （2）飲料水の供給
 - （3）救済用物資の整理配分
 - （4）医療及び助産
 - （5）災害にかかった者の救出
 - （6）死体の捜索及び処理
- 救助のため支出する賃金職員等雇上費の額は、当該地域における通常の実費とする。
- 救助のため賃金職員等雇上費を支出する期間は、救助を実施する期間とする。

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（2）民間団体の協力

災害時において、日赤奉仕団、自治会、消費生活研究会等の組織の活用を図り災害応急対策の万全を期すこと。

第28節 災害救援活動要員の確保計画

1 基本方針

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図る上で大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを運営し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	健康福祉総務班（社会福祉課）	（1）災害ボランティアセンターの開設
		（2）ボランティアの確保
		（3）ボランティアの活動内容
		（4）ボランティア活動への支援
関係機関	相生市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営、ボランティア（一部専門ボランティアを含む。）の受け入れ・活動支援等

3 取組み内容

（1）災害ボランティアセンターの開設

ア 災害ボランティアセンターの設置決定

市と社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、災害ボランティア活動を円滑に実施する。

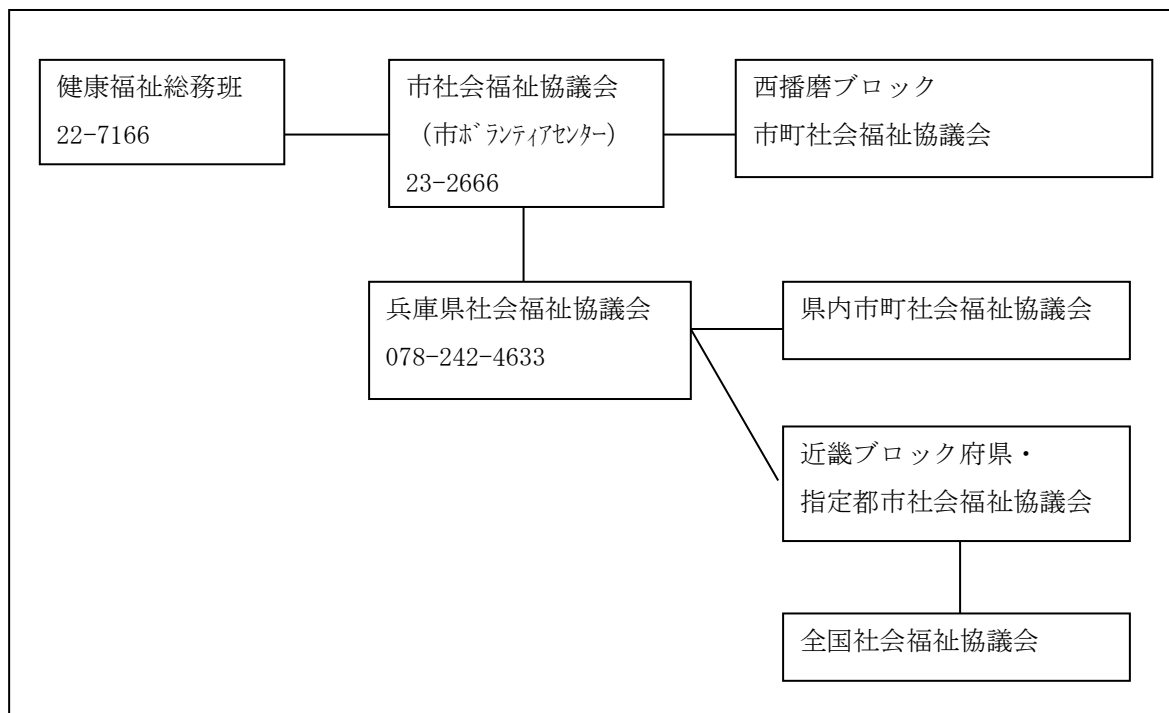
なお、設置に当たっては、市内で災害が発生し、相生市災害対策本部が開設され、かつ、次のいずれかに該当する場合に、災害ボランティアセンターを設置する。

- （ア） 相生市が、相生市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき。
- （イ） 相生市社会福祉協議会が、災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したとき。

災害ボランティアセンターには、一般ボランティアの総合調整を行うコーディネーターを次の図により配置する。災害ボランティアセンターの業務については、『社協版・災害救助マニュアル』の活用を図る。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

ボランティアセンタースタッフの確保



イ 災害ボランティア調整会議の開催

健康福祉総務班は、災害ボランティアセンターを設置する場合、相生市社会福祉協議会及びボランティア関係機関と調整の上、直ちに「災害ボランティア調整会議」を開催し、次の災害ボランティア支援に関する基本事項を協議する。

(ア) 関係機関との役割分担

健康福祉総務班は、主として庁内各部との連絡調整や情報収集に当たり、相生市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関は、主として災害ボランティアの需給調整に当たる。

(イ) 災害ボランティアセンターの公表方法の確認

災害ボランティアセンターの設置について、記者発表、市、市社協ホームページ等の広報媒体を活用して公表し、災害ボランティアの問合せ連絡先を明確にする。

(ウ) 災害ボランティアセンター設置方法等の確認

災害ボランティアセンターの設置場所を確認する。

(エ) 災害ボランティアセンターの運営体制の確認

運営については、健康福祉総務班と相生市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関が連携・協働して行う。

ウ 災害ボランティアセンターの立ち上げ

(ア) 災害ボランティアセンターの運営方法

災害ボランティアセンターの運営に関する技術的な方法や使用する様式等については、本計画に定めるほか、あらかじめ「災害ボランティア活動マニュアル」等を参考に別途協議して定める。

(イ) 災害ボランティアセンターの開設場所

災害ボランティアセンターの開設場所は、原則、総合福祉会館内とする。ただし、被害の状況によって柔軟に対応する。

(ウ) 運営資機材（事務機器等）の提供

災害ボランティアセンターの運営に必要となるOA機器や事務用品をはじめとする運営資機材については、以下の原則に基づき柔軟に対応する。

- ・可能な限り相生市所管の既存備品や用品を貸与する。
- ・不足する運営資機材については、市災害対策本部と相生市社会福祉協議会が協議・調整し、調達・確保する。

(エ) 活動用資機材

災害ボランティア活動時に使用する資機材について、あらかじめ提供可能なものをリストアップしておき、災害ボランティアセンター設置時に迅速に提供する。

(オ) 情報連絡手段の確保

災害ボランティアセンターには複数の電話回線が不可欠であるため、市災害対策本部から通信事業者に対し、災害対策用の臨時電話の設置を要請する。

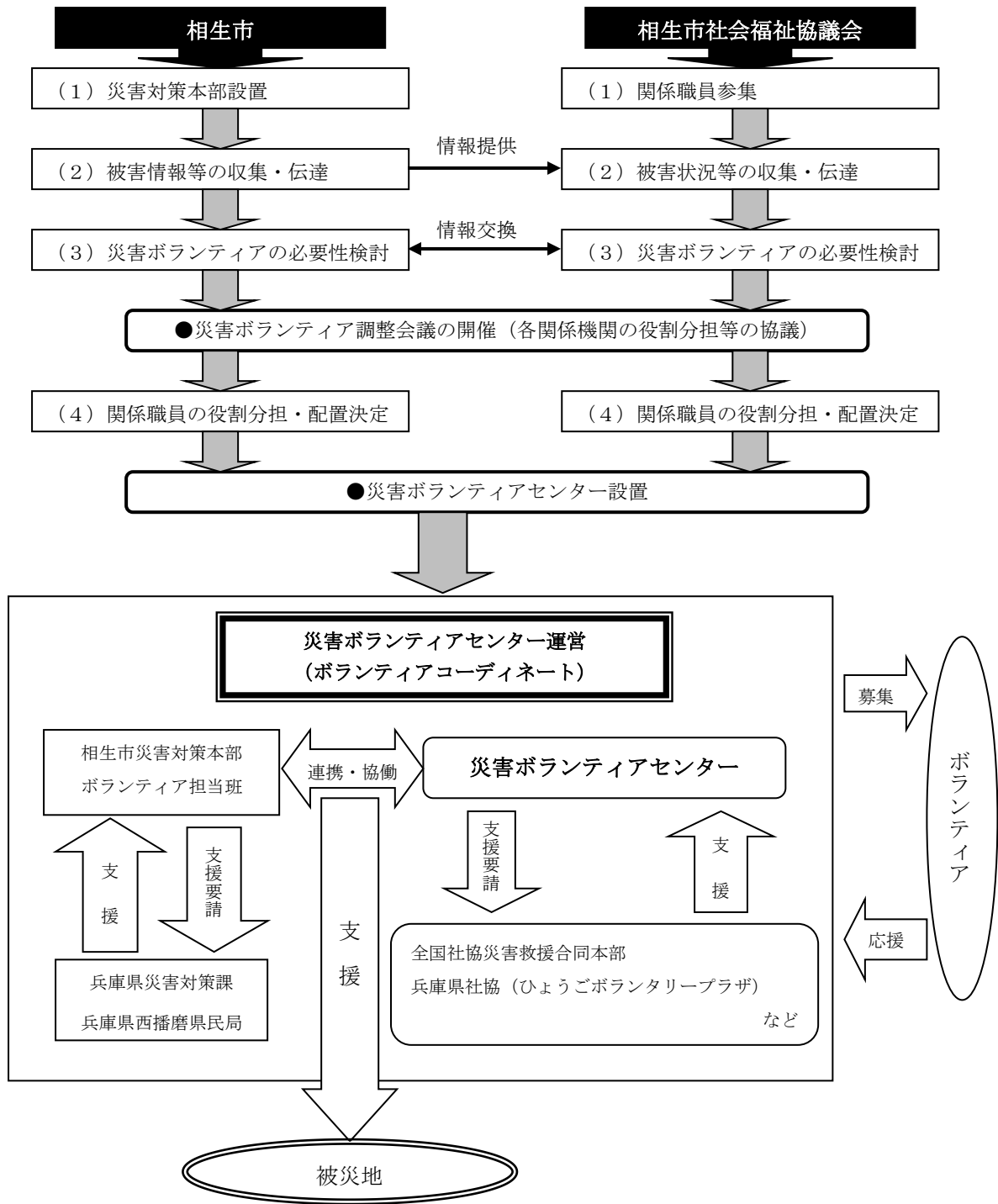
また、インターネットが情報発信に大きな役割を果たすことを勘案し、ブロードバンド回線の確保にも配慮する。

なお、情報連絡手段の確保後、直ちに関係部局やボランティア関係機関に連絡先を明示する。

(カ) 災害ボランティアセンター開設の広報

災害ボランティアセンター開設の詳細が決まり次第、災害ボランティア募集を広報するとともに、被災者に対し、災害ボランティアに対する支援要請を受け付ける旨の広報を行う。

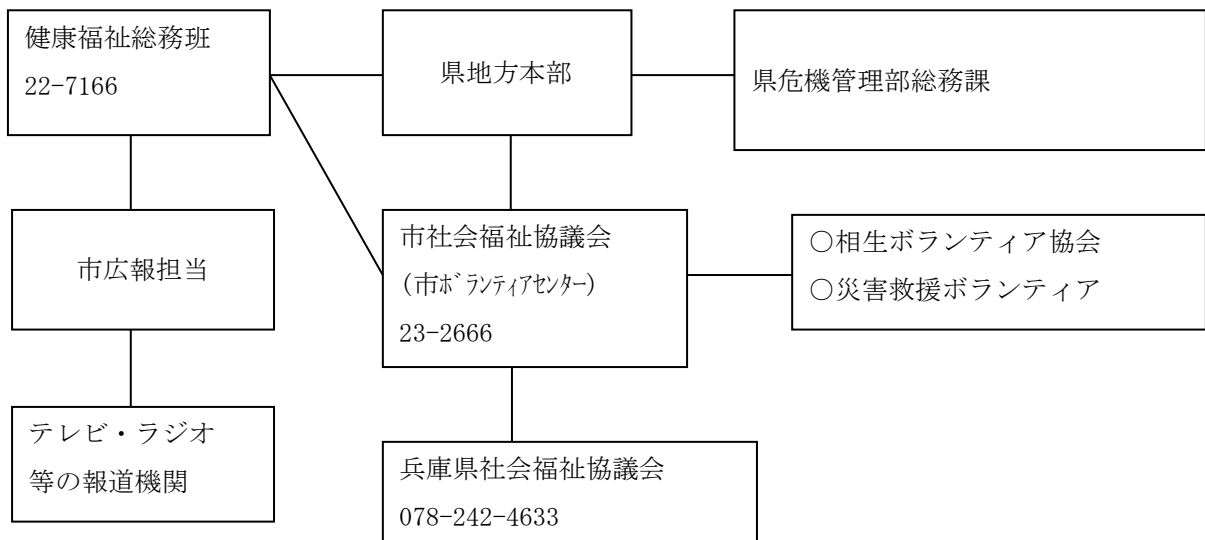
災害ボランティアセンターの設置フロー



(2) ボランティアの確保

ア ボランティアの受入れ調整

- (ア) 市は、ボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。
- (イ) 県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザと連携し、ボランティアの確保に努める。
- (ウ) 市は、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を県及びひょうごボランタリープラザに要請する。



イ ボランティアの受入れに当たっての基本事項

- (ア) 被災地の市民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- (イ) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知すること。
- (ウ) ボランティアの身分が被災地市民に分かるようにすること。
- (エ) ボランティアに対し、被災地市民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- (オ) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それにあわせて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- (カ) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- (キ) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- (ク) 災害ボランティアと自主防災組織等地域市民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- (ケ) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

(3) ボランティアの活動内容

- (ア) 炊き出し
 - a 避難所等における炊き出しに従事
 - b 炊き出しのための物資の調達
- (イ) 物資の仕分け
 - a 救援物資集積所における物資の受入れ
 - b 物資の数量、品目、種類等の整理、把握
 - c 必要物資・数量の把握及び被災者への配付
- (ウ) 物資の搬送
 - 救援物資集積所から避難所等への配送
- (エ) 避難所での活動
 - a 避難者の実態把握
 - b 避難者の自立のための情報提供・援助
- (オ) 救護所での活動
 - 医療関係者への協力、医療物資の搬送等
- (カ) 医療・治療
 - a 救護所・避難所での負傷者等の治療
 - b 医療機関等への支援等
- (キ) 介護
 - 避難所・救護所等の負傷者の介護
- (ク) 情報伝達
 - 避難所等の被災者に対する情報の伝達
- (ケ) 情報収集
 - a 被災実態及び不足物資の調査
 - b 避難所内及び災害発生地域での被災者情報等の収集

(4) ボランティア活動への支援

ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

- (ア) 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- (イ) ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

第29節 電力事業災害応急対策計画

1 基本方針

災害発生に際し、電力施設を防護し、被災地に対し電力供給を確保する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
関係機関	関西電力送配電株式会社 姫路配電営業所及び姫路電力所 関西電力株式会社 相生発電所	(1) 事業所等の名称及び位置
		(2) 災害対策本部及び警戒本部

3 取組み内容

(1) 事業所等の名称及び位置

ア 事業所

名称	所在地	電話	事業概要
関西電力送配電（株） 姫路配電営業所	姫路市南車崎二丁目1番2号	0800-777-3081	配電保守業務等
関西電力送配電（株） 姫路電力所	姫路市土山三丁目1番33号	0800-777-3081	変電・送電・ 制御保守業務等
関西電力（株） 相生発電所	相生市相生字柳山5315番地46	23-5063	火力発電業務

イ 変電設備

名称	所在地	電話	事業概要
関西電力送配電（株） 相生変電所	相生市古池二丁目8番59号	—	無人変電所
関西電力送配電（株） 那波変電所	相生市山手一丁目129番地	—	無人変電所
関西電力送配電（株） 西播変電所	相生市矢野町小河1445番地	—	無人変電所

(2) 災害対策本部及び警戒本部

実施機関の長は非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、規模その他の状況により、非常災害に係る復旧又は予防対策を推進するため、災害対策本部、警戒本部を設ける。

第30節 ガス事業災害応急対策計画

1 基本方針

災害時のLPガス確保のための応急対策を実施する。
被災地に対する都市ガス供給の確保のための応急対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
関係機関	兵庫県エルピーガス協会相生地区会 大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部	(1) 被害状況の調査
		(2) 応急対策
		(3) 応急復旧対策

3 取組み内容

(1) 被害状況の調査

LPガス供給業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちにLPガス設備の被害を調査する。

大阪ガス(株)は、気象・地象情報、被害情報、自社保有施設の情報(ガス流量情報)等を収集、集約する。

(2) 応急対策

LPガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、危険予防措置を講じるとともに関係機関への通報及び市民への広報を行う。

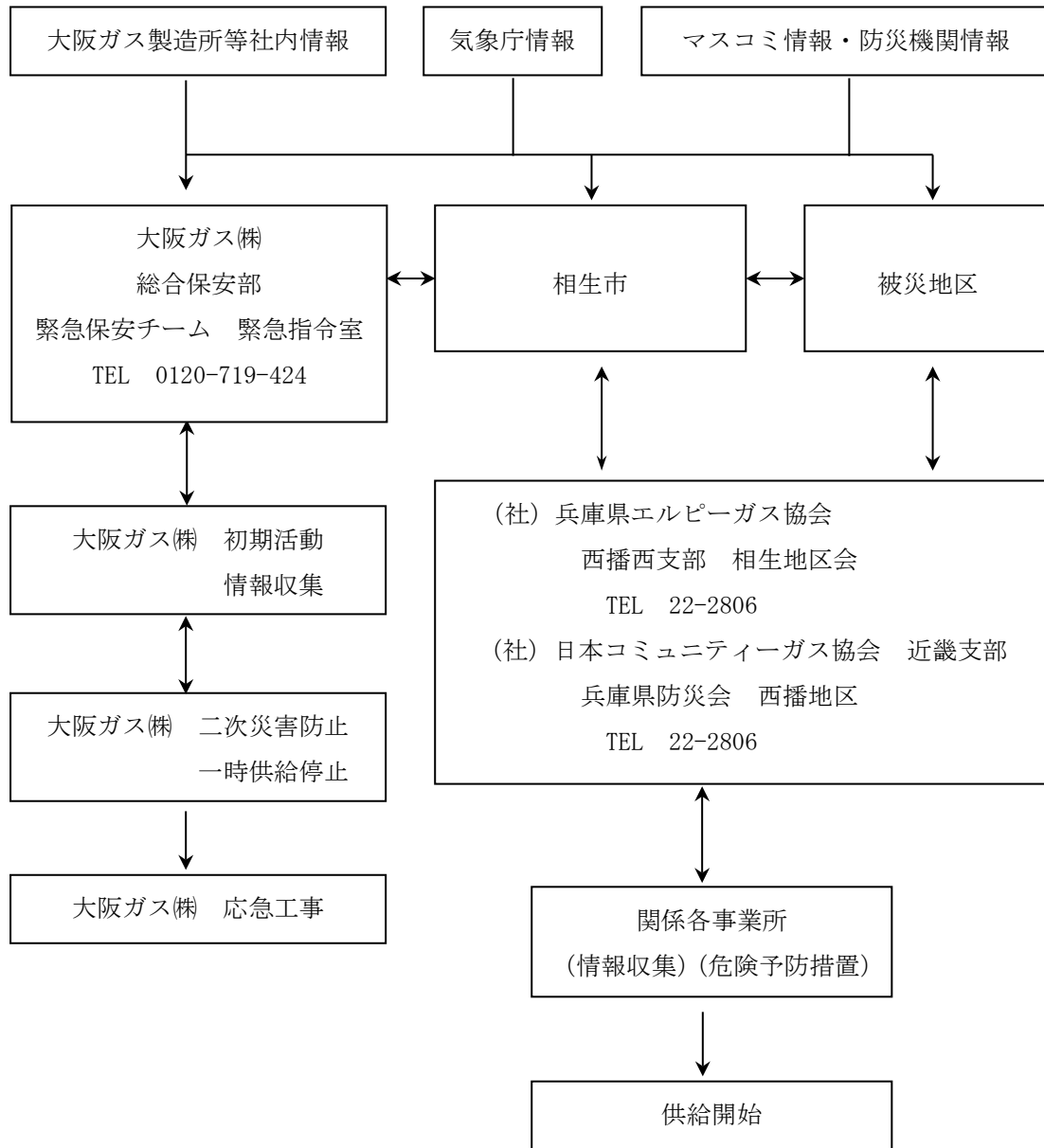
大阪ガス(株)は、被害甚大地区の二次災害防止のため、ガス供給を一時停止する。

(3) 応急復旧対策

LPガスの災害復旧については、応急修繕を行い、安全を確認の上、LPガスの供給を再開する。

大阪ガス(株)は、災害に伴う応急工事について、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に復旧に努める。

防災組織表



第3.1節 電気通信事業災害応急対策計画

1 基本方針

電気通信事業者は、災害対策基本法により会社が行うべき耐水、耐風、耐火等防災に関する措置を行う。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
関係機関	NTT 西日本(株) 兵庫支店	(1) 通信施設の強化
		(2) 災害対策用機器及び資材等の配備
		(3) 防災体制
		電気通信設備災害応急対策計画
		(1) 電気通信設備の担当機関
		(2) 災害対策本部の設置
		(3) 応急復旧

3 取組み内容

(1) 通信施設の強化

ア 建物設備

建物は、耐火構造とするため周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

イ 電力設備

- (ア) 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
- (イ) 電力用各種装置の災害対策の整備充実

ウ 通信設備

- (ア) とう道（共同溝を含む。）網の拡充
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進
- (ウ) 地下埋設物等、注意標識板の整備・拡充
- (エ) 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進
- (オ) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ化
- (カ) 中継交換機及びIP網設備の分散設置

(2) 災害対策用機器及び資材等の配備

ア 通信途絶防止用無線網の整備

可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

イ 災害対策用機器の整備・充実

- (ア) 応急復旧ケーブル
- (イ) 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム
- (ウ) 移動電源車、可搬型発動発電機
- (エ) 排水ポンプ

ウ 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資材の備蓄に努める。

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

ア 演習の種類

- (ア) 災害対策情報伝達演習
- (イ) 災害対策演習
- (ウ) 大規模地震を想定した復旧対策演習

イ 演習方法

- (ア) 広域規模における復旧シミュレーション
- (イ) 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- (ウ) 防災機関における防災総合訓練への参加

4 電気通信設備災害応急対策計画

災害により、電気通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、NTT西日本株式会社
 が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

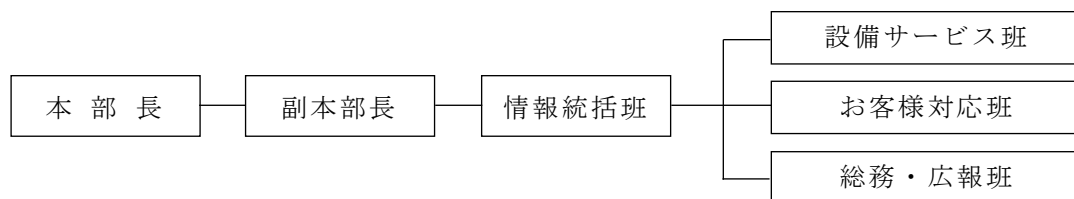
(1) 電気通信設備の担当機関

機関名	所在地	連絡電話
NTT西日本(株) 兵庫支店	神戸市中央区 海岸通11番	災害対策室
		平日 TEL 078-393-9440
		夜間・土・休日 TEL 078-393-8320 FAX 078-326-7363

(2) 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及
 び災害復旧を実施する。

ア 災害対策本部の組織



【情報統括班】

- 災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。
- また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

イ 所掌事項

情報統括班	災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	ユーザーへの対応
総務・広報班	社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

(3) 応急復旧

ア 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなることを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

イ 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

ウ 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- (ア) 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (イ) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- (ウ) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
- (エ) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (オ) 臨時・災害時用公衆電話の設置
- (カ) 停電時における公衆電話の無料化

エ 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段について、広報活動を実施する。

- (ア) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- (イ) 非常・緊急電話及び非常・緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取り扱う。
- (ウ) 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。
- (エ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」での輻輳緩和を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)
- (オ) 一般利用者に対する分かりやすい広報活動を実施する。
- (カ) NTT西日本(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- (キ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否確認は困難になる。そのような状況下でも安否確認システム「災害用伝言ダイヤル(171)」 「災害用伝言板(web171)」を確立する。

a 提供の開始

- (a) 地震、噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合に開始する。

- (b) 被災者は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人等はその内容を聴取又は閲覧して安否等を確認する。

b 伝言の条件

「災害用伝言ダイヤル（171）」

- (a) 登録できる電話番号（被災地電話番号）
加入電話、ISDN、ひかり電話、携帯電話等の電話番号
- (b) 伝言録音期間 1伝言当たり30秒間
- (c) 伝言保存期間 提供終了まで
- (d) 伝言蓄積数 1電話番号当たりの伝言数は1～20伝言で、提供時知らせる。

「災害用伝言板（web171）」

- (a) 接続条件 インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- (b) アクセスURL <https://www.web171.jp>
- (c) 伝言登録数 伝言板（伝言メッセージボックス）当たり20件まで（20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
- (d) 伝言板（伝言メッセージボックス）数
- 利用者情報なしの場合：1件
 - 利用者情報ありの場合：最大20件
- ※利用者情報は事前に登録が必要
- (e) 伝言保存期間 最大6ヶ月
- (f) 登録可能な伝言 定型文及びテキスト情報（伝言1件当たり100文字）
- (g) 伝言のセキュリティ 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- (h) 伝言通知機能 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

c 伝言通知容量

約800万伝言

d 提供時の通知方法

- (a) テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。
- (b) 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルを利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- (c) 避難所や災害時用公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

e 提供開始日

- ・災害用伝言ダイヤル（171）：平成10年3月31日
- ・災害用伝言板（web171）：平成24年8月30日

オ 復旧順位

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じ、優先順位を決め、適切な措置により回線の復旧を図る。

第3.2節 上水道に関する災害応急対策計画

1 基本方針

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
関係機関	西播磨水道企業団	(1) 応急対策の方法

3 取組み内容

(1) 応急対策の方法

西播磨水道企業団は、次のとおり応急対策を実施することとする。

ア 災害発生直後の対応

(ア) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

(イ) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

(ウ) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、国土交通省近畿地方整備局、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

イ 復旧過程

(ア) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる復旧班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな復旧班として組織し、作業内容を指示することとする。

(イ) 施設毎の復旧方法

a 取水、導水及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気及び計装設備等の大規模な被

害については状況に応じ、設備業者等の専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

b 送・配水施設及び給水管

配水池・ポンプ場については、aと同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

(a) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車等による応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、また、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水等により、できるだけ断水地域を解消することとする。

(b) 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目的に復旧を実施することとする。

(ウ) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

(エ) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

第3.3節 下水道に関する災害応急対策計画

1 基本方針

災害により被害を生じた下水道施設の応急対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	下水道班（下水道課）	（1）被災の想定と緊急措置
		（2）被害状況の把握と応急措置の実施
関係機関	相生市下水管理センター 包括維持管理業者 等	下水処理場等管理・応急対策

3 取組み内容

（1）被災の想定と緊急措置

ア 管路施設

- （ア） 管路の損傷等による路面の障害
交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講ずる。
- （イ） マンホール等からのいつ水
排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管を利用して緊急排水する。可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。
- （ウ） 吐き口等における護岸やゲート損傷による浸水
河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置をとる。また、浸水区域では、マンホールの蓋が外れている場合が多いので、市民に注意を喚起するとともに、その確認を急ぐ。

イ ポンプ場及び処理場施設

- （ア） ポンプ設備の機能停止
損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講ずる。
- （イ） 停電及び断水
設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。
- （ウ） 自動制御装置の停止
現場の手動操作によって運転することとなるので、平素から操作要領の策定・習熟に努めておく。

- (エ) 燃料タンク等からの危険物の漏洩
危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は、速やかに応急措置を講ずる。
- (オ) 消毒設備からの塩素ガスの漏洩
消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、保護呼吸器を着用して速やかに漏洩箇所の修復等に努めるとともに、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関に連絡する。
- (カ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏洩
地震発生後、速やかに点検を実施し応急措置を講ずる。
- (キ) 津波や高潮の発生
津波や高潮の発生が予想される場合は、止水用ゲートの閉鎖措置を講ずる。

(2) 被害状況の把握と応急措置の実施

災害の発生に伴い、下水道施設には上記(1)のような被害が想定される。処理場・ポンプ設備のみならず管路等を含むシステム全体について速やかに被害状況を把握し、次の事項に留意の上、緊急措置・施設の復旧等を実施する。

ア 被害状況の調査と点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を施さなければならない。また、調査・点検に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 二次災害のおそれのある施設等緊急度の高い施設から、順次重点的に調査・点検を行う。
- (イ) 調査・点検洩れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。
- (ウ) 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録しておく。

イ 応急復旧計画の策定

被災箇所の応急復旧にあっては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度等を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努めることとする。

ウ 防災体制の整備

応急措置を迅速・効果的に実施するため、下水道の管理機関は、平素から次の事項について整備に努める。

- (ア) 防災組織・配備体制の確立
- (イ) 応急対策用資機材の整備
- (ウ) 応急対策用資機材の確保等のため、民間企業との協力体制の確立
- (エ) 他の地方公共団体との相互応援体制の整備

第34節 道路災害対策

1 基本方針

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害や災害につながる自動車事故等が発生した場合は、市、各道路管理者、消防、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 災害情報の収集・連絡
		(2) 市の対策活動
		(3) 道路管理者の対策活動
		(4) 被災区域への流入抑制
		(5) 代替輸送の実施
関係機関	兵庫県	県の対策活動
	西はりま消防組合相生消防署	消防の対策活動
	兵庫県警	警察の対策活動
	道路管理者	道路管理者の対策活動

3 取組み内容

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 災害情報等の連絡

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県及び市に連絡することとする。また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察署に報告する。（道路交通法第72条）

市は、入手した情報を直ちに県災害対策センター、関係機関等へ連絡する。

イ 被害情報の収集・連絡

各道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

防災班は、関係機関と連携し、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、防災班は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班及び西はりま消防組合相生消防署は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第12節を参照

ウ 応急対策活動情報の連絡

各道路管理者は、応急対策等の活動状況、対策本部設置状況を国土交通省に連絡する。
防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。
県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

(2) 市の対策活動

ア 活動体制

市長は、市域で道路災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」に準じ、適切に行う。

イ 応急対策活動

関係各部は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (ア) 負傷者の救出・救助及び医療救護
- (イ) 消火活動及び相互応援協定に基づく応援要請の実施
- (ウ) 周辺市民への災害広報の実施
- (エ) 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供
- (オ) 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- (カ) 第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第17節「遺体処理計画」により遺体の保存、身元確認を行う
- (キ) その他必要な措置

(3) 道路管理者の対策活動

ア 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

イ 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (ア) 状況に応じた通行規制並びに警察及び交通機関への連絡等
- (イ) 道路障害物の除去等の応急復旧による道路交通の確保
- (ウ) 道路施設の応急復旧
- (エ) 災害広報の実施
- (オ) 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- (カ) その他必要な措置

ウ 相談体制の整備

県と協議し、事故災害による被災者及び発生場所付近の市民等に対する心身の健康や生活全般に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口や被災者相談窓口などにおいて相談に応じるほか、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持する。

(4) 被災区域への流入抑制

兵庫県地域防災計画の定めるところにより、管轄の警察署は、危険物等特定のための検索・調査等を実施するとともに、警戒区域設定を行い、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等の対策を行う。

(5) 代替輸送の実施

道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、県警察本部、市その他関係機関は、幹線道路が長時間にわたって使用不能になる場合など、必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施する。

第35節 鉄道災害対策

1 基本方針

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害が発生した場合は、市、鉄道事業者、消防、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

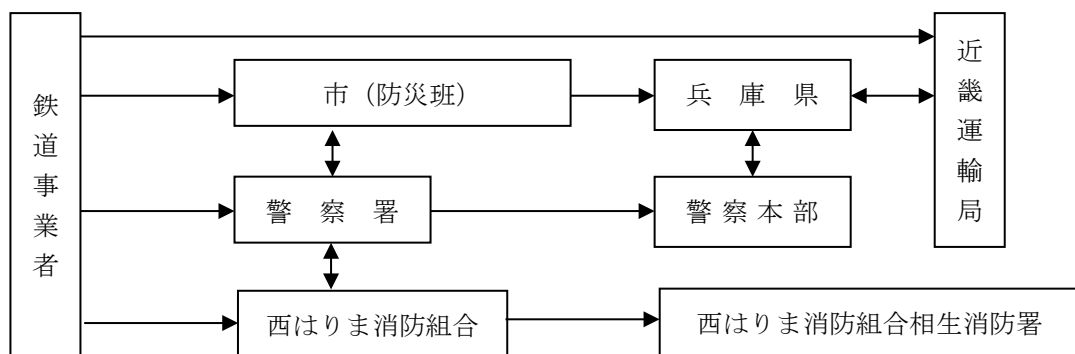
	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）災害情報の収集・連絡
		（2）市の対策活動
		（3）被災区域への流入抑制
		（4）代替輸送の実施
関係機関	兵庫県	県の対策活動
	西はりま消防組合相生消防署	消防の対策活動
	兵庫県警	警察の対策活動
	西日本旅客鉄道（株）	鉄道事業者の対策活動

3 取組み内容

（1）災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

大規模な鉄道災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、消防、警察及び市に連絡し、本部事務局は第1報を県災害対策センターに連絡する。



イ 被害情報の収集・連絡

防災班は、関係機関と連携し、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班及び西はりま消防組合相生消防署は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第12節を参照

ウ 応急対策活動情報の連絡

防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 市の対策活動

ア 活動体制

市長は、市域で鉄道災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

イ 応急対策活動

関係各部署は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (ア) 負傷者の救出・救助及び医療救護
- (イ) 消火活動及び相互応援協定に基づく応援要請の実施
- (ウ) 周辺市民への災害広報の実施
- (エ) 周辺市民への避難の指示
- (オ) 関係機関等との連携に基づく被災者の家族関係者からの問合せ対応や各種情報提供
- (カ) 第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第17節「遺体処理計画」により遺体の保存、身元確認を行う
- (キ) その他必要な措置

ウ 相談体制の整備

県と協議し、事故災害による被災者及び発生場所付近の市民等に対する心身の健康や生活全般に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口や被災者相談窓口などにおいて相談に応じるほか、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持する。

(3) 被災区域への流入抑制

兵庫県地域防災計画の定めるところにより、管轄の警察署は、危険物等特定のための検索・調査等を実施するとともに、警戒区域設定を行い、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等の対策を行う。

(4) 代替輸送の実施

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努める。

第36節 航空災害対策

1 基本方針

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合は、市、航空運送事業者、消防、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）航空災害の応急活動の実施
		（2）災害情報の収集・連絡
		（3）市の対策活動
関係機関	兵庫県	県の対策活動
	西はりま消防組合相生消防署	消防の対策活動
	兵庫県警	警察の対策活動
	国土交通省・兵庫県	関係事業者の対策活動

3 取組み内容

（1）航空災害の応急活動の実施

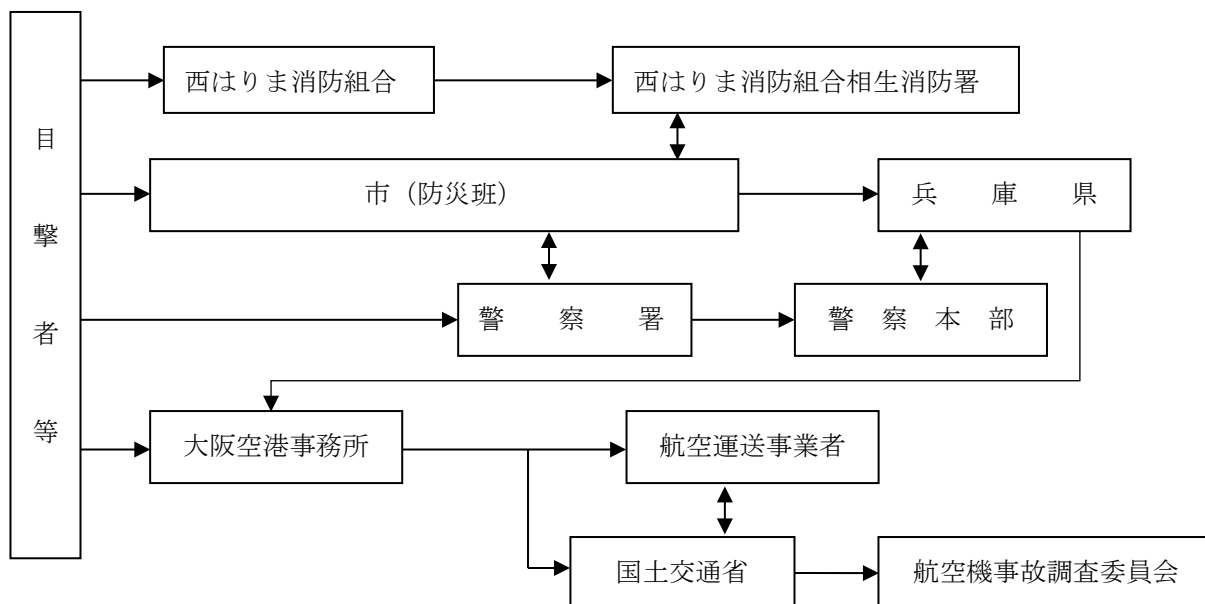
市長は、市域で航空災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

（2）災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

（ア） 民間航空機の場合

航空災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）、目撃者等は、速やかに市、消防、警察等に連絡し、防災班は、第1報を県災害対策センターに連絡する。



前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運行する航空機について事故等が発生した場合は、直ちに国土交通省に連絡し、国土交通省は、事故情報等を関係省庁、県等に連絡する。

県は、国土交通省から事故等の情報を受けたとき、市、関係機関等に連絡する。

イ 被害情報の収集・連絡

防災班及び相生消防署は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、防災班及び相生消防署は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班及び相生消防署は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第1.2節を参照

ウ 応急対策活動情報の連絡

防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

(3) 市の対策活動

ア 活動体制

大規模な航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害対策本部体制を状況に応じて確立する。

イ 応急対策活動

被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (ア) 負傷者の救出・救助及び医療救護
- (イ) 消火活動及び相互応援協定に基づく応援要請の実施
- (ウ) 周辺市民への災害広報の実施
- (エ) 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供
- (オ) その他必要な措置

第37節 教育対策計画

1 基本方針

災害発生時における幼児、児童、生徒の保護、教育施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項を定め、これらの円滑な遂行を図る。

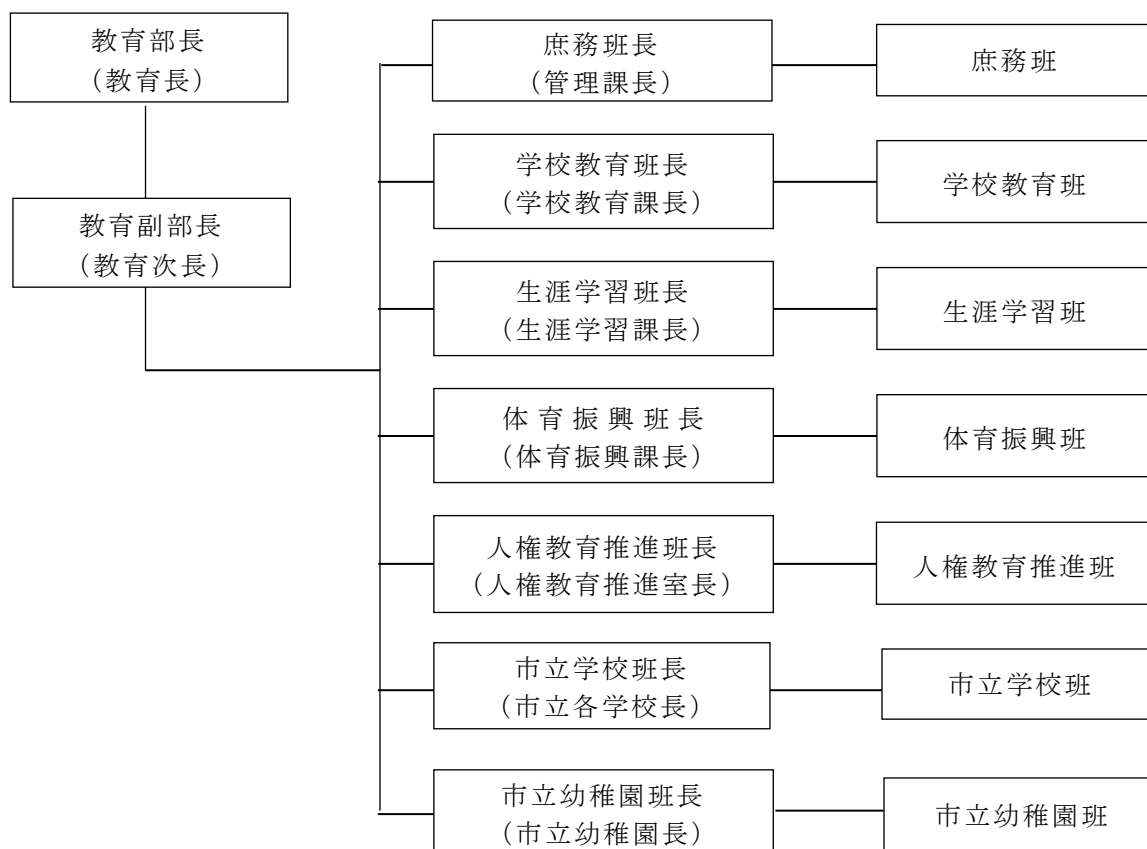
2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	教育部各班	(1) 実施体制（実施責任）
		(2) 被災状況の調査
		(3) 学校の休校措置
		(4) 教育施設の応急復旧対策
		(5) 学校施設と教職員の確保
		(6) 応急教育方法
		(7) 教材、学用品の調達及び支給
		(8) 学校給食等の措置
		(9) 児童・生徒等の健康管理
関係機関	兵庫県	文教対策の支援等
	小・中学校及び教育機関	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施

3 取組み内容

(1) 実施体制（実施責任）

応急教育対策の実施は、教育部を中心に県教育委員会やP T A等の教育関係団体の応援協力の下、実施する。



(2) 被災状況の調査

各班の班長は、分掌に基づき速やかに被災状況の調査を行い、災害対策本部に連絡する。

(3) 学校の休校措置

(ア) 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力することとする。

(4) 教育施設の応急復旧対策

ア 応急復旧対策の実施計画

応急復旧対策の実施計画は、教育部庶務班が行う。

イ 被害の発生した学校、幼稚園への措置

被害の発生した学校、幼稚園は、災害の多少を問わず次の措置を講ずる。

(ア) 軽易な被害の復旧については、学校(園)長が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞

なく教育部庶務班に報告する。

- (イ) 業者を必要とする被害の復旧については、教育部庶務班の指示を受け、応急復旧を行う。
- (ウ) 被害を受けた部分については、本工事を実施する前に学校（園）長は、教育部庶務班の指示を受け、一時的な復旧作業を行う。
- (エ) 被害の状況により、職員を派遣し、機能の回復に万全を期す。
- (オ) 校（園）舎が全壊した場合は、応急教育計画に基づき、体育館の仮間仕切、仮設トイレ等の設置等をする。

ウ 被害の発生した社会教育施設への措置

被害の発生した公民館、歴史民俗資料館等社会教育施設には、イに準じた措置を行う。

エ 指定文化財への措置

被害の発生した国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市の教育委員会を經由して、県教育委員会へ報告することとする。

(5) 学校施設と教職員の確保

- (ア) 学校（園）長は、教育施設や幼児、児童、生徒の被災状況によって教育実施に困難を来したときは、適当な教育施設を確保するため、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、逐次、実施の状況を教育部学校教育班へ報告する。
- (イ) 被災教職員の裏付対策
 - a 複式授業の実施
 - b 二部授業の実施
 - c 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - d 教育委員会事務局職員の応援
- (ウ) 市教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、震災・学校支援チーム（EARTH）等の派遣を要請するものとする。また、必要に応じて、県教育委員会を通じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、国（文部科学省）の職員や他の地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を要請するものとする。

(6) 応急教育方法

- (ア) 学校（園）長は、教育施設や幼児、児童、生徒の被災状況を確認し、安全かつ適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに、実施の状況を逐次、教育部学校教育班へ報告する。
- (イ) 応急教育方法を実施するに当たり、次の事項に留意する。
 - a 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
 - b 幼児、児童、生徒の通学通園の安全を期するための適切な措置と指導
 - c 幼児、児童、生徒の衛生、保健管理上適切な措置と指導

(7) 教材、学用品の調達及び支給

- (ア) 学校(園)長は、災害により補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を逐次、教育部学校教育班に報告する。
- (イ) 教育部は、災害対策本部及び兵庫県災害対策本部教育部と連絡をとり、被災及び補給の状況を報告するとともに、教材、学用品の確保及び配給について適切な措置を講ずる。
- (ウ) 災害対策教育部長は、各学校(園)長からの報告により、学用品を一括購入し、各学校(園)長に配布する。
- (エ) 災害対策教育部長は、調査班等と被災の状況を調整する等、各学校(園)相互間で不均衡にならないように配慮しなければならない。
- (オ) 前号により配布を受けた学校(園)長は、これを児童、生徒に交付する。
- (カ) 災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、市長が知事の委任をうけて実施する。
- (キ) 災害救助法が適用された場合の実施方法は、災害救助法の定めるところによる。

災害救助法による実施基準

- 1 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ)に対して行うものとする。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- 3 学用品の給与のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内とする。
 - (1) 教科書費
教科書費、教科書の発行に関する臨時措置法、(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費
 - (2) 文房具費及び通学用品費
 - ①小学校児童 1人当たり 4,700円 以内
 - ②中学校生徒 1人当たり 5,000円 以内
 - ③高等学校等生徒 1人当たり 5,500円 以内
- 4 学用品の給与は、災害の発生の日から教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

備考 知事は、上記により難い特別な事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

(8) 学校給食等の措置

- (ア) 災害地域における学校給食の応急措置について、当該学校（園）の幼児、児童、生徒に対して臨時的に政府のあっせんの学校給食用脱脂粉乳及び小麦粉を使用して、学校給食を実施する場合は、兵庫県教育委員会に協議するものとする。
- (イ) 学校給食の実施に当たっては、教育委員会はその実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食、未実施の別）及び実施期間について県教育委員会へ報告する。
- (ウ) 応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

(9) 児童・生徒等の健康管理

- (ア) 被災幼児、児童、生徒への心のケア
 - a 教職員によるカウンセリング
 - b 電話相談等の実施
 - c 教育相談センター、県健康福祉事務所、こどもセンター等の専門機関との連携
- (イ) 教職員の心の健康管理
 - a グループワーク活動の展開
 - b 災害救急医療チーム派遣制度の確立

第38節 農林水産業関係応急対策計画

1 基本方針

気象、水象情報の把握に努め、農地、農道、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	農林水産班 (農林水産課)	(1) 基本的方向
		(2) 家畜防疫対策
		(3) 各種対策
関係機関	光都農林振興事務所 姫路農林水産振興事務所 兵庫西農業協同組合 相生市農業協同組合 姫路家畜保健衛生所 相生漁業協同組合 兵庫県農業共済組合赤相事務所	市が行う農林水産業関係被害調査、応急対策に関する協力 農作物等の災害応急対策についての指導

3 取組み内容

(1) 基本的方向

- (ア) 農林水産業の災害対策指導は、地域の実情に応じたものであるとともに、気象予報に即応した指導を迅速かつ適切に行うことを基本とする。
- (イ) 気象台が発表する予報等により、気象の推移に十分注意し、気象の変化に即応した適切な対策指導を図れるよう体制を整備し、災害情報収集、伝達に配慮する。
- (ウ) 災害対策の基本は、予防措置を的確に行い事前に被害を防止することにある。このため日常から必要な知識及び対応技術の普及に努めるとともに、迅速かつ的確な対策を講じるよう防災組織の整備に努める。

(2) 家畜防疫対策

市は、市域における被害情報を収集し、姫路家畜保健衛生所に報告することとする。

(3) 各種対策

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者への次の対策の徹底を図る。

ア 風水害(8月～11月)、集中豪雨(5月～8月)、長雨(4月～6月)対策

- (ア) 農業技術応急指導
被害農作物に対する応急技術指導を光都農業改良普及センター職員により実施する。
- (イ) 家畜防疫対策
緊急事態発生のおそれのある場所には、姫路家畜保健衛生所職員を動員して、予防液、治療薬、消毒薬の確保を期し、投薬、施術を実施して発生防止を図る。
- (ウ) 飼料確保対策
交通機関の開通を待って、緊急輸送を行う。また、飼料あっせんを行う。
- (エ) 流通対策
被害の場所、生産物の種類及び被害の程度により異なるが、出荷先の変更及び輸送経路の迂回等により滞貨を防止し、価格の維持に努める。
- (オ) ため池対策
 - a 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
 - b 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - (a) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (b) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削等応急工事
 - c 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- (カ) 漁船復旧資金の早期支払い
被害漁船には、早期に漁船保険金を支払うよう指導する。
- (キ) 災害復旧資金の早期貸付
天災融資、公庫資金等の復旧資金の貸付早期化を図る。
- (ク) 林業種苗
苗床に流入したときの排土と病虫害発生の予防を行う。
- (ケ) 施設(治山、林道)
編柵工の施工、谷止工の施工、林道仮橋の架橋
- (コ) 幼令林
引き起して根元を踏み固める。
- (サ) 壮年林
折損木の処理、改植
- (シ) 林地
編柵工の施工、谷止工の施工
- (ス) 主要作物
 - a 水稲
 - (a) 深水にして被害を軽くする。
 - (b) 倒伏稲を起こさない。
 - (c) 早期栽培は、早めに刈り取る。
 - (d) 塩害地は、散水して除塩を行う。
 - (e) 病虫害予防を行う。
 - (f) 予備苗代の設置
 - (g) 被害激甚地の植え替え

- b 麦
 - (a) 排水の励行
 - (b) 乾燥調整の合理化
- (セ) 野菜
 - a 根腐れ防止のための早期排水
 - b 海岸浜辺（8 km以内）は除塩を行う。
 - c 病害防止のための薬剤散布
 - d 尿素等の葉面散布
 - e 土壌酵素補給の中耕
 - f 軽い中耕と尿素を葉面に散布する。
 - g 状況による追肥
 - h 雨間利用による果菜類の側枝をとる。
 - i 短期土壌乾燥の防止に努める。
- (ソ) 果樹
 - a 倒木は、起こして支柱を立てる。
 - b 根群域を踏み固める。
 - c 樹勢回復を図るため液肥を施用する。
 - d 海岸近くの果樹園では散水し、除塩する。
 - e 排水を図るとともに表土の流出を防止する。
 - f 侵しよくを受け、根の露出したものは直ちに被覆する。
 - g 病害虫の発生を防止するため薬剤散布をする。
- (タ) 花き
 - a 温室、ハウス等の応急修理
 - b 病害蔓延防止のため薬剤散布
 - c 早期排水の励行
 - d 支柱、誘引の処理

イ 地震対策

- (ア) 水稻
 - a 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
 - b 成熟期で品質低下が懸念されている場合の早期収穫
 - c 地震後、田植えの際の丁寧な代かきと漏水防止への配慮
- (イ) 大豆
 - 地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施
- (ウ) 野菜
 - 市は、県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう、指導の徹底を行うこととする。
- (エ) 果樹
 - a 露出した根部の覆土（地震による地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない程度の場合）

- b 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- (オ) 花き
市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。
- (カ) しいたけ
市は、県及び林業関係団体と協力して、生産者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

ウ 霜害（初霜晩霜）対策

- (ア) 農業技術応急指導
被害作物に対する応急技術指導を光都農業改良普及センター職員により実施する。
- (イ) 水稻
 - a 苗代灌水により被害を軽くする。
 - b 苗代の再種付
 - c 予備苗代の準備
- (ウ) 野菜
 - a 霜の散水除去（ただし、凍結気温では中止）
 - b 病害防除、速効性肥料の施肥管理
- (エ) 花き
温室、ハウスの応急処理

エ 干害（冬期、夏期）対策

- (ア) 農業技術応急指導
被害農作業に対する応急技術指導を光都農業改良普及センター職員により実施する。
- (イ) 林業種苗
しきわらの実施
- (ウ) 主要作物
 - a 冬期麦
 - (a) 麦ふみの励行
 - (b) 水を入れる（走り水程度）。
 - b 夏期水稻
 - (a) 節水栽培の励行
 - (b) 強い品種の選定
 - (c) 表土の中耕
- (エ) 野菜
 - a 畦間灌水の実施
 - b しきわら等乾燥防止
- (オ) 果樹
 - a しきわらの励行
 - b 適量灌水

第39節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進

1 基本方針

降雨等による水害・土砂災害に備えた二次災害防災対策を実施する。また、本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、更にその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	建設農林総務班	(1) 対策内容
	下水道班 農林水産班	(2) 連絡体制
関係機関	光都土木事務所	公共土木施設（所管）の応急対策
	光都土地改良センター	
	ため池管理者	ため池管理・応急対策
	農地の管理者	農地管理・応急対策
	農業用施設の管理者	農業用施設管理・応急対策

3 取組み内容

(1) 対策内容

ア 土砂災害

- (ア) 市は、総合的な土砂災害対策を推進することとする。
- (イ) 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (ウ) 市は、それぞれの管理する箇所ですべての緊急対策を実施することとする。
 - a 緊急復旧資材の点検・補強
 - b 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置）
 - c クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (エ) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (オ) 市は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

イ 道路

- (ア) 管理者（市においては市長。以下同じ。）は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握の上、関係機関に連絡する。
- (イ) 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡及び市民への周知を図る。

- (ウ) 管理者は、緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (エ) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。

ウ 河川等（下水道施設含む）

- (ア) 市は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握の上、管理者へ堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するよう依頼する。
- (イ) 市は、危険箇所について、関係機関への連絡及び市民への周知を図るとともに、管理者へ応急工事の実施を依頼し、警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図る。
- (ウ) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕、復旧に関する工事又は災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

エ ため池

- (ア) 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (イ) 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - a 緊急復旧資材の点検・補強
 - b ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削等応急工事
- (ウ) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

オ 森林防災対策

- (ア) 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (イ) 市等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - a 緊急復旧資材の点検・補修
 - b 警報機付伸縮計の設置
 - c 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定砂の除去
- (ウ) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

カ 農地・農業用施設対策

- (ア) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工所用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。
- (イ) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行うこととする。

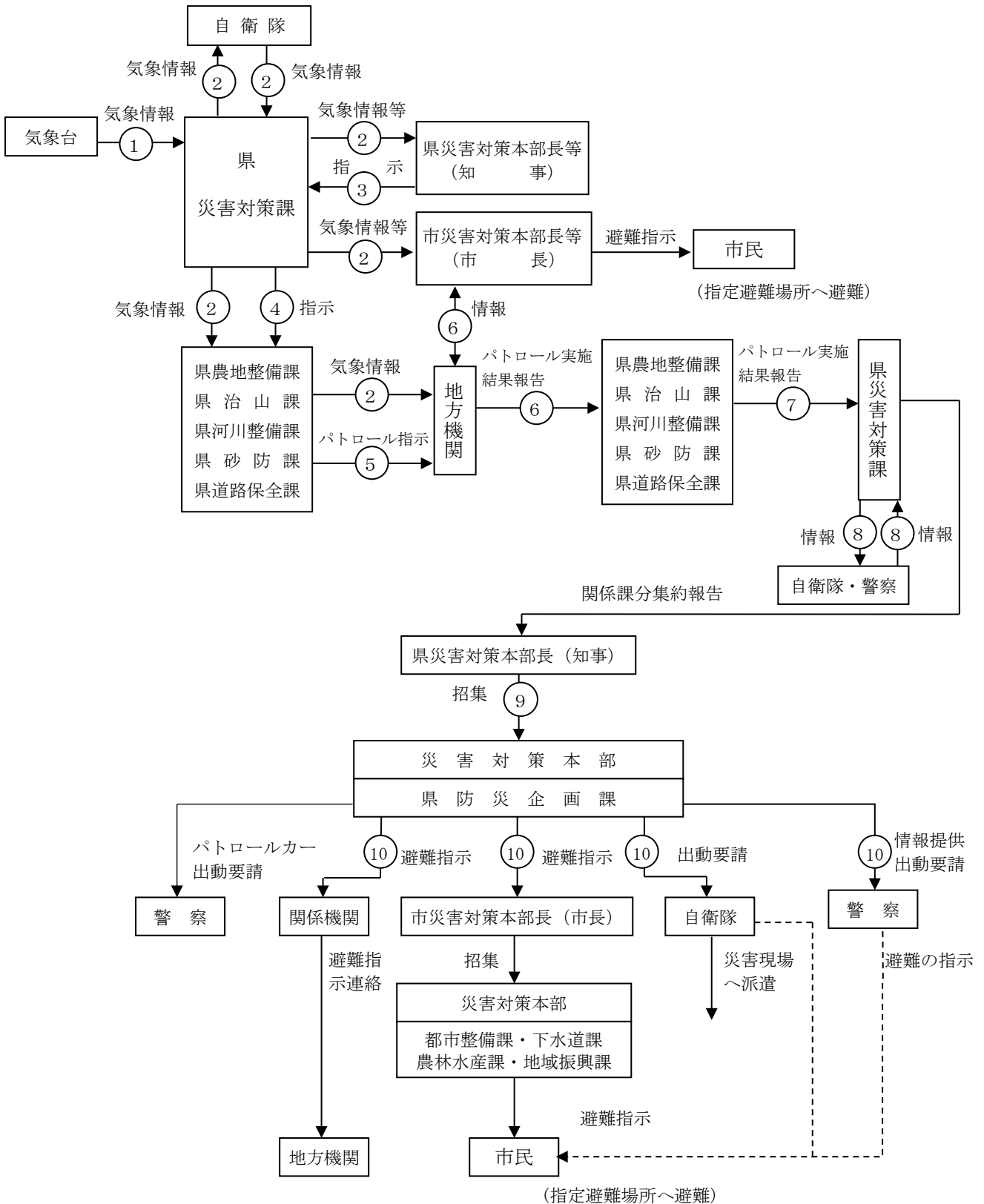
キ 宅地防災対策

- (ア) 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (イ) 市等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - a ビニールシート等の応急措置

b 宅地防災相談所等の開設

(ウ) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

(2) 連絡体制



第40節 大規模火災応急対策計画

1 基本方針

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 災害情報の収集・連絡
		(2) 消火活動の実施
		(3) 相互応援協定の運用
		(4) ヘリコプターによる情報収集
		(5) 警防計画
		(6) 市民等の活動
関係機関	西はりま消防組合相生消防署 隣接市町消防機関 県消防機関 消防団	消火活動の実施

3 取組み内容

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 被害情報の収集・連絡

防災班は、関係機関と連携し、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第12節を参照

イ 応急対策活動情報の連絡

防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

(2) 消火活動の実施

西はりま消防組合相生消防署は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な火災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め、迅速に対応することとする。

消防団は、管轄区域内の火災状況等の情報を収集するとともに、西はりま消防組合相生消防署と連

携を取りながら、消火活動を迅速に実施することとする。

(3) 相互応援協定の運用

西はりま消防組合は、その消防責任を果たすため、隣接市町との災害時応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

(4) ヘリコプターによる情報収集

県（消防課）は、大規模な火災が発生した場合に、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

(5) 警防計画

西はりま消防組合相生消防署は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図る。

(6) 市民等の活動

ア 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たることとする。

イ 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

第41節 海上災害応急対策計画

1 基本方針

津波や海上災害等により多数の人身事故及び船舶海難の発生、沿岸における火災の発生等甚大な災害の発生が予想される。これらの大規模な災害に対して迅速かつ的確に対処するため、市は関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を行う。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 建設農林総務班（都市整備課）	（1）海上災害の応急活動の実施
		（2）海難による人身事故への対処
		（3）油等の流出事故への対処
		（4）海上災害発生情報の伝達・周知
関係機関	兵庫県 西はりま消防組合相生消防署 姫路海上保安部	災害情報の収集及び伝達、海上交通の安全確保 危険物の保安措置、船舶航行の制限又は禁止 警戒区域の設定、捜索・救助活動

3 取組み内容

（1）海上災害の応急活動の実施

市長は、市沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

（2）海難による人身事故への対処

- （ア） 海上保安本部は、災害が発生した場合、被害規模等の情報の収集を行い、その情報連絡、人命の救助・救急活動、消火活動及び海上交通の交通安全等を進める。さらに避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処する。
- （イ） 県は、県沿岸部において海上災害が発生した場合、法令、兵庫県石油コンビナート等防災計画及び県地域防災計画等に基づき、海上保安本部等と連携をとり、必要な応急対応を速やかに実施するとともに、消火活動、負傷者等の救急医療活動を支援し、かつ、総合調整を行う。
- （ウ） 西はりま消防組合相生消防署は、当該地域付近において海上災害が発生した時は、自ら救助・救命活動を実施するほか、姫路海上保安部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急活動等を行う。
- （エ） 遺体等の処理
海上保安官又は警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、指定する斎場に安置する。

ただし、災害の状況により、施設管理者と協議して他の施設に遺体安置所を開設する。

(オ) 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部等による被害規模等の情報収集	・県海上災害対策本部、地方本部設置	・沿岸市町の災害対策本部の設置
捜索活動		・海上保安本部等へのり等による捜索活動	・海上保安部等と連携をとった県、県警へのり等による捜索活動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の捜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部は、県、沿岸市町等と連携をとり、救助・救急活動を行う。	・海上保安本部等と連携をとった救助救急のための県、県警へのりの出動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動
医療活動		・海上保安部から沿岸の関係市町への医療活動要請	・県は、沿岸の関係市町からの要請を受け、県立病院の救護班を派遣し、又は医療機関に救護班の派遣を要請	・沿岸の関係市町は医師を確保して救護班を編成し、負傷者等の医療、救護措置を行う。 ・沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社等の派遣要請等を行う。 ・要請に基づく医療機関の医療救護活動
消火活動が必要な場合		・海上保安部は、沿岸市町の消防機関と連携をとり、消火活動を行う。	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・沿岸市町の消火活動 ・沿岸市町は、必要に応じて消防応援協定締結消防機関に応援を依頼 ・沿岸市町は必要に応じて、県に県外の消防機関の派遣要請を行う。
緊急輸送活動		・海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する ・国土交通省神戸運輸監理部は県からの要請により、緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせんを行う。	・県警は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の到着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員の手配を行う。	・沿岸の関係市町は、被災の状況に応じて、車両等の確保、配置（困難な場合には県に対して調達のあっせんを依頼）

(3) 油等の流出事故への対処

- (ア) 海上保安本部は、当該船舶の船長等の措置が不十分又は不適切なため、油等の防除に十分な効果が上がらない場合、自らの装備・資機材を用いて海上における救助、油等回収に全力を挙げ、被害を最小限度に止めるための措置を講じる。
- 海上保安本部は、油等が流出し、陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、県にその旨連絡するとともに、海上での防除作業の支障のない範囲で、県、市の行う陸岸における回収作業を支援する。
- (イ) 県は、県の沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶおそれがあるときは、法令、県海上災害計画等に基づき、海上保安本部や沿岸の関係市等と連携を密にして、必要な応急対応を実施するとともに、市が処理する応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行う。
- (ウ) 市は、油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令、地域防災計画等に定めるところに従って、姫路海上保安部や県等と連絡をとり必要に応じ防除措置のための応急対策の実施に努める。
- (エ) オイルフェンス、油吸着材、油処理剤及び散布器具の常備
- 油事故に対する漁業者の自営組織を確立し、防災資材を常備して漁業被害の発生を最小限に食い止める。
- 災害が発生した場合には、漁協及び関係機関等の応援を求める。
- 護岸の決壊については、増破のおそれのあるもの、普通潮位、平水位においても、海水又は河水が流入するような箇所に仮締切、決壊防止工事等を行う。
- また、河口埋塞については、船行に危険又は支障があるものについて、埋塞土砂取り除きのため浚渫を行う。
- (オ) 回収作業従事者の健康対策の実施
- 回収作業従事者に、回収活動が安全に実施できるよう、健康管理上の注意事項を周知するとともに、必要に応じて現場に救護所を設置する。
- 市は、回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じて、兵庫県業務課に報告するとともに、健康被害者の発生に備えて病院の受入れ体制を整備する。
- 回収作業が長期化する場合、回収作業従事者及び地域市民の健康状態の悪化を防止するため、現場及び地域を巡回して健康相談を実施し、必要な措置を講じる。
- (カ) 二次災害の防止
- 重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止等と呼びかける。また、市は、県、県獣医師会、野鳥の会等関係機関の協力を得て、汚染海鳥等の動物の救護活動を実施する。なお、市は、県と連携をとり、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店及び魚介類加工品製造施設等へ県とともに立入検査を行うとともに、市民に情報公開を行う。また、漁業・水産関係者に対する情報提供、指導等に努め、安全性の確保を図る。
- (キ) 被災事業者、市民等の復旧支援
- 市は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、農業関係者、商工観光業関係者、市民等の回復を支援するため、臨時被害相談所の設置、各種資金の貸付等、必要に応じた措置を実施する。
- (ク) 事後の監視等の実施
- 市は、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

重油等の流出事故の場合

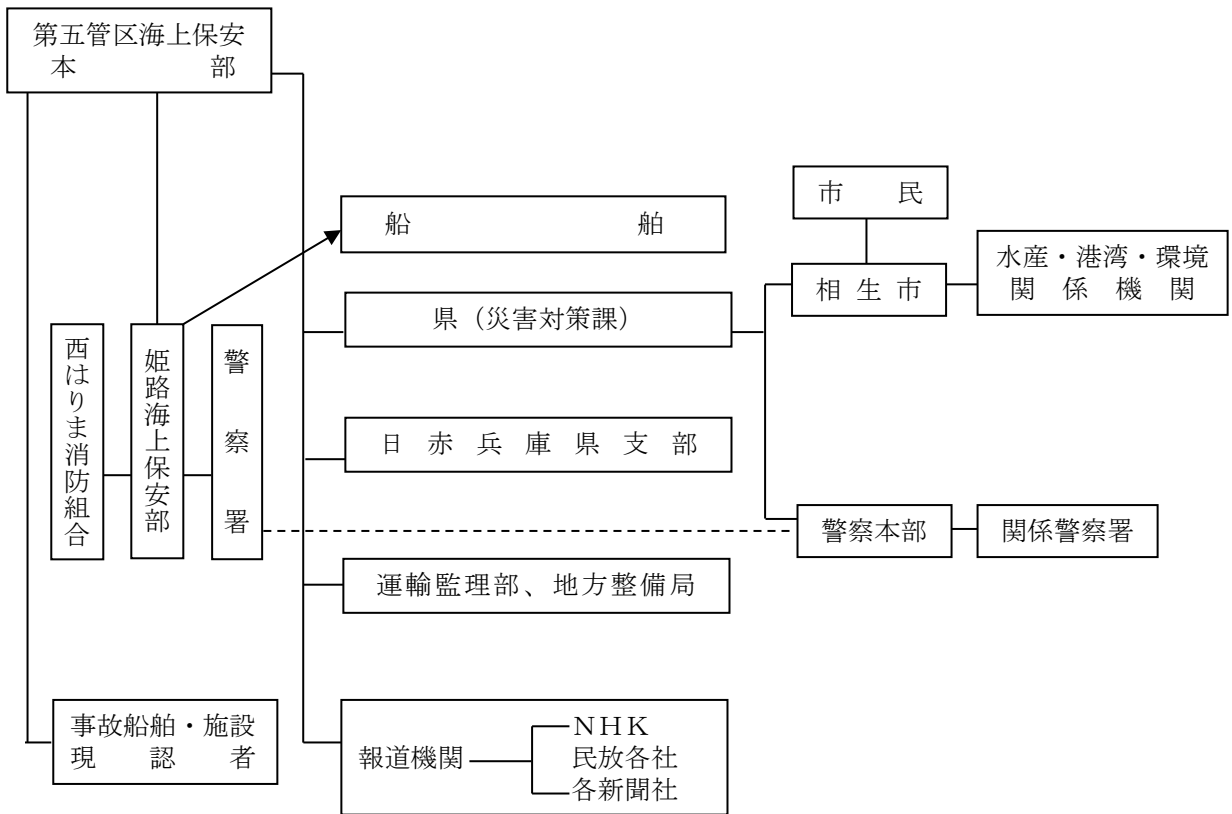
(通常の防除体制では、全ての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定)

事項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 防除措置の実施 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部から県等に情報連絡 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 海上災害警戒本部設置の準備 防除関係者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請 		<ul style="list-style-type: none"> 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施
(陸岸に漂着する可能性がある)		<ul style="list-style-type: none"> ヘリによる航空監視 	<ul style="list-style-type: none"> 海上災害警戒本部及び地方本部設置 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町の災害対策警戒本部設置 沿岸市町による防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			<ul style="list-style-type: none"> 海上災害対策本部及び地方本部設置 県民局等による陸岸のパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町災害対策本部設置 沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部の沿岸海域における防除作業 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、県等からの要請に基づき、海上での除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与 	<ul style="list-style-type: none"> 回収方針策定 沿岸市町の回収作業計画の総合調整 災害救援専門ボランティアの派遣 ボランティアの紹介窓口設置 必要により、自衛隊への派遣要請 必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町による回収作業計画の策定 沿岸市町による回収作業 沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

(4) 海上災害発生情報の伝達・周知

ア 防災関係機関への伝達

海上災害発生及びそれに伴う災害状況等への伝達は、次の伝達系統により行う。



イ 船舶・一般への周知

(ア) 船舶への周知

海上災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため災害の状況及び安全措置等について、概ね次の区分により一般船舶に対し周知に努める。

機 関	周 知 手 段	対 象 船 舶
第五管区海上保安本部	航行警報 安全通報	航行船舶 在泊船舶
姫路海上保安部	船艇、航空機等による周知	
放送局 { NHK 民放 }	テレビ ラジオ	船舶
港湾管理者	自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知	港内船舶

(イ) 沿岸市民への周知

流出油による災害が沿岸市民、施設等に波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民及び施設の安全と人心の安定を図るため、災害の状況及び安全措置等について、次の区分により沿岸市民に対して周知する。

第3編 災害応急対策計画
 第3章 円滑な災害応急活動の展開
 第41節 海上災害応急対策計画

機 関	周 知 手 段	周 知 事 項
市	防災行政無線等	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用の制限、禁止及び交通の制限、禁止に関する事項 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
警 察	パトカーの拡声器等	
海上保安部	船艇、航空機等の拡声器	
放送局 { NHK 民 放	テ レ ビ ラ ジ オ	

第42節 危険物施設等応急対策計画

1 基本方針

地震等により危険物施設等が損壊し、大規模火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の大規模災害が発生した場合は、防災関係機関による石油類、高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物の応急的保安措置を講じる。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）消防法に定める危険物（石油等）
		（2）高圧ガス
		（3）火薬類
		（4）毒物・劇物
関係機関	関係事業者	連絡通報、初期防除、応急救護、従業員等の避難、被災地区市民救済、防災資機材の調達
	西はりま消防組合相生消防署	避難誘導対策
	警察署	災害広報、広域応援要請
	兵庫県	

3 取組み内容

（1）消防法に定める危険物（石油等）

当該事業所が、西はりま消防組合相生消防署に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

（ア） 県・市・その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力の下に次の応急対策を実施することとする。

a 災害情報の収集及び報告

西はりま消防組合相生消防署は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じた逐次中間報告を行うこととする。

b 災害広報

市は、災害による不安・混乱を防止するため、防災行政無線、携帯メール（防災ネット）、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

c 救急医療

消防機関は、県その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施することとする。

d 消防応急対策

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

e 避難

市長は、相生警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行うこととする。

f 交通応急対策

道路管理者（市においては市長）、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全及び緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

g 給水

西播磨水道企業団は、地域防災計画に定めるところにより、必要に応じ飲料水を供給することとする。

h 市民救済対策

市は、県等と合同して市民の救済対策を講じることとする。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。

i 災害原因の究明

消防機関は、県等と合同して災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うこととする。

（２）高圧ガス

当該事業所が、西はりま消防組合相生消防署に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

（ア） 緊急通報

事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により市や防災関係機関に通報することとする。

（イ） 防災資機材の調達

応急対策に必要な資機材は事業所が調達することとするが、事業所による確保が困難な場合は、県や市と連携して防災資機材を調達することとする。また、市や防災関係機関は資機材の緊急輸送に協力することとする。

（ウ） 被害の拡大防止措置及び避難

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について決定し、避難の指示を行うこととする。

(3) 火薬類

当該事業所等が、西はりま消防組合相生消防署に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(ア) 販売所（庫外貯蔵所）における応急処置

事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を搬出するとともに、市や防災関係機関の連絡を密にして、対処することとする。

(イ) 被害の拡大防止措置及び避難

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について決定し、避難の指示を行うこととする。

(4) 毒物・劇物

当該事業所等が、県健康福祉事務所等に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について決定し、避難の指示を行うこととする。

第43節 危険物事故及び原子力等災害応急対応計画

1 基本方針

災害時における危険物（石油、放射性物質等）の保安及び応急対策並びに県外原子力災害等事案に対する応急対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 危険物（石油等）取扱事業所等
		(2) 原子力等災害の応急活動の実施
		(3) 放射性物質取扱事業所
		(4) 県外原子力災害等事案
		(5) 原子力災害等における避難等の実施
		(6) 警戒区域の設定
		(7) 救急・救助活動の実施
		(8) 消火活動の実施
		(9) 飲料水、飲食物の摂取制限等の実施
		(10) 放射性物質による汚染の除去
		(11) 社会秩序の維持対策
		(12) 心身の健康相談体制の整備
		(13) 各種制限措置の解除
関係機関	関係事業者	連絡通報、初期防除、応急救護、従業員等の避難、被災地区市民救済、防災資機材の調達
	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	警察署	避難誘導対策
	兵庫県	災害広報、広域応援要請
	兵庫労働局	災害原因の究明

3 取組み内容

(1) 危険物（石油等）取扱事業所等

ア 事業所等の措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

(ア) 連絡通報

- a 責任者は、発災時に直ちに119番で西はりま消防組合相生消防署に連絡するとともに、必要に応じて、付近市民及び近隣企業に通報することとする。
- b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

(イ) 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行うこととする。特に、近

隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講ずることとする。

- (ウ) 医療救護
企業内救護班は、応急救護を実施することとする。
- (エ) 避難
責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施することとする。
- (オ) 市民救済対策
企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済することとする。

イ 県、市その他関係機関の措置

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力の下に次の応急対策を実施することとする。

- (ア) 災害情報の収集及び報告
西はりま消防組合相生消防署は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。
- (イ) 災害広報
市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、防災行政無線、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。
- (ウ) 救急医療
当該事業所、県警察本部、海上保安本部、消防機関、県及び医療機関その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施することとする。
- (エ) 消防応急対策
 - a 消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施することとする。
 - b 県は、必要に応じて知事の上命指示権の発動及び他府県への応援要請を行うこととする。
- (オ) 避難
市長は、相生警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行うこととする。
なお、県は、災害の態様により、海上避難等につき調整を行うこととする。また、避難所については地域防災計画に定めるところによる。
- (カ) 災害警備
県警察本部及び海上保安本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期することとする。
- (キ) 交通応急対策
道路管理者（市においては市長）、県警察本部及び海上保安本部は、交通の安全及び緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期することとする。
- (ク) 自衛隊、日本赤十字社等の出動
県は、必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社等に出動要請を行うこととする。
- (ケ) 公共機関応急対策
関西電力及びその他の公共機関は、地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施することとする。
- (コ) 給水
西播磨水道企業団は、地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ飲料水を供給する

こととする。

(サ) 市民救済対策

企業、県及び市その他関係機関は、合同して市民の救済措置を講じることとする。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。

(シ) 災害原因の究明

県、県警察本部、兵庫労働局及び西はりま消防組合相生消防署は災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うこととする。

(2) 原子力等災害の応急活動の実施

市長は、原子力等災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

(3) 放射性物質取扱事業所

放射性物質に係る事故災害が発生した場合、事故が発生した事業者又は放射性物質の輸送者において被害の拡大防止、復旧作業等を行うように関係法令で定められているが、市においても市民の安全を確保するため、各章に定めるところにより対策を講じるものとし、放射性物質の特性から特に必要な対策についても講じることとする。

ア 放射性物質取扱事業所等の措置

- (ア) 放射性物質取扱事業所は、放射性物質の検知及び事故等が発生した場合、その状況について文部科学省、警察署、海上保安部、消防機関、赤穂健康福祉事務所（保健所）等へ通報するとともに、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づいて、応急措置をとる。
- (イ) 放射性物質取扱事業所は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

イ 市の措置

- (ア) 市及び西はりま消防組合相生消防署は、放射性物質取扱事業所等における放射性物質に係る事故等の発生を確認した場合、その旨を兵庫県企画県民部災害対策局消防課へ直ちに連絡する。
- また、状況に応じて近隣市町へも連絡する。
- (イ) 関係機関は、必要があるときは警戒区域を設定し、市民の立入り制限及び避難等の措置を実施するとともに、地域市民に対し広報活動等を実施する。
- (ウ) 放射線測定設備により放射線量の測定を行ったときは、県等に連絡する。
- (エ) 県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものから逐次報告する。）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第12節を参照

ウ 警察署の措置

- (ア) 警察署は、事故等の発生の通報を受けた場合、県警察本部と消防本部へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (イ) 必要により、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
- (ウ) 消防機関と共同して救助その他応急の措置、市民の避難誘導広報活動を実施する。

エ 県の措置

- (ア) 県は、市から事故等について通報があった場合は、直ちに国（消防庁）へ通報する。
- (イ) 市等の行う広報活動に必要な情報を提供する。
- (ウ) 必要により放送機関に対して、事故、応急対策の状況、市民のとるべき措置及び注意事項に関する放送を要請する。

オ 放射性物質取扱事業所以外の事故等

放射性物質取扱事業所以外の場所で放射性物質の発見や検出を認めた施設等の所有者、管理者若しくは占有者又は立会人等は、被爆を未然に防止するため、人々を近づけないなどの緊急措置を行うとともに、遅滞なく警察、消防等の各機関へ通報する。

カ 核燃料輸送車両の事故等

- (ア) 事業者は、核燃料の輸送中に緊急事態が発生した場合、15分以内を目途に文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、県、警察、消防、海上保安部等に連絡する。
- (イ) 県は、情報を市に連絡するとともに、国と連携して必要な対応を図る。
- (ウ) 警察、消防及び海上保安部は、人命救助、消火等、状況に応じ必要な対策を講じる。

キ 不法廃棄等事案の場合

- (ア) 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちに、その旨を西はりま消防組合相生消防署、県警察本部及び海上保安本部に通報することとする。また、関係法令による規制の対象となる場合又は対象となる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報することとする。なお、一般発見者の通報先は、西はりま消防組合相生消防署、県警察本部又は海上保安本部のいずれかとする。
- (イ) 県は、通報を受けた西はりま消防組合相生消防署から連絡を受けた場合は、その旨を消防庁に報告することとする。なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも連絡する。さらに、県及び市は、必要に応じ、災害等の応急対策を実施することとする。

(4) 県外原子力災害等事案

ア 県、市及びその他関係機関の措置

県は、県外において対象原子力災害等が発生した場合は、関係省庁、関係府県及び原子力災害等

が発生した原子力事業所の原子力事業者等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ、入手した情報を市等関係機関に提供することとする。

また、県及び市は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施することとする。

原子力発電所の事業者は、運転する原子力発電所において、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、県に連絡することとする。

イ 原子力災害時の情報収集・広報及び市民相談窓口の設置

(ア) 災害情報の収集及び報告

原子力発電所の事業者は、運転する原子力発電所において、原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、県に対して、情報連絡を行う。

市は、県と密接な連携をとり、情報の入手に努める。また、放射線量の測定を行ったときは、県等に連絡する。

(イ) 災害広報

県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

市は、市民等に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけなども行う。

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、防災行政無線、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

(ウ) 住民相談窓口の設置

市は、市民等からの問合せに対応する住民相談窓口を設置する場合は、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、ファクシミリ、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問合せの多い内容については、その回答とあわせて広報活動を実施し、住民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

(5) 原子力災害等における避難等の実施

事業所外運搬、県外原子力災害等事案に係る原子力災害等の発生など不測の事態に備え、必要な避難対策について定める。

ア 避難基準

(ア) 内閣総理大臣からの避難指示の実施の指示があったとき（原災法第15条）。

(イ) 事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められるとき。

(ウ) その他核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域市民が危険にさらされるおそれがあるとき。

(エ) 原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	○放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避又は避難すること。
50以上	500以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避又は避難すること。

注1) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注2) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成12年5月一部改訂、原子力安全委員会）より

イ 避難の際の注意事項

- (ア) 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。
- (イ) 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- (ウ) 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- (エ) ドア及び窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。また、感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- (オ) 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- (カ) 食品にはフタ、ラップ等をし、又飲料水を確保するためペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- (キ) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- (ク) 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力、分散して退避すること。

ウ 避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所要時間等を勘案の上、指定するが、原則としてコンクリート建物とする。設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して定める。

さらに、感染症流行下において、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することが必要である。

エ 県外からの避難の受入れ体制の整備

(ア) 想定される広域避難

市及び県は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。

(イ) 情報連絡体制の整備

a 避難元府県・市町との情報の交換

市及び県は、県外からの避難者の受入を迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元府県・避難元市町と連絡先を交換することとする。

b 避難者情報の共有

市は、随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行うこととする。

情報の例：幼稚園・保育園の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口および在宅の要配慮者数、避難経路、避難手段等

(ウ) 広域避難の受入体制の整備

a 組織体制の整備

市及び県は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。ただし、災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入が困難となった場合、速やかに県に報告することとする。

b 避難所の指定・開設

市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。県から避難所の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示することとする。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行うこととする。避難所の開設期間は、被災地域が広域にわたる等の原子力災害の特性に配慮し、目安として2か月を上限とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図ることとする。

c 車両一時保管場所の選定

市及び県は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努めることとする。

d 必要物資の把握、配布手順の確認

市は、避難元市町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水および生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておくこととする。また、受入市町は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておくものとする。

(エ) 避難者の相談及び情報提供

a 相談窓口の設置

市及び県は、避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力することとする。

b 避難者への情報提供

市及び県は、避難元府県・市町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努めることとする。

(6) 警戒区域の設定

- (ア) 市長は、対象原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める区域又は放射線が5 μ Sv/h以上検出される区域に対し、災害対策基本法第63条第1項に基づき「放射線警戒区域」を設定することとする。
- (イ) 放射線警戒区域内の活動に当たっては防護の3原則（距離・時間・遮断）を遵守することとする。
- (ウ) 市長は、放射線警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。
- (エ) 市長は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯のためのパトロールを実施することとする。

(7) 救急・救助活動の実施

負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第4節「被災者救出計画」及び第5節「救急医療対策計画」に準じて適切に行う。

(8) 消火活動の実施

西はりま消防組合相生消防署は、事業者からの情報や専門家等の意見と消防庁が定める「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

(9) 飲料水、飲食物の摂取制限等の実施

市は、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、市民に対し、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限・禁止、汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等の必要な措置を講じる。

(10) 放射性物質による汚染の除去

事業者は、市、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。市は、県と協議し、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、国の専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講じることとする。

放射性物質が発見された場所の管理者は、当該放射性物質の除去等を行うこととする。この際、市は、県と協議し、速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、国の専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講じることとする。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させることとする。

(11) 社会秩序の維持対策

市は、流言飛語の防止等について、県の措置に準じて適切に行う。また、対象原子力災害等の事後に実施する環境放射線等モニタリングについて、市は必要に応じて県と協議を行い、市民等が理解しやすい結果内容の広報に配慮する。

(12) 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、避難に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。市は、国及び県と連携し、不安軽減のための適切な情報を提供するとともに、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも配慮し、心身の健康に関する相談窓口を設置するなどの体制を確立する。

(13) 各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除の解除を行い、市内における安全が回復した旨を発表する。

第44節 高圧ガス事故応急対策計画

1 基本方針

高圧ガスに対する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 緊急通報
		(2) 災害対策本部等の設置
		(3) 応急処置の実施
		(4) 防災資機材の調達
		(5) 被害の拡大防止措置及び避難
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	事業者	関係機関への通報、応急対策措置

3 取組み内容

(1) 緊急通報

- (ア) 事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、県警察本部、市、西はりま消防組合相生消防署、海上保安本部）に通報することとする。
- (イ) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施することとする。

(3) 応急処置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に応じた適切な応急処置を実施することとする。

- (ア) 状況により、設備を緊急運転停止
- (イ) 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- (ウ) ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
- (エ) 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- (オ) 状況により、防災要員以外の従業員の退避
- (カ) 発災設備以外の設備の緊急総点検
- (キ) 交通規制、船舶航行禁止措置

(4) 防災資機材の調達

- (ア) 事業者は、防災資機材が不足し、又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達することとする。
- (イ) 県、消防機関は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合は、連携して防災資機材を調達することとする。
- (ウ) 県警察本部、消防機関、海上保安本部は、防災資機材の緊急輸送に協力することとする。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

- (ア) 事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、ガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努めることとする。
- (イ) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について協議することとする。
- (ウ) 市は、必要に応じ避難の指示を行うこととする。また、避難所については地域防災計画に定めるところによる。

第45節 火薬類事故応急対策計画

1 基本方針

火薬類事故については、当該事業所・事業者等が関係機関等に通報の上、当該事業所・事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 緊急通報
		(2) 災害対策本部等の設置
		(3) 応急措置の実施
		(4) 避難
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	事業者	関係機関への通報、応急対策措置

3 取組み内容

(1) 緊急通報

- (ア) 事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（市、県、西はりま消防組合相生消防署、県警察本部）等に通報することとする。
- (イ) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施することとする。

(3) 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連携を密にし、火薬類の性質に応じた適切な応急措置を講ずることとする。

ア 火薬類製造所における応急措置

- (ア) 作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。
- (イ) 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供することとする。

監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

イ 火薬庫における応急措置

- (ア) 事業者は、火薬庫周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出することとする。なお、搬出に当たっては、県警察本部、消防機関及び県等の関係機関と連携を密にして対処することとする。
- (イ) 事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは、消防機関（先着の消防隊員）に火災の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

ウ 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

- (ア) 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出に当たっては、県警察本部、消防機関及び県等の関係機関に対して、連携を密にして対処することとする。
- (イ) 事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

エ 消費場所における応急措置

- (ア) 火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。
- (イ) 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

オ 運搬中における応急措置

- (ア) 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。
- (イ) 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行うこととする。

(4) 避難

市は、必要に応じ避難の指示を行うこととする。また、避難所については地域防災計画に定めるところによる。

第46節 毒物・劇物事故応急対策計画

1 基本方針

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	(1) 事業者等の通報
		(2) 応急措置
		(3) 避難
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	事業者	関係機関への通報、応急対策措置

3 取組み内容

(1) 事業者等の通報

事業者は、毒物・劇物が流失し付近市民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、市、県健康福祉事務所、西はりま消防組合相生消防署、県警察本部等へ緊急通報を行うこととする。

(2) 応急措置

- (ア) 市は県とともに、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底することとする。
- (イ) 消防機関は、火災が発生した場合、施設管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めることとする。
- (ウ) 市は県とともに、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。

(3) 避難

市長等は、必要があれば避難の指示を行うこととする。

第47節 突発重大事案応急対策計画

1 基本方針

爆発事故、BC災害（細菌やウイルスなどの生物剤によるB（Biological バイオロジカル）災害、化学物質によるC（Chemical ケミカル）災害の総称）等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい災害から、市民を守るための各種応急対策について定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（1）突発重大事案発生時の対応
		（2）現地災害対策本部の設置
		（3）現地災害対策本部の機能
		（4）現地災害対策本部の設置場所
		（5）現地災害対策本部の廃止
		（6）BC災害による被害発生時の措置
		（7）雑踏事故対応の実施
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施

3 取組み内容

（1）突発重大事案発生時の対応

- （ア） 市長は、事故現場に出動した県警察本部、消防機関、海上保安本部等の機関から突発重大事案発生連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報することとする。
- （イ） 市は、当該事案の状況により、災害対策本部等を設置し、関係防災機関に連絡を行うとともに、状況により、職員を現場に派遣することとする。

（2）現地災害対策本部の設置

市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。

（3）現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況等情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たることとする。

- （ア） 災害情報の収集及び伝達
- （イ） 広報
- （ウ） 防災関係機関の情報交換
- （エ） 防災関係機関相互間における応急対策の調整

- (オ) 防災関係機関に対する応援要請
- (カ) その他必要な事項

(4) 現地災害対策本部の設置場所

- (ア) 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示することとする。
- (イ) 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たることとする。

(5) 現地災害対策本部の廃止

市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を廃止することとする。

(6) B C災害による被害発生時の措置

- (ア) 警察官、海上保安官又は消防職員は、B C災害により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、原因物品等を回収若しくは廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとることとする。
- (イ) 市民は、サリン等又はB C災害等の原因となる物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報することとする。
- (ウ) 市は県と協力し、B C災害の原因となる物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣を要請することとする。

(7) 雑踏事故対応の実施

- (ア) 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応
群衆の密度、行動等から雑踏事故発生のおそれがあると認識した開催者、警備員、警察官等は相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行うこととする。
- (イ) 雑踏事故発生時の対策
行事の主催者又は鉄道事業者等は、雑踏事故が発生した場合、迅速に消防機関、警察署等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場所を確保するなど、応急措置に努めることとする。
消防機関は、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を的確に把握し、救急・救助活動に迅速に着手することとする。また、必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。多数の負傷者が発生した場合、医療機関と連携を取り、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第47節 突発重大事案応急対策計画

警察署は、事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。また、事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。